

「やさしさマーク」



お年寄りや車いすの方などにも安全で利用しやすいように配慮した施設づくりをしている建物で、人にやさしいまちづくり条例の整備基準基準に適合している場合に「やさしさマーク」を交付しています。



人にやさしい まちづくり条例

施設整備マニュアル

平成19年3月
福島県

はじめに

福島県では、高齢者、障がい者を含むすべての人が個人として尊重されるとともに、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが重要であることにかんがみ、誰もがいきいきと暮らすことのできる障壁のない社会の構築を目指し、平成7年3月に人にやさしいまちづくり条例を制定しました。

条例制定以来、その普及啓発に努めるとともに、指定施設の整備に係る届出制度の運用や、バリアフリーのまちづくり活動事業などにより、高齢者、障がい者等に配慮した快適な生活環境の整備を着実に推進してまいりました。

しかしながら、条例制定後、相当の年数を経過し、障がい者等の社会参加の増大や「やさしいまちづくり」に対する県民意識の高まりなど、社会情勢等が変化してきていることから、これらに的確に対応するため、今般、さらに多くの方がより快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れながら、条例を改正いたしました。

この施設整備マニュアルは、事業者及び設計者、行政関係者をはじめ広く県民の手引書として作成したものです。

この施設整備マニュアルが、事業者及び設計者をはじめ、県民の皆様にも有効に活用いただくとともに、すべての人が個人として尊重され、安全かつ快適に生活することができる社会へ向けて、皆様の御協力よろしくお願いいたします。

人にやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル

CONTENTS

第1章 人にやさしいまちづくり条例の概要

1 条例の概要	4
2 公益的施設及び指定施設	5
3 指定施設と他法令との関係	6
4 届出等の手続きフロー	7

第2章 整備マニュアル

第1 建築物	11
1 利用者用の出入口	12
2 利用者用の廊下等	16
3 階段に併設される傾斜路	20
4 利用者用の階段	27
5 利用者用の昇降機及び乗降ロビー	30
6 利用者用の便所	33
7 利用者用の駐車場	41
8 利用者用の敷地内通路	43
9 観覧席・客席	47
10 利用者用の浴室	49
11 利用者用の更衣室及びシャワー室	49
12 客室	56
13 受付・案内カウンター及び記載台	58
14 公衆電話所	58
15 券売機	58
16 案内標示等	58
17 授乳及びおむつ交換の場所	61
第1の2 小規模施設	63
第2 建築物以外の公共の交通機関の施設	65
1 便所	66
2 授乳及びおむつ交換の場所	66
第3 道路	67
1 歩道及び自転車歩行者道	68
第4 公園	69
1 出入口	70
2 園路	70
3 休憩施設	70
4 階段	70
5 便所	71
6 案内表示	71
7 駐車場	71
8 照明	71
第5 駐車場	75
1 車いす使用者用駐車施設	76
2 出入口	76
3 照明	76

第3章 条例及び同施行規則

人にやさしいまちづくり条例	78
人にやさしいまちづくり条例施行規則	82

参考資料

基本寸法等	124
福島県建築基準条例(抄)	130
ふくしまユニバーサルデザイン推進指針(改訂版)(概要)	132
ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針(概要)	138
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	144
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	167
移動等円滑化促進に関する基本方針(国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)	179



第1章

人にやさしいまちづくり条例の概要

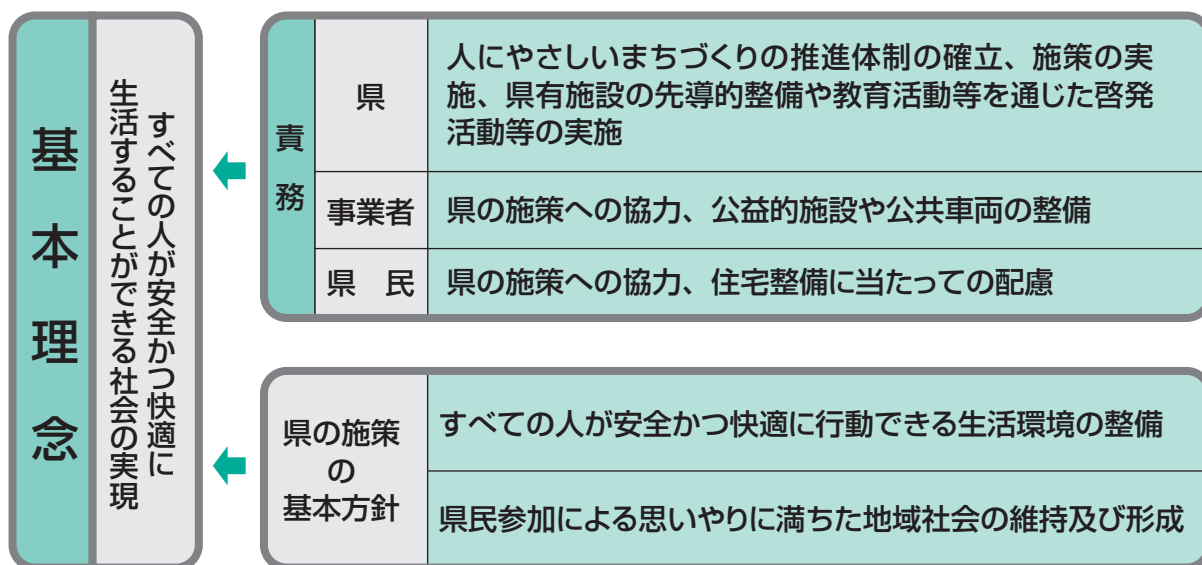


第1章 人にやさしいまちづくり条例の概要

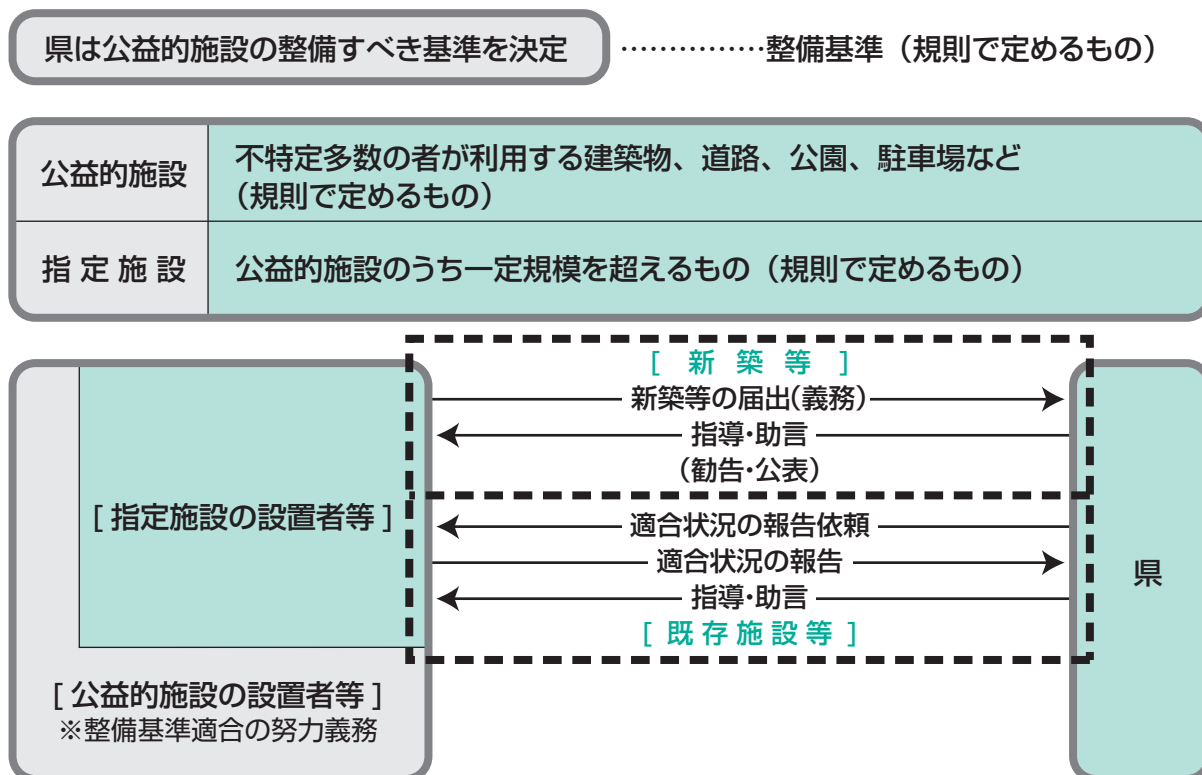
1 条例の概要

この条例は、高齢者、障がい者をはじめすべての人が安全かつ快適に暮らすことのできる社会を創るため、人にやさしいまちづくりの基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにし、人にやさしいまちづくりのために必要な施策の推進を図り、県民の福祉の増進に資することを目的に平成7年3月に制定したのですが、条例制定から約10年が経過し、その間、障がい者の社会参加の増加やユニバーサルデザインの考え方の普及等があり、それら社会情勢の変化に対応するため、今回、条例等の改正を行ったものです。

■基本理念



■公益的施設等の整備等



2 公益的施設及び指定施設

公益的施設	指定施設 (左欄のうち下記のもの)
第1 建築物	
1 社会福祉施設等……………老人福祉施設等	すべてのもの
2 医療施設……………病院、診療所	//
3 薬局	//
4 官公庁舎	//
5 学校等……………学校教育法の学校、専修学校、各種学校等	//
6 学習塾、華道教室又は囲碁教室、その他これらに類するもの	用途面積が 200 m ² 超
7 文化施設……………図書館、博物館等	すべてのもの
8 集会場等……………公民館、集会場等	//
9 公衆便所	//
10 火葬場	//
11 事務所……………金融機関（公益事業）の事務所	//
12 11 に掲げる事務所以外の事務所	用途面積が 3,000 m ² 超
13 公共の交通機関の施設	すべてのもの
14 理容所又は美容所	用途面積が 50 m ² 超
15 コンビニエンスストア等	用途面積が 100 m ² 超
16 15 に掲げるコンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗 ……………百貨店、物品販売店等	用途面積が 200 m ² 超
17 展示場	用途面積が 1,000 m ² 超
18 飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの	用途面積が 200 m ² 超
19 サービス業を営む店舗……………クリーニング取次店、貸衣装屋等	//
20 公衆浴場	用途面積が 300 m ² 超
21 宿泊施設……………ホテル、旅館等	用途面積が 1,000 m ² 超
22 娯楽施設……………劇場、映画館、遊技場等	//
23 体育館等……………体育館、ボウリング場、スケート場等	//
24 一般公共の用に供される自動車車庫	//
25 複合施設……………1 から 24 までに掲げる複合施設	用途面積が 3,000 m ² 超
26 共同住宅、寄宿舎又は下宿	一棟につき 50 戸超
第2 建築物以外の公共の交通機関の施設	
1 鉄道施設……………プラットホーム等	すべてのもの
2 港湾施設……………乗降タラップ等	//
3 空港……………保安検査場、旅客乗降橋等	//
4 バスターミナル……………乗降場等	//
第3 道路	
1 道路	すべてのもの
第4 公園等	
1 都市公園……………総合公園、運動公園、近隣公園等	すべてのもの
2 児童遊園	//
3 港湾緑地	//
4 動物園又は植物園	//
第5 駐車場	
1 駐車場……………路外駐車場、自動車駐車場	用途面積が 500 m ² 超

※用途面積とは、当該用途に供する部分の面積の合計をいう。

3 指定施設と他法令との関係

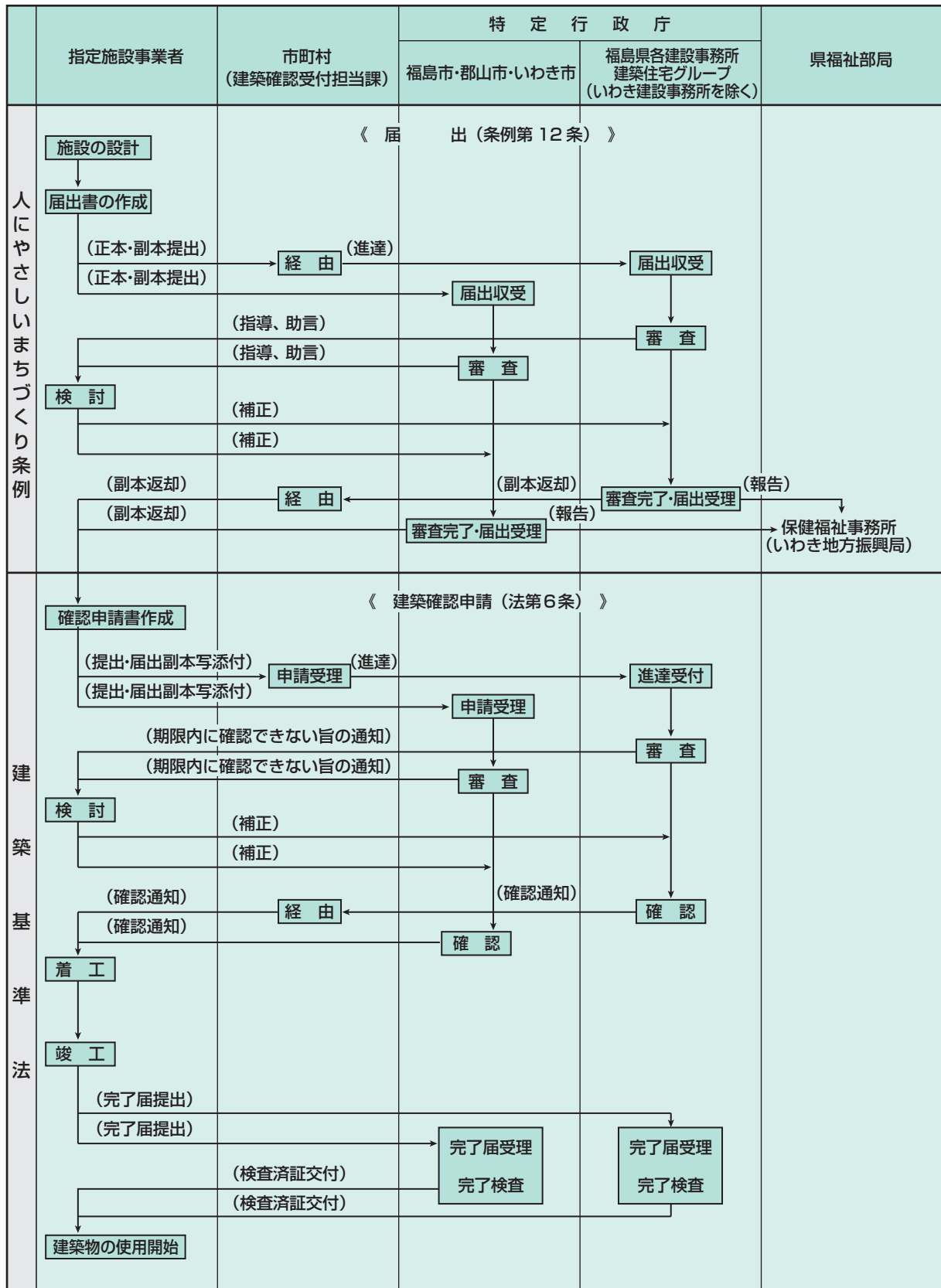
	すべてのもの	50㎡超	100㎡超	200㎡超	300㎡超	1,000㎡超	3,000㎡超	50戸超	他法令との関係
建築物	社会福祉施設等 (主として高齢者、 障がい者利用) 医療施設 薬局 官公庁舎 学校等 (特別支援学校) 文化施設 集会場等 火葬場、公衆便所 金融機関の事務所 公益事業の事務所	理容所 美容所		飲食店 物品販売業 を営む店舗 サービス業 を営む店舗	公衆浴場	宿泊施設 娯楽施設 展示場 体育館等 (一般公共) 一般公共 自動車車庫			建築基準法施行条例第3章の2の特定建築物 人によさしいまちづくり条例の指定施設 バリアフリー新法(特定建築物) ※1 バリアフリー新法(特別特定建築物2,000㎡以上) ※2
	社会福祉施設等 (主として高齢者、 障がい者利用以外) 学校等 (特別支援学校以外) 公共交通機関の施設	コンビニエ ンスストア 等	学習塾 華道教室 囲碁教室 キャバレー ナイトクラブ			複合施設 共同住宅 寄宿舎 下宿			
	すべてのもの								
建築物以外の公共交通機関の施設	鉄道施設 港湾の旅客施設 空港 バスターミナル								
	すべてのもの								
道路	道路								
	すべてのもの								
公園等	都市公園 児童遊園 港湾緑地 動物園 植物園								
	500㎡以上								
駐車場	路外駐車場(500㎡以上) 道路区域の駐車場								

※本表は、概括的に区分したものであり、用途を詳細に網羅したものではありません。

※1 バリアフリー新法……高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※2 公衆便所は50㎡以上

4 届出等の手続きフロー



A grayscale illustration of a landscape. In the upper left, a rainbow arches over a fluffy white cloud. Below, two hills are depicted. The foreground hill is larger and features several small houses and tall, thin trees. A second, smaller hill is visible in the background to the right. The entire scene is rendered in shades of gray against a light background.

第2章

施設整備マニュアル

整備マニュアルの考え方

条例及び規則に基づく施設整備を行う際の「整備すべき箇所」及び「整備基準」等を解説した整備マニュアルの考え方は、次のとおりである。

- 1 マニュアルで示している「整備すべき箇所」及び「整備基準」等は、規則の規定に基づいている。
- 2 マニュアルの「その他の注意事項」とは、特に規則に規定されていないが、すべての人が公益的施設を安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき事項として、望ましい整備水準を示したものである。
- 3 マニュアルの図解は、「整備すべき箇所」、「整備基準」及び「その他の注意事項」を具体的に図に表したものである。なお、「整備すべき箇所」及び「整備基準」については、できるだけ明確にし、また他と区別できるように表示することに努めた。
- 4 解説の図中においては、整備基準を満足する事項を●印、整備基準に準ずると考えられる事項を○印で示した。

整備基準（規則別表第2）第1
建築物

第 1-1 利用者用の出入口

公益的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下「利用者」という。）の用に供する出入口、駐車場へ通ずる出入口及び利用者の用に供する各室の出入口は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、80センチメートル以上（敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない場合を除き、直接地上に通ずる出入口のある階における屋外に通ずる出入口のうち1以上にあつては、90センチメートル以上）とすること。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、3の項に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号若しくは第2号又は第129条の12第1項第1号若しくは第5号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を併設する場合には、この限りでない。
- (3) 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。
 - ア 自動式に開閉する構造その他の車いすを使用する者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - イ 戸に衝突することを防止する措置を講じたものとすること。
- (4) 自動的に開閉する戸である場合にあつては、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けるなど利用者が戸に挟まれることのない構造とすること。

解 説

利用者の用に供する出入口をすべての人が容易に通行できるようにするため、建築物に設ける出入口の構造を定めたものです。

■ 整備すべき箇所

POINT 1

- 利用者の用に供する出入口
- 利用者の用に供する駐車場に通ずる出入口
- 利用者の用に供する各室の出入口

■ 整備基準

POINT 2

- ① 幅は、80センチメートル以上（敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない場合を除き、直接地上に通ずる出入口のある階における屋外に通ずる出入口のうち1以上にあつては、90センチメートル以上）
- ② 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。
- ③ 戸を設ける場合
 - ア 自動式に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸の設置
 - イ 戸に衝突することを防止する措置
- ④ 自動的に開閉する戸を設ける場合には、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置の設置

出入口の内法	幅とは、扉を開けたときに実際に通過できる幅であり、出入口の枠の内法から、引き戸の引き残し、引き戸の建具見込みを差し引いたものであり、車いすが通過できる最小限の寸法を80cm以上としている。 なお、直接地上に通ずる出入口のある階における屋外に通ずる出入口のうち1以上にあっては、90センチメートル以上とする。
出入口 屋外に通ずる— 駐車場に通ずる— 各室の—	屋外に通ずる建物の中から直接地上に通ずる出入口のこと。 駐車場に通ずる屋内の駐車場に通ずるものを含む。 各室の居室の出入口に限らない。
戸	衝突防止措置の具体策としては、透明な戸の部分にシール等で衝突防止標示を施す等の策が考えられる。

■その他の注意事項

[出入口の扉を自動ドアとしない場合の注意事項]

開きの形式	○開き戸よりも引き戸が使いやすい。極力引き戸とするよう努めること。
開きの形式	○引き戸にする場合でも、できる限り小さな力で開閉できるように上吊り式とし、扉の軽量化に努めること。
把手	○把手は、引き戸の場合は押棒、開き戸の場合はレバーハンドルやパニックバー等操作しやすいものを用いることが望ましい。
戸の操作空間	○把手廻りには、車いす使用者が戸の開閉を行う際に必要な空間を設けることが望ましい。

[支障とならない段差]

段差の形状	○高さを1cm程度とし、面取りをするなどして、歩行の際のつまずきの原因や車いすの通行の障害とならないようにすること。
-------	--

[その他]

その他	○開き戸の場合は内開きが望ましいが、やむを得ず廊下に面して外開き戸とする場合は、危険防止のため、開閉操作空間としてアルコーブを設けることが望ましい。
キックプレート	○扉には、必要に応じ、車いすフットレスト用の防護を設けることが望ましい。防護の高さは、床上35cm程度とするのが適当である。
ガラス 扉前後の空間	○衝突による事故防止のため、扉等のガラスには、安全ガラスとするのが望ましい。 ○出入口の室内側にも、車いす使用者が転回できる直径1.4m程度の水平な部分を設けることが望ましい。
風除室	○屋外に通ずる出入口には、車いす使用者が待機できる十分な広さの風除室を設けることが望ましい。
キャノピー	○屋外への出入口には、車の乗降時の雨よけのため、キャノピーを設けることが望ましい。

(●:整備基準、○:整備基準に準ずる事項)

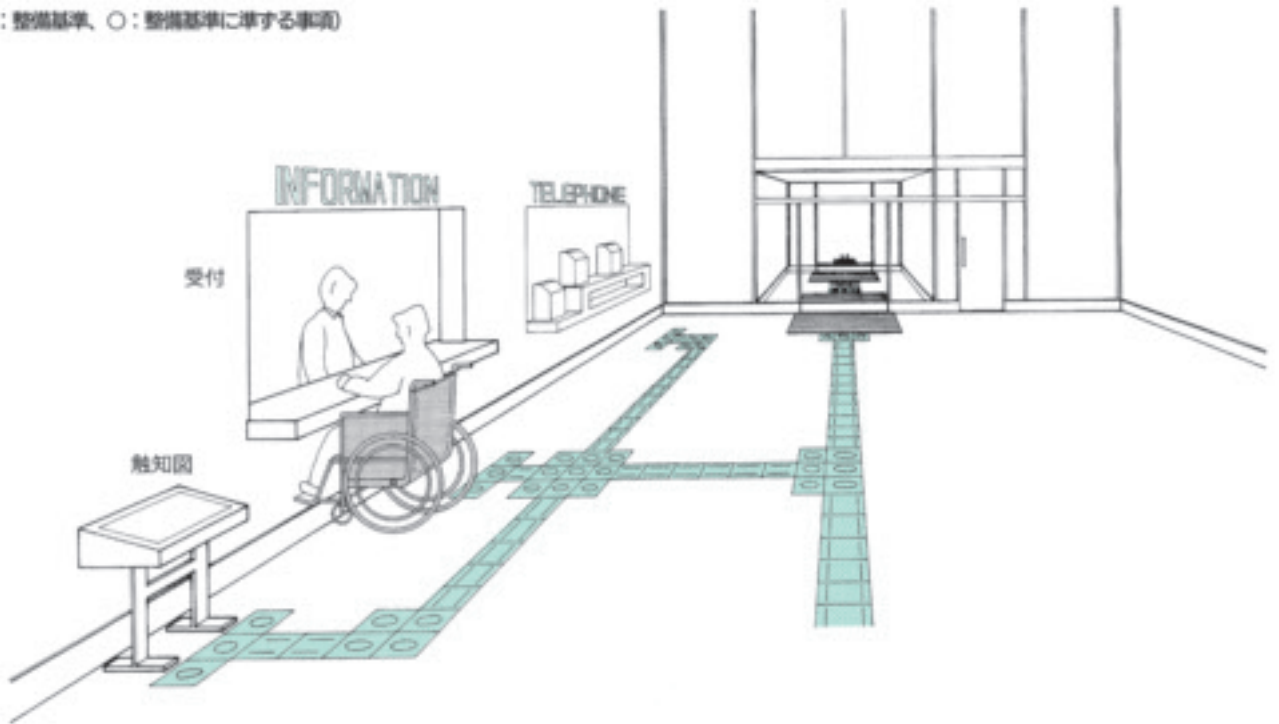
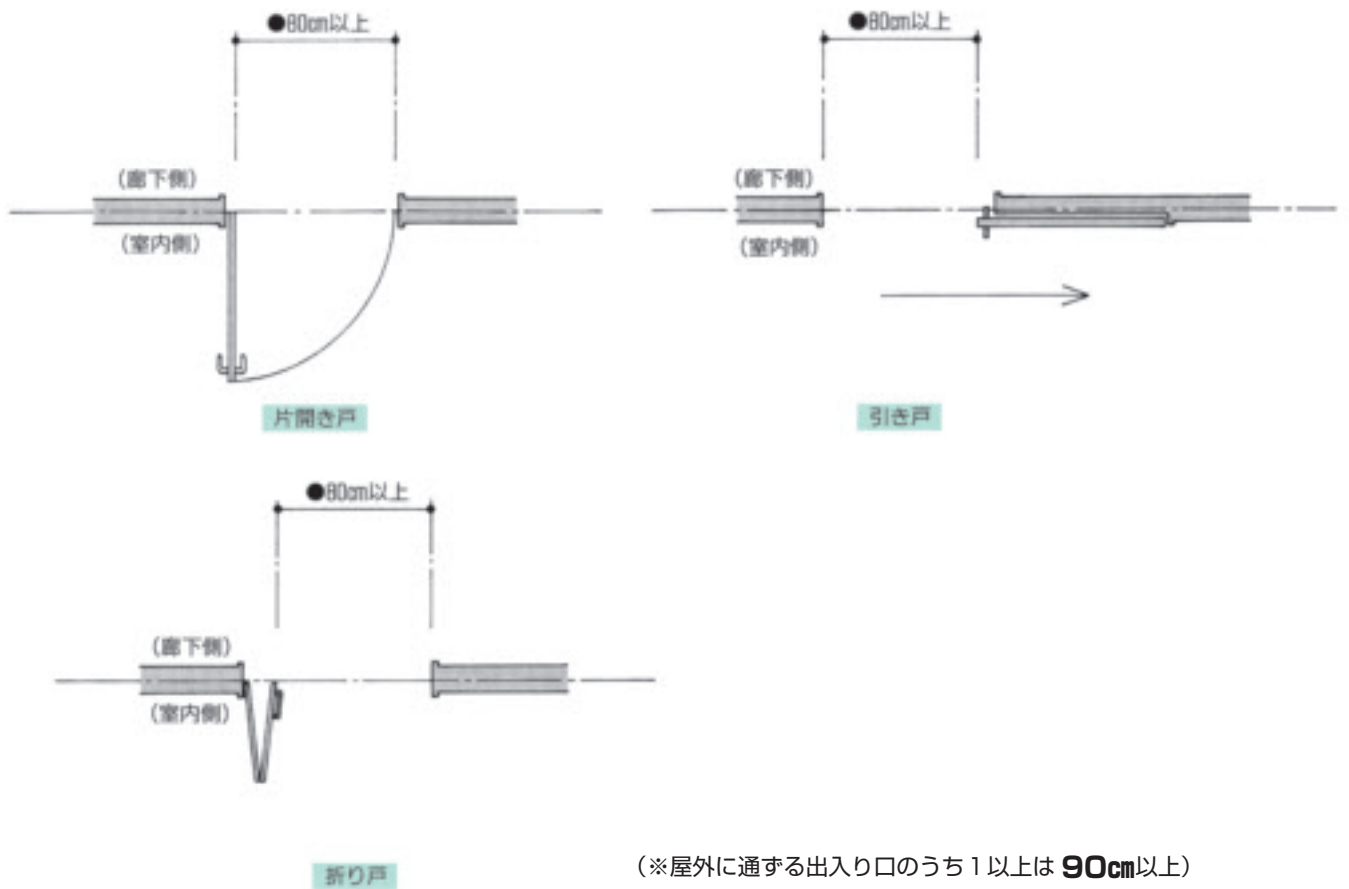


図 1-1 建物の出入口（屋外に通ずる出入口のうち 1 以上は **90cm**以上）



(※屋外に通ずる出入口のうち 1 以上は **90cm**以上)

図 1-2 出入口の幅員

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

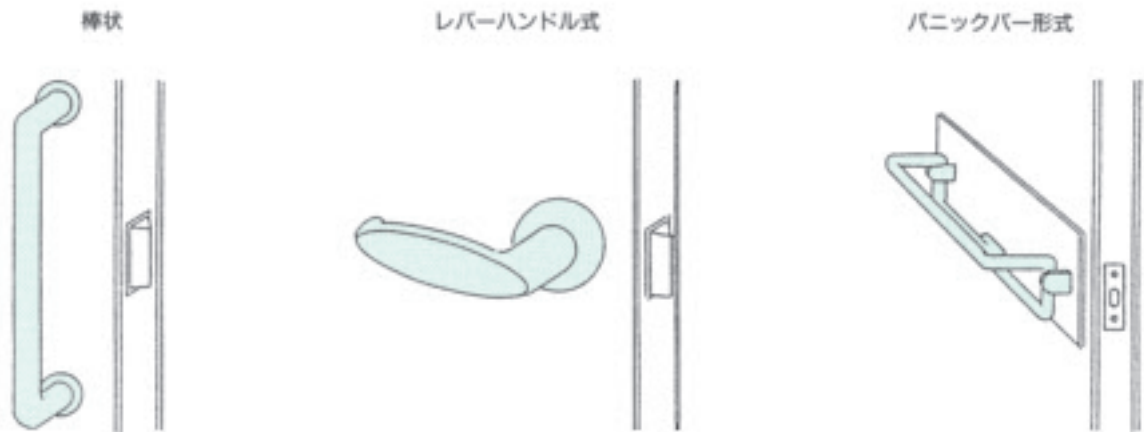


図1-3 把手の形状

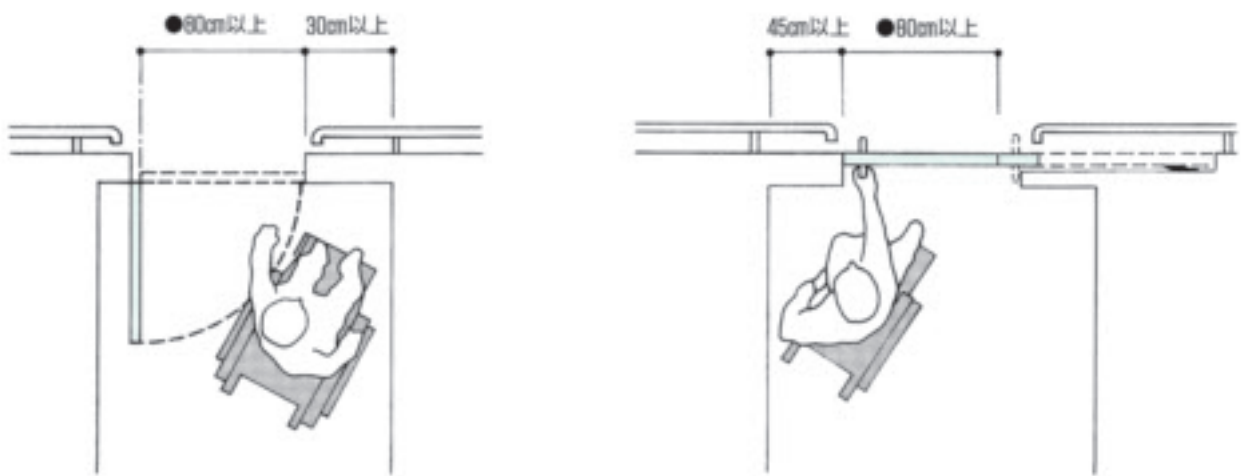


図1-4 戸の操作に要する空間



図1-5 支障とならない段差の例

第1-2 利用者用の廊下等

利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとする。
- (3) 傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造にするほか、次に定める構造とすること。
 - ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
 - イ その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- (4) 階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロック（視覚障がい者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別されるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該水平な部分が次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。
 - ア こう配が20分の1以下の傾斜がある部分の端に近接するものである場合
 - イ 高さが16センチメートル以下で、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜がある部分の端に近接するものである場合
 - ウ 一般公共の用に供される自動車車庫に設けられるものである場合
- (5) 屋外へ通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口及び6の項(1)に規定する便所に通ずる出入口から利用者の用に供する各室（以下「利用居室」という。）の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における廊下等は、(1)から(4)までに定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、1.2メートル以上とすること。
 - イ 末端の付近及び区間50メートル以内ごとに縦、横それぞれ1.4メートル以上の空間を設けること。
 - ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜がある部分とし、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
 - (ア) こう配は、12分の1以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜がある部分である場合のこう配は、8分の1以下とすること。
 - (イ) 高さが75センチメートルを超える傾斜がある部分である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の水平部分を設けること。
 - (ウ) 1の項に定める出入口並びに5の項に定める構造の昇降機及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。
- (6) 屋外へ通ずる出入口のうち一以上の出入口から人又は標識により視覚障がい者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等は、(1)に定める構造とするほか、進行方向を変更する必要がない風除室内（その戸が自動的に開閉する構造である場合に限る。）を除き、視覚障がい者誘導用ブロック（点状ブロック等及び線状ブロック等（視覚障がい者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声誘導装置等を設けたものとする。ただし、当該受付等に常時勤務する者を配置し、その者が当該受付等から屋外へ通ずる出入口を容易

に確認でき、かつ、視覚障がい者を誘導することができる場所その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

解 説

(1)から(4)までの規定は、すべての人が円滑に利用できるよう、利用者の用に供する廊下等に共通の仕様を定めたものである。一方、(5)の規定は、室内の各部分から屋外に通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口及び便所に通ずる出入口へ至る経路のうち少なくとも一以上は、車いすでも容易に通行できるようにするため、当該経路に当たる廊下等の構造を定めており、2段階の構成となっている。更に(6)では、以上の規定とは別に、視覚障がい者を受付等まで誘導する方法を規定している。

■整備すべき箇所

POINT 1

- 廊下A 利用者の用に供する廊下等すべて⇒(1)+(2)+(3)+(4)の規定適用
- 廊下B 屋外へ通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口及び便所に通ずる出入口から利用居室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における廊下等⇒(1)+(2)+(3)+(4)+(5)の規定適用
- 廊下C 屋外へ通ずる出入口のうち一以上の出入口から受付等までの廊下等⇒(1)+(2)+(3)+(4)+(6)の規定適用

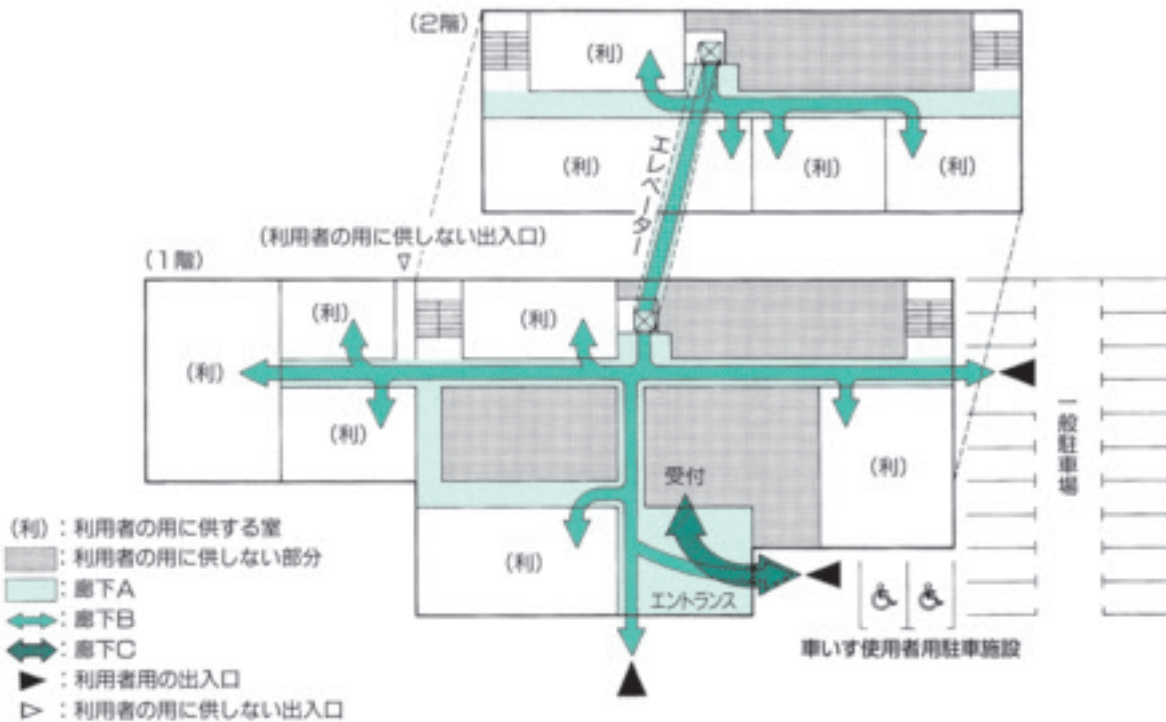


図2-1 廊下A, B, C

■整備基準（廊下A）

POINT 2

- ①表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ②段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとする。
- ③傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造にするほか、次に定める構造とすること。
 - ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
 - イ その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- ④階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロックを敷設すること。

■整備基準（廊下B）

POINT 3

- ①表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ②段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとする。
- ③傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造にするほか、次に定める構造とすること。
 - ア その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- ④階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロックを敷設すること。
- ⑤屋外へ通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口及び6の項(1)に規定する便所に通ずる出入口から利用者の用に供する各室（以下「利用居室」という。）の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における廊下等は、(1)から(4)までに定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、1.2メートル以上とすること。
 - イ 末端の付近及び区間50メートル以内ごとに縦、横それぞれ1.4メートル以上の空間を設けること。
 - ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜がある部分とし、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
 - (ア) こう配は、12分の1以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜がある部分である場合のこう配は、8分の1以下とすること。
 - (イ) 高さが75センチメートルを超える傾斜がある部分である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の水平部分を設けること。
 - (ウ) 1の項に定める出入口並びに5の項に定める構造の昇降機及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

■整備基準（廊下C）

POINT 4

- ①表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ②段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとする。
- ③傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造にするほか、次に定める構造とすること。

ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。

イ その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

④階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロックを敷設すること。

⑤屋外へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障がい者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等は、(1)に定める構造とするほか、進行方向を変更する必要がない風除室内（その戸が自動的に開閉する構造である場合に限る。）を除き、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声誘導装置等を設けたものとする。

廊下の幅	1.2m以上は車いす使用者と歩行者のすれ違いが可能であり、かつ、松葉杖使用者が円滑に通行できる寸法として規定したものである。したがって、手すりを設けた場合はその内法寸法とする。
転回所	手動車いすの場合、180度転回に直径1.4m以上、360度回転に1.5m以上のスペースを要する。したがって、車いす使用者が転回できる部分には、1.4m角以上の大きさとした部分やT字形の廊下交差部等が該当する。また、「末端付近」とは、廊下の末端から10m以内とする。
昇降機	昇降機は、高齢者や障がい者にとって重要な移動手段であるため、昇降機を設ける場合には、必ず昇降機を用いて屋外及び駐車場から各室へアプローチできるようにすること。
傾斜がある部分	高低差があった場合、廊下Bでは階段だけとすることができず、必ず傾斜がある部分を設けなければならない。傾斜のある部分の構造については、以下のとおりである。

■整備基準（段を設ける場合の構造）

POINT 5

- ①踊場を除き、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- ②主たる階段には、回り段を設けないこと。
- ③表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
- ④両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- ⑤踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- ⑥段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- ⑦段がある部分と連続して手すりが設けられている場合を除き、段がある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

■整備基準（傾斜がある部分の構造）

POINT 6

- ①両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- ②こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- ③その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする

第1-3 階段に併設される傾斜路

利用者の用に供する階段に併設される傾斜路（その踊場を含む。）は、2の項(1)及び4の項(4)に定めるほか、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、90センチメートル以上とすること。
- (2) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- (3) 傾斜のある部分にあっては、その前後の廊下等の水平な部分又は踊場との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする
- (4) 傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊場である場合を除き、傾斜がある部分に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が、次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。
 - ア こう配が20分の1以下の傾斜がある部分に近接するものである場合
 - イ 高さが16センチメートル以下で、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜がある部分に近接するものである場合
 - ウ 一般公共のように供される自動車車庫に設けられるものである場合

解 説

利用者の用に供する廊下に階段を設置する場合、すべての人が容易に通行できるように併設される傾斜路の構造を定めたものです。

■整備すべき箇所

POINT 1

- 階段に併設される傾斜路を設置する箇所

■整備基準

POINT 2

- ①表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ②両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- ③幅は、90センチメートル以上とすること。
- ④こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- ⑤傾斜のある部分にあっては、その前後の廊下等の水平な部分又は踊場との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- ⑥傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊場である場合を除き、傾斜がある部分に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

幅 | 1.2m 以上であるが、階段と並べて設置する場合にはスロープの部分の幅員は90cm 以上とすることができる。

■その他の注意事項

〔出入口の扉を自動ドアとしない場合の注意事項〕

段 の 数	○廊下の途中に設ける階段又は段は、4段以上とし、そこに段があることがはっきり認識できるようにすることが望ましい。
段 差 の 寸 法	○小さすぎる段差は換えて危険なので、各段差の寸法は、8～16cm 程度とすることが望ましい。
誘 導 用 ブ ロ ッ ク	○誘導用ブロックには、大別して線状ブロックと点状ブロックがあり、通常、線状ブロックは移動の方向を示し、点状ブロックは注意を喚起するために、経路の交差部等に用いる。
出 隅 の 面 取 り 壁 の 突 出 階 段 の 併 設	○柱側や壁の出隅は、面取りをする等して危険をなくすように努める。 ○柱型、消火器、掲示板等による壁の突出は極力なくすよう工夫する。 ○義足使用者や片まひ者は階段の方が利用しやすいので、スロープには緩こう配の階段を併設することが望ましい。
出入口に接する部分	○出入口に接する部分で傾斜や段差を設けない範囲の大きさは、車いすの方向を整えるため、1.4m 角以上とすることが望ましい。
休 憩 所 手 すり 形 状、 高 さ	○通路の要所に腰掛け等を設置し、利用者が休息できるよう配慮する。 ○手すりは、その形状及び設置する高さに配慮し、身長に応じて使い分けられるよう上下2段に設けることが望ましい。また、傾斜がある部分以外のも設けることが望ましい。 ○手すりの終端及び出隅周りの手すりは危険のないように処理することが望ましい。また、傾斜がある部分に設ける手すりの終端は、水平方向に30～45cm 程度延長することが望ましい。
点 字 表 示 キ ッ ク プ レ ー ト 照 明	○出入口で手すりが切れる箇所等、必要に応じて点字表示をすることが望ましい。 ○壁の下端には35cm 程度のキックプレートを設けることが望ましい。 ○照明はできるだけ明るくすることが望ましい。

(●:整備基準、○:整備基準に準ずる事項)

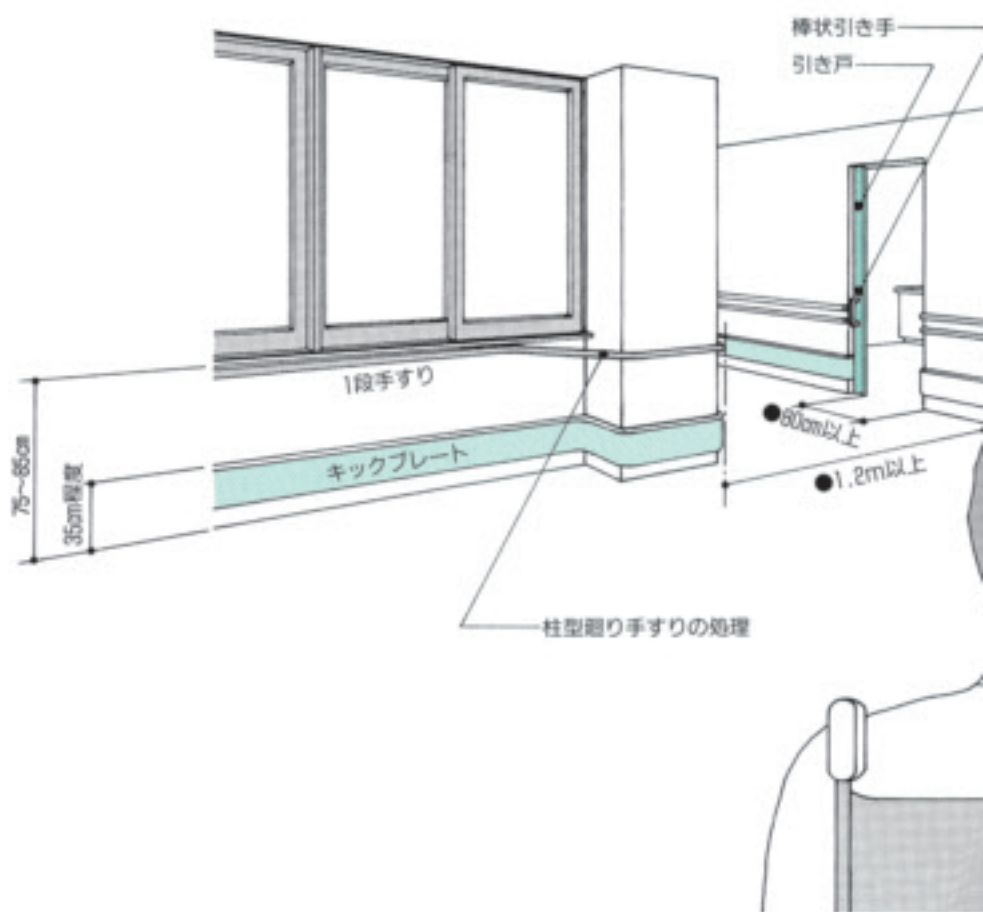


図2-2 利用者の廊下

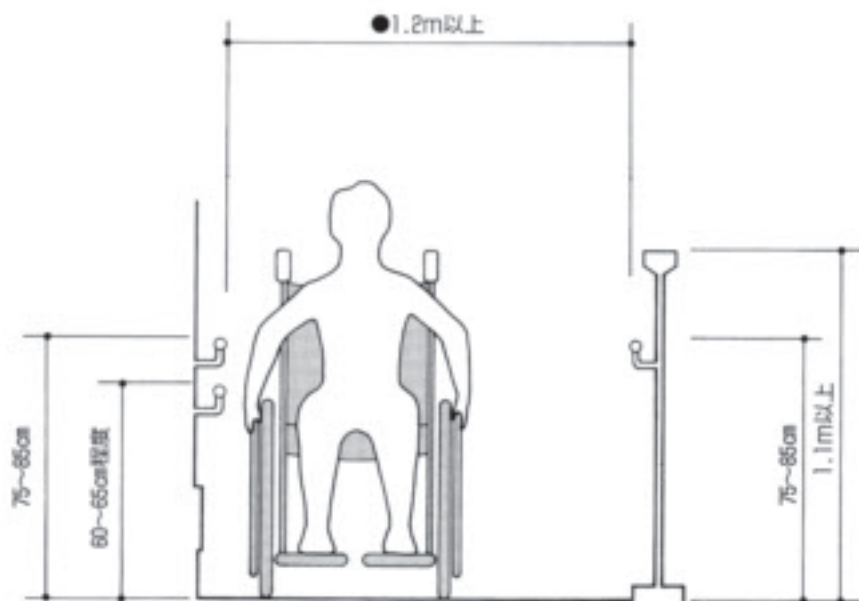
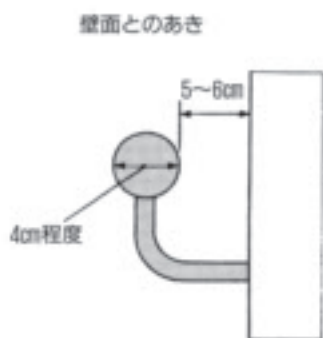
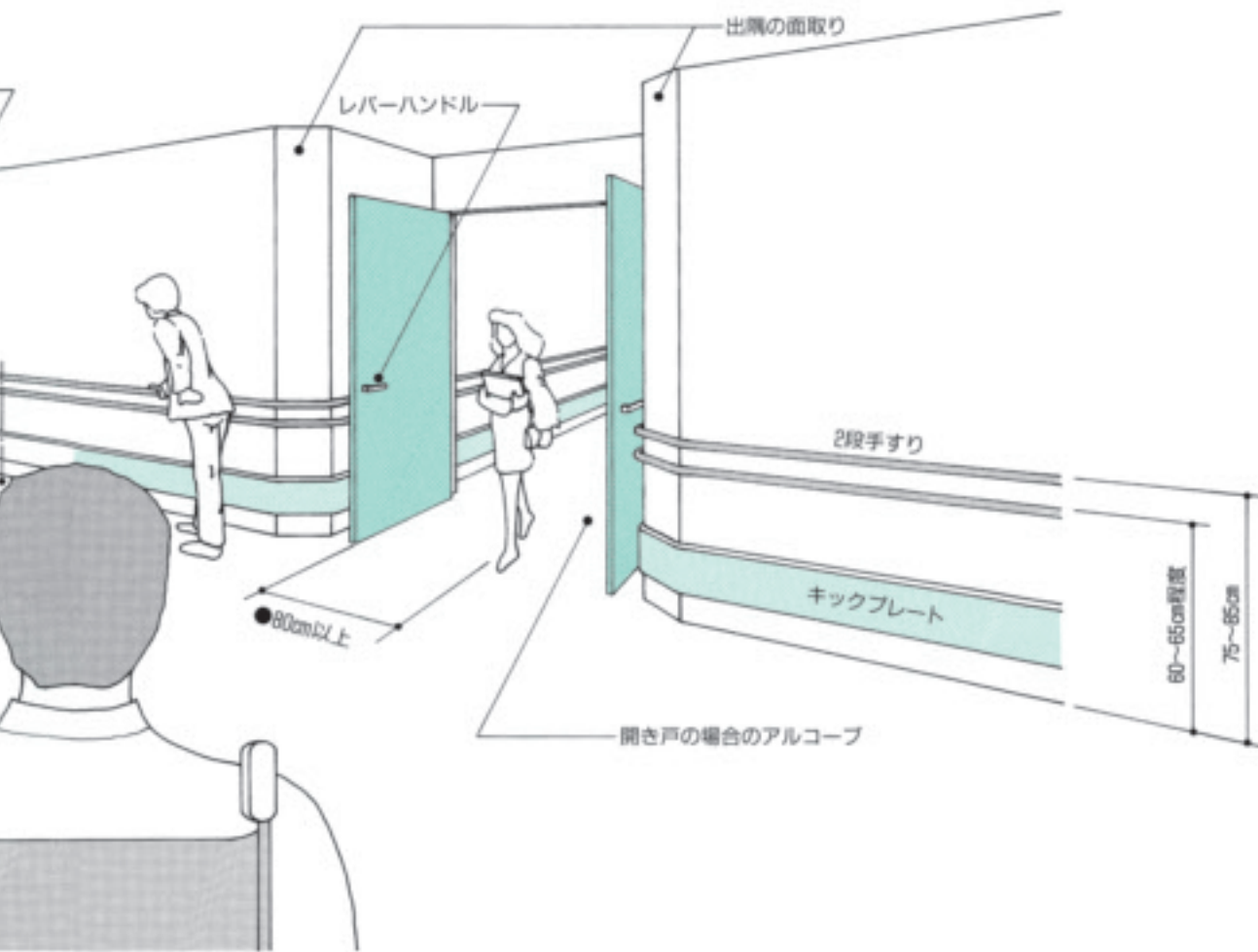


図2-3 廊下の幅員・手すりの高さ



イメージ図・各部寸法図

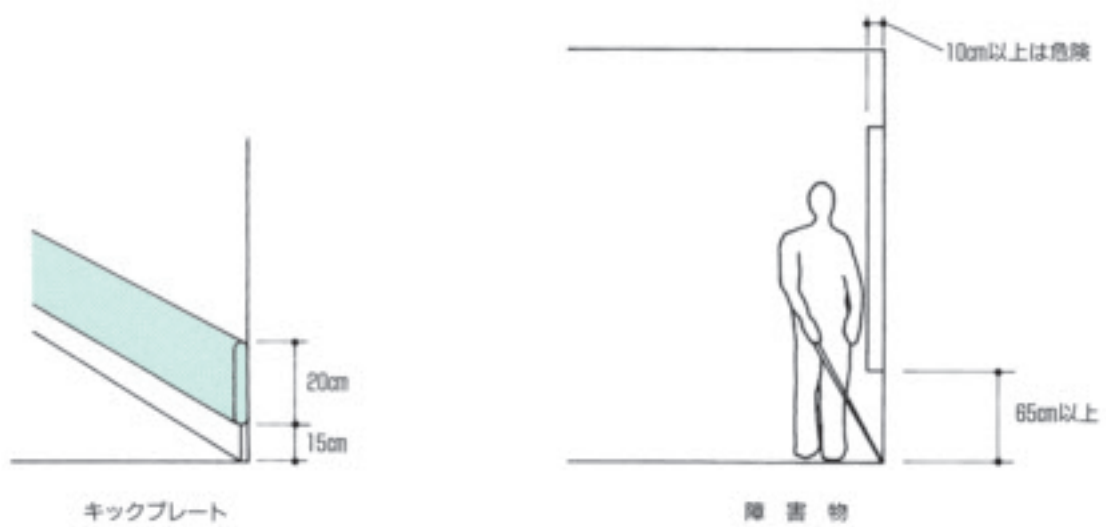
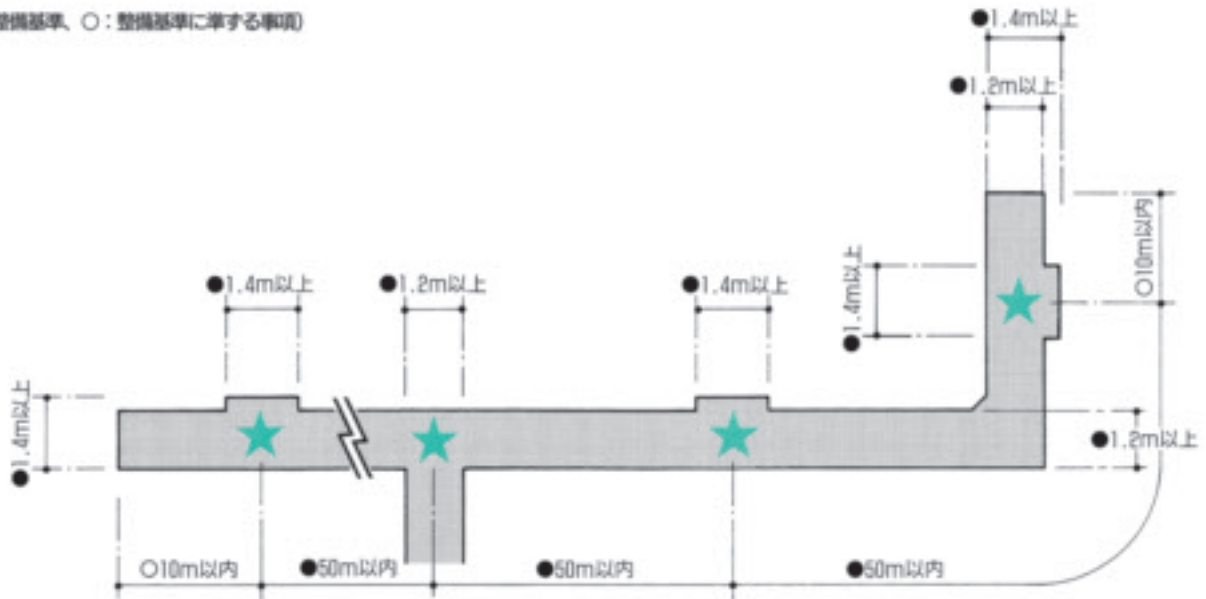


図2-4 キックプレート・視覚障がい者に危険な障害物

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)



- 廊下の末端の付近及び区間50m以内ごとに車いすが転回できる部分を設けること。(★印の部分)
- 転回スペースは直径1.4m角以上の大きさとすること。
- 末端の転回スペースは末端から10m以内に設けること。

図2-5 車いす使用者の転回所

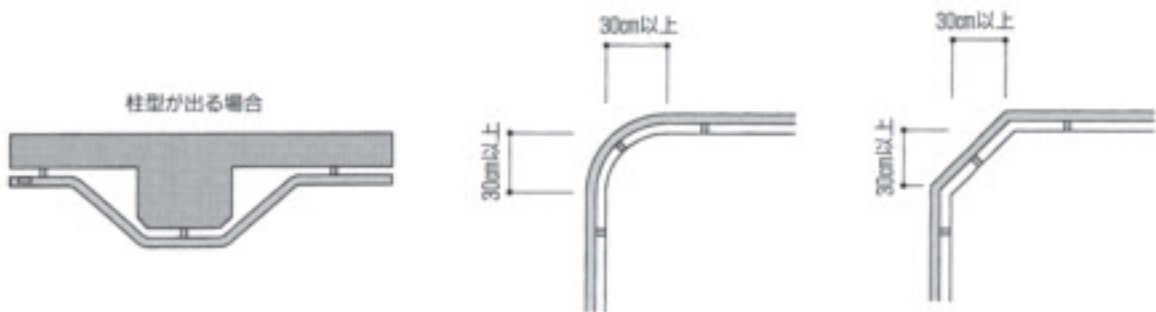


図2-6 出隅・柱型廻りの手すりの処理

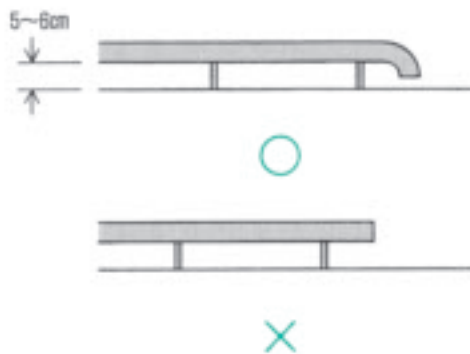
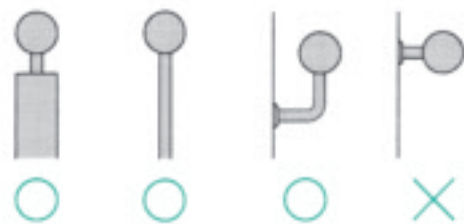


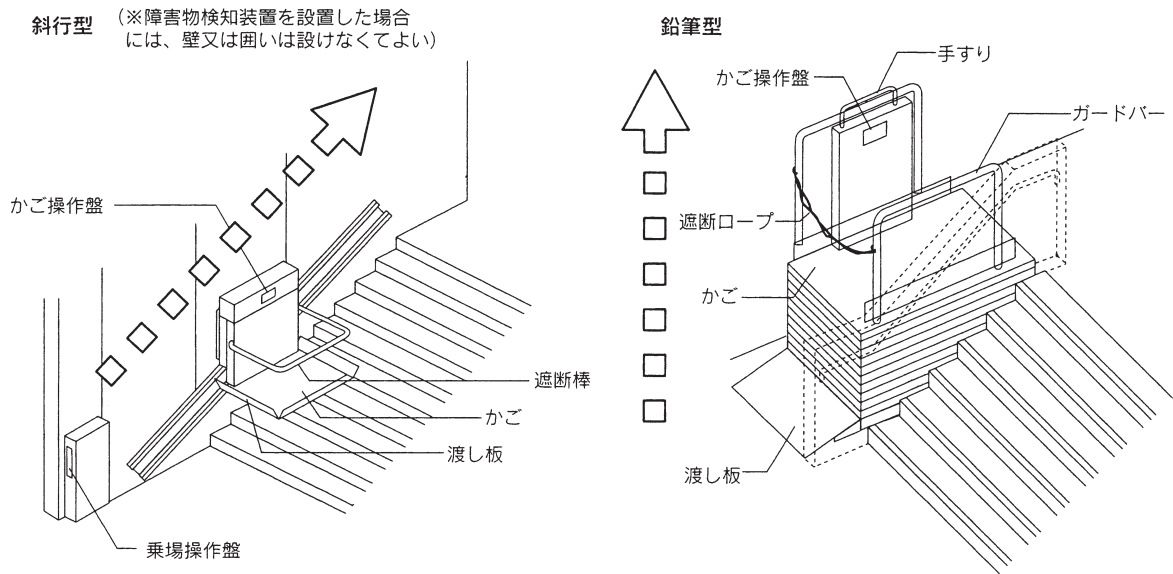
図2-7 手すり終端の処理



(注) 転落防止のため、高さを1.1m以上とするものは、×

図2-8 手すりの取付形状

車いす使用者用特殊構造昇降機の例



エスカレーター構造の例

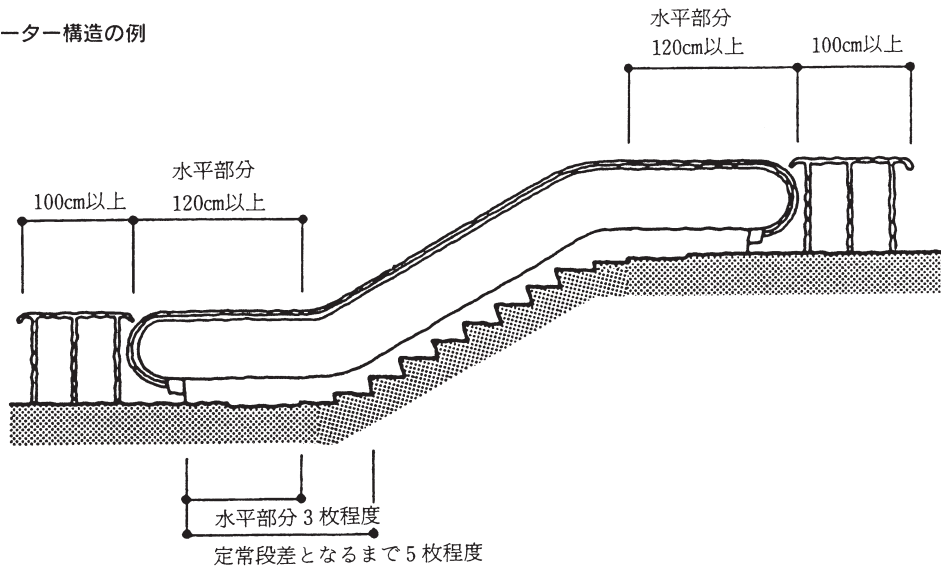


図 2-9 特殊な構造又は使用形態の昇降機

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

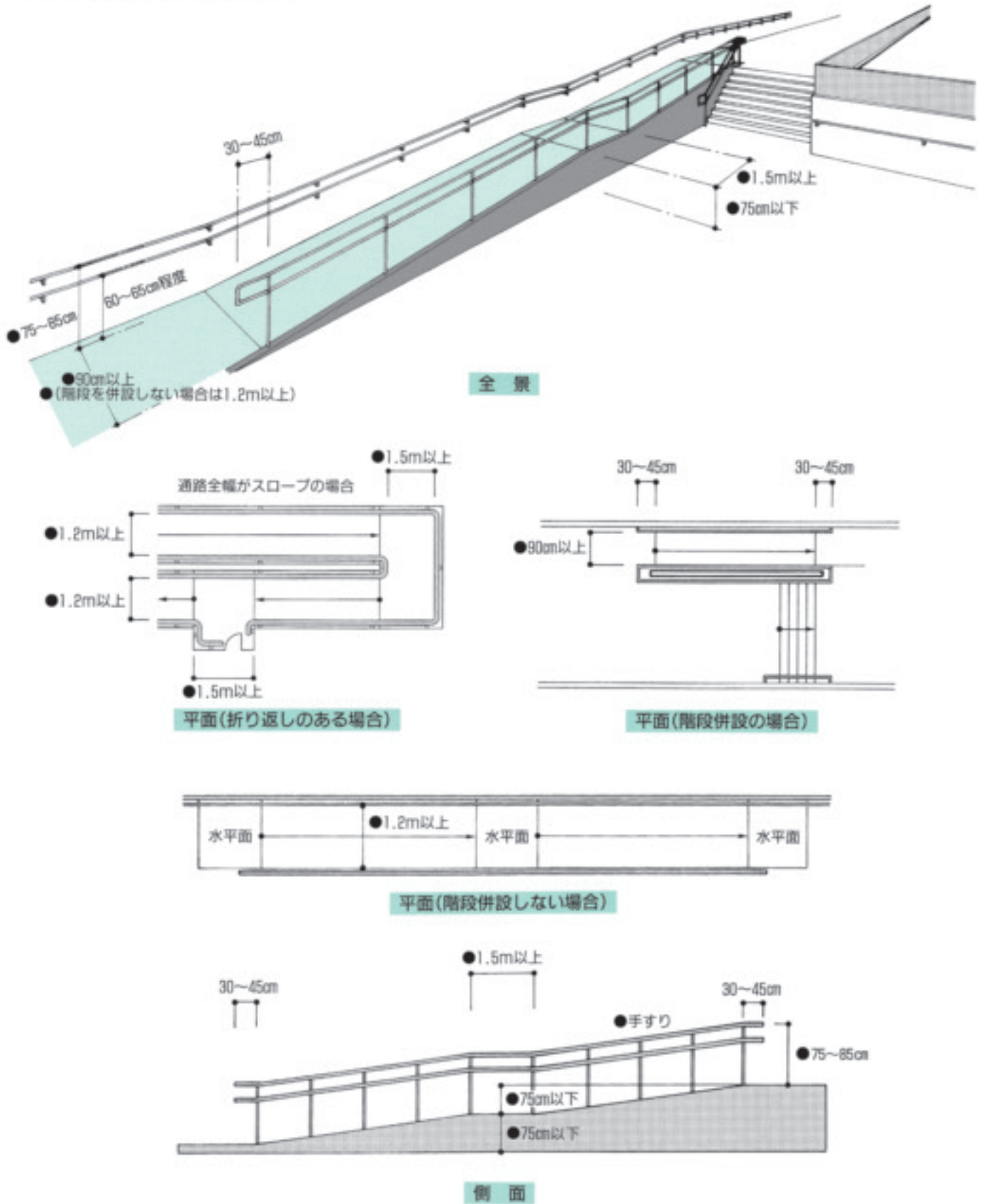


図 3-1 傾斜路

第1-4 利用者用の階段

屋外へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から利用者の用に供する各室の出入口に至る経路における利用者の用に供する階段（その踊場を含む。）は、次に定める構造（当該公益的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定める構造）とすること。

- (1) 踊場を除き、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- (2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
- (3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- (4) 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (7) 段がある部分と連続して手すりが設けられている場合を除き、段がある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

解 説

すべての人が円滑に利用できるよう、利用者の用に供する階段に共通仕様を定めたものです。

■ 整備すべき箇所

POINT 1

- 利用者の用に供する階段すべて

■ 整備基準

POINT 2

- ① 踊場を除き、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- ② 主たる階段には、回り段を設けないこと。
- ③ 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ④ 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- ⑤ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- ⑥ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- ⑦ 段がある部分と連続して手すりが設けられている場合を除き、段がある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

回 り 段

回り段とは、平面的に回りながら同時に上下するもので、らせん階段や踊場に段差を設けたものがこれに該当し、高齢者・障がい者等にとって利用しにくく、昇降に危険の伴うものであるため、主たる階段には用いてはいけません。主たる階段とは、建築基準法施行令第120条に定める直通階段とする。



図 4-1 蹴込・踏板の形状

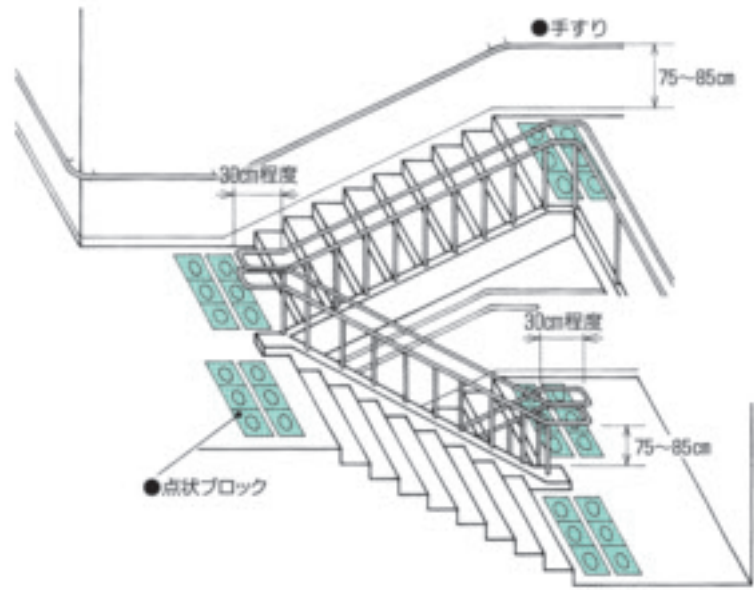


図 4-2 折れ階段の例

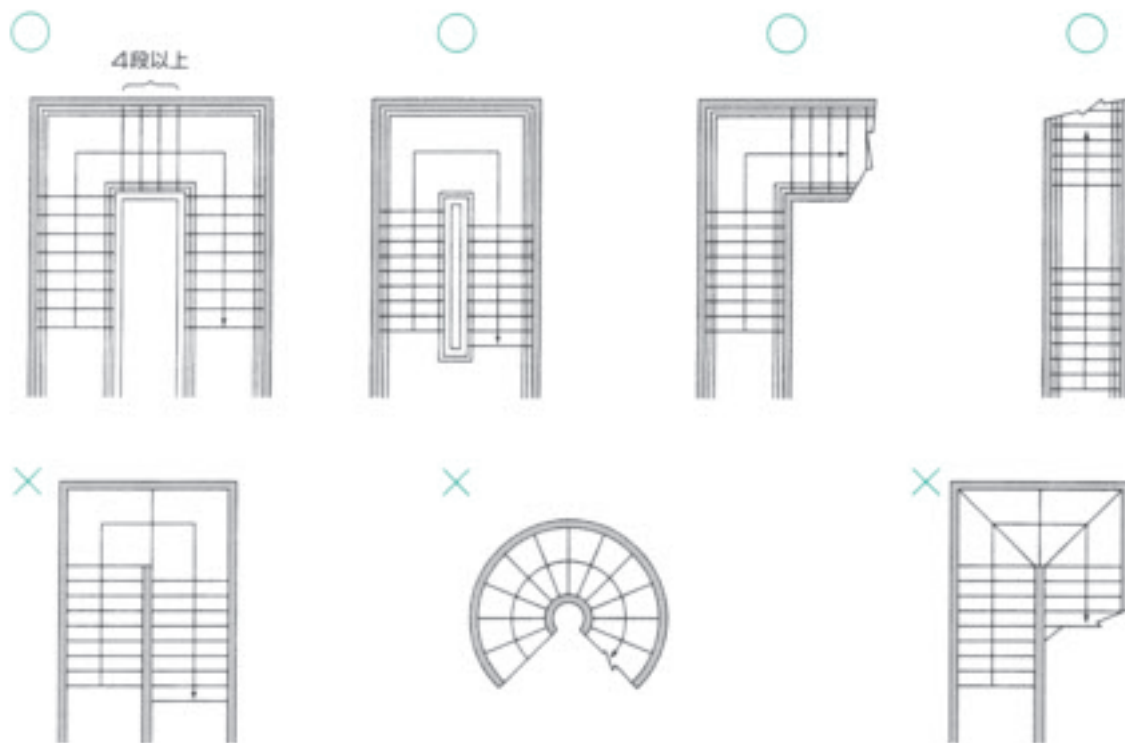


図 4-3 回り段の例

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

つまずき防止	つまずきを防止するためには、蹴込板のない形状や段鼻の突き出た形状は避け、蹴込みは原則として設けない。やむを得ず設ける場合には、蹴込み寸法を2cm以下とする。
終始端	階段の終始端は、点状ブロックか、仕上げ材質を変化させること等により、識別しやすくすること。
踏面、けあげの識別	段鼻、踏面、けあげは、視覚障がい者がそれぞれ識別しやすいように、色彩、明度、仕上げ等に差をつけるように配慮すると。
こう配 手すり	踏面、けあげの寸法は、それぞれ同一の階段では異ならぬようにすること。 手すりの設置は片側でもやむを得ないが、両側に設けるのが望ましい。

■その他の注意事項

手すりの終端 こう配	○手すりの終端は、30～45cm程度水平に延長することが望ましい。 ○踏面は30cm以上、けあげは16cm以下とすることが望ましい。ただし、踏面は必要以上に広すぎることをないよう配慮すること。
階段の幅 点字表示 すべり止め 照明	○幅は、1.2m以上とすることが望ましい。 ○手すりには、必要に応じて点字の階数表示を行うことが望ましい。 ○段鼻には、すべり止めを設けることが望ましい。 ○照明は、できるだけむらなく、かつ明るくすること。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

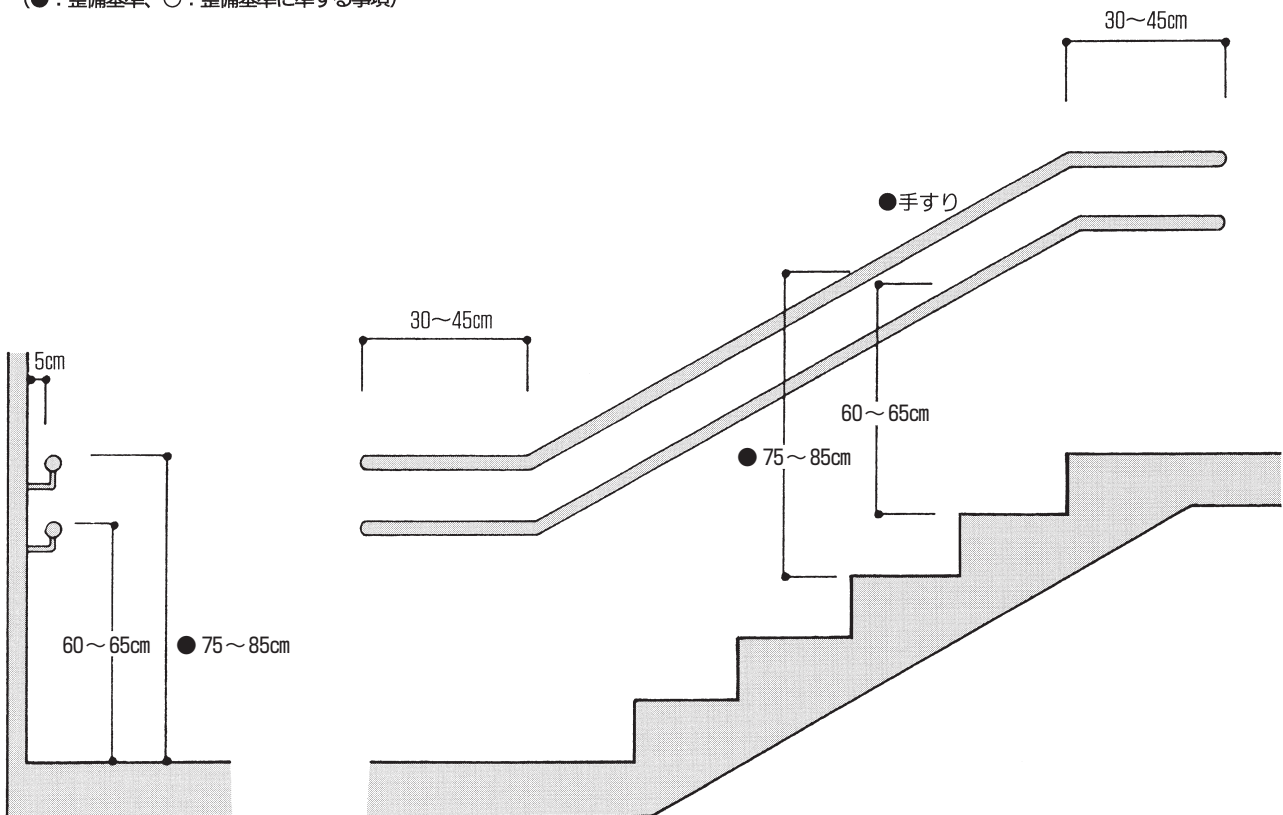


図 4-4 手すりの高さ・終端の延長

第1-5 利用者用の昇降機及び乗降ロビー

利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公益的施設（特別支援学校以外の学校並びに共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く。）で当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）が当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）が設けられている階に限る。）に停止する次に定める構造の昇降機及び乗降ロビーを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を昇降機を利用しないで利用者が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。

- (1) かごは、利用居室、6の項(1)に規定する車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに直接地上に通じる階に停止すること。
- (2) かご及び昇降路の出入口幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- (3) かごの幅及び奥行きは、それぞれ1.35メートル以上とすること。
- (4) かごの形状は、車いすの転回に支障がないものとする。ただし、かごの出入口が複数ある場合であって、車いす使用者が転回するの必要のない構造のものにあっては、この限りでない。
- (5) かご内及び乗降ロビーには、高さが1メートル程度の位置に制御装置を設けること。
- (6) かご内には、両側の側板の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- (7) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及びその奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。
- (8) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (10) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
- (11) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- (12) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等を表示したものの他に視覚障害者が円滑に操作することができる構造のものとする。
- (13) かごの出入口が複数ある昇降機を設ける場合においては、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- (14) かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を確認することのできる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数ある場合は、この限りでない。
- (15) かごには、かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する装置を設けること。

解 説

公益的施設において提供されるサービス等をすべての人が不都合なく成就できるようにするため、避難階以外の階を有する一定規模以上の公益的施設について、エレベーターの設置を求めたものです。

■整備すべき箇所

POINT 1

- 設置を要しない建築物→特別支援学校以外の学校並びに共同住宅、寄宿舎及び下宿
- 設置を要する建築物→上記以外で当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の公益的施設
- 設置を要する階→避難階以外の階、車いす使用者用駐車施設が設けられた階

■整備基準

POINT 2

- ①かごは、利用居室、車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに直接地上に通じる階に停止すること。
- ②かご及び昇降路の出入口幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。
- ③かごの幅及び奥行きは、それぞれ1.35メートル以上とすること。
- ④かごの形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
- ⑤かご内及び乗降ロビーには、高さが1メートル程度の位置に制御装置を設けること。
- ⑥かご内には、両側の側板の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- ⑦乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及びその奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。
- ⑧かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- ⑨乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- ⑩かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。
- ⑪乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- ⑫かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等を表示したものその他視覚障がい者が円滑に操作することができる構造のものとする。
- ⑬かごの出入口が複数ある昇降機を設ける場合においては、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- ⑭かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を確認することのできる鏡を設けること。
- ⑮かごには、かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する装置を設けること。

かごの大きさ

一般乗用11人用のもの以上としている。ただし、車いすの転回のためには13人用以上とすることが望ましい。

乗降ロビー鏡

車いす使用者が容易に回転できるよう1.5m四方以上を確保し、水平とすること。かご正面には、後方確認のため、鏡を設けること。

■その他の注意事項

昇降機の位置
点状ブロック

- 昇降機は、外部出入口近くのわかりやすい位置に設けることが望ましい。
- エレベータの出入口には、呼び出しボタン側に点状ブロック等を敷設することが望ましい。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

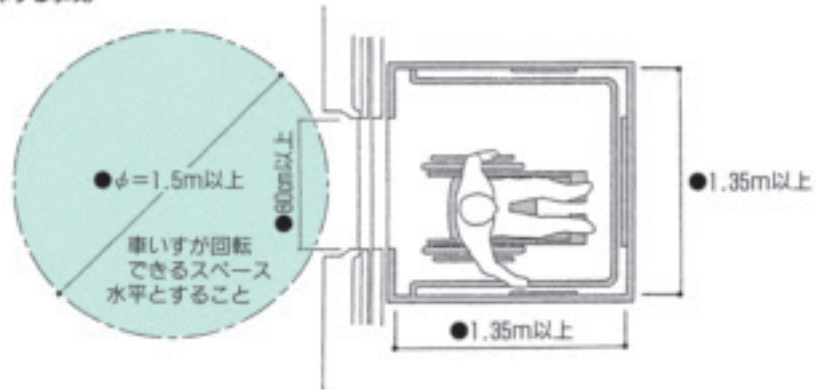


図 5-1 乗降ロビー・かごの大きさ

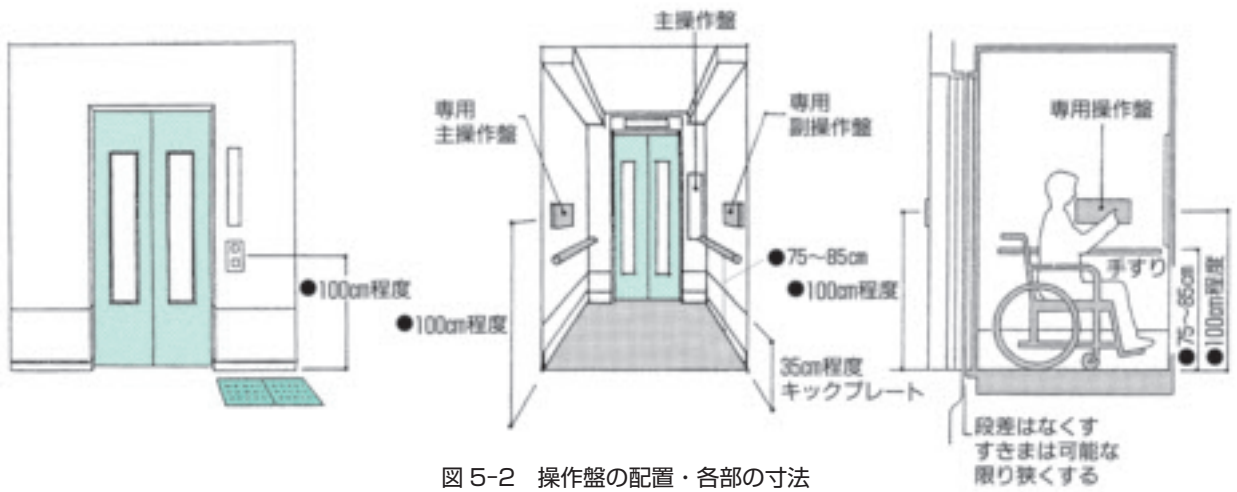


図 5-2 操作盤の配置・各部の寸法

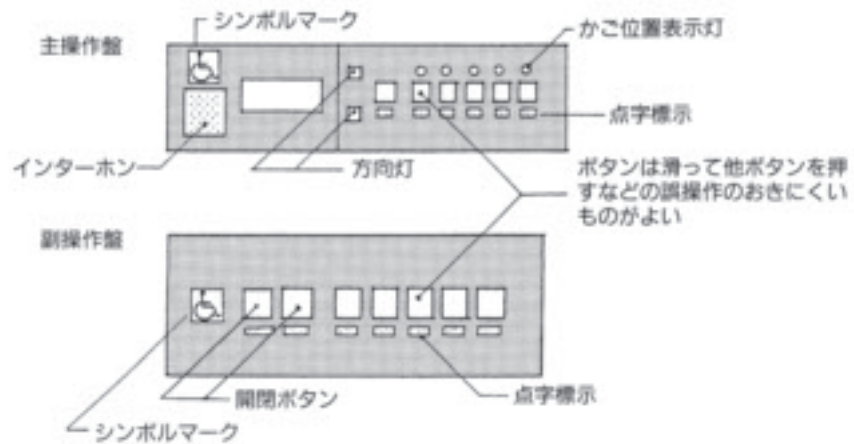


図 5-3 車いす使用者用操作盤の例

第1-6 利用者用の便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造である便房（以下「車いす使用者用便房」という。）であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができるもの（以下「介助者同伴用便房」という。）が1以上設けられた便所を1以上設けること。
- ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、握りやすい形状の手すり等が適切に配置されていること。
 - イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - ウ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (2) (1)に規定する便所は、次に定める構造とすること。
- ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - ウ 床には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - エ 床面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) (1)に規定する便所を設けた場合には、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に介助者同伴用便房が設けられている旨の表示を設けること。
- (4) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き又はこれに類する小便器のある便所を1以上設けること。
- (5) 次に掲げる施設（イに掲げる施設にあっては、乳幼児を同伴した者の利用が想定される場合に限る。）に利用者の用に供する便所を設ける場合には、乳幼児を安全に座らせることができるいす（以下「ベビーチェア」という。）及び乳幼児用ベッドその他乳幼児のおむつ替えができる設備（以下「ベビーベッド等」という。）（他の場所にベビーベッド等が設置されている施設にあっては、ベビーチェアのある便房を設置した便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- ア 社会福祉施設等（別表第1の第1の表1の項(7)から(10)まで及び(12)に掲げる施設（(9)に掲げる施設にあっては、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。）、医療施設、薬局、官公庁舎、文化施設、集会場等、公衆便所、火葬場、事務所（別表第1の第1の表11の項に掲げる事務所に限る。）又はこれらの複合施設
 - イ 理容所若しくは美容所、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、サービス業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等、一般公共の用に供される自動車車庫又はこれらの複合施設
- (6) 医療施設、官公庁舎、文化施設、集会場等、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等又はこれらの複合施設であって当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに利用者の用に供する便所を設ける場合には、次に掲げる設備を備えたオストメイト（人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。）の利用に配慮した設備を設けた便房を設置した便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。
- ア フラッシュバルブ式汚物流し
 - イ 給湯設備
 - ウ 荷物を置くための棚その他の設備
 - エ 水石鹸入れ
 - オ 紙巻器
 - カ 汚物入れ

キ 2以上の衣服をかけるための金具

(7) (6)に規定する施設のうち当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のものに利用者の用に供する便所を設ける場合には、大人用介護ベッド（長さが1.2メートル以上で大人がおむつ交換ができるものをいう。）のある便房を設置した便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

解説

公益的施設に利用者の用に供する便所を設ける場合には、車いす使用者が利用できる便房であって男女の区分なく利用できる便房（介助者同伴用便房）を少なくとも1以上設けることを求めており、また、施設の種類、規模により乳幼児を安全に座らせることができるいす及び乳幼児用ベッドその他乳幼児のおむつ替えができる設備、オストメイトの利用に配慮した設備、大人用介護ベッドの設置等を求めています。（みんなのトイレ）

■整備すべき箇所

POINT 1

利用者の用に供する便所を設ける場合、以下の「みんなのトイレ」を設置

- 介助者同伴用便房→1以上
- ベビーチェア及びベビーベッド等設置便房→該当施設に1以上
- オストメイト対応設備設置便房→2,000㎡以上の該当施設に1以上
- 大人用介護ベッド設置便房→10,000㎡以上の該当施設に1以上

■整備基準（介助者同伴用便房）

POINT 2

- ①男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができる便房
- ②車いす使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、握りやすい形状の手すり等が適切に配置されていること。
- ③出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ④出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ⑤床には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ⑥床面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- ⑦当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置への表示

■整備基準（便所）

POINT 3

男子用小便器のうち1以上は床置き式又はこれに類する小便器とすること。

■整備基準（ベビーチェア及びベビーベッド等設置便房）

POINT 4

- ① 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ② 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ③ ベビーチェア及びベビーベッド等を設置すること。

■整備基準（オストメイト対応設備設置便房）

POINT 5

2,000㎡以上の該当施設

- ① 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ② 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ③ オストメイト対応設備を設置すること。

■整備基準（大人用介護ベッド設置便房）

POINT 6

10,000㎡以上の該当施設

- ① 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ② 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ③ 大人用介護ベッドを設置すること。

便房	便房とは、便所に設ける個室（ブース）のことである。 整備基準に定める各便房については、組み合わせて複数を兼ねることも可能である。
便房の広さ	便房は、すべての人が円滑に利用できるよう、床面積としては内法で2.0m四角程度以上確保することが望ましい。少なくとも、便房内には、直径1.5m程度の車いすの回転スペースをとることとする。この場合、洗面器の下等で車いすのフットレストが通過できる空間があれば、その部分も算入可とする。
出入口の戸	便所及び便房の出入口の戸の構造については、いずれも1「利用者用の出入口」に同じ考え方である。
床置き小便器	床置きとする男子用小便器は、ストール型又はこれに類するものとし、出入口の近くに設けること。

■その他の注意事項

[みんなのトイレのある便所]

便所の位置	○玄関ホール、共用スペースの近く等利用しやすい位置に設けることが望ましい。
標示	○入口には、障がい者シンボルマークその他利用に応じた標示をすることが望ましい。
案内標示	○車いす使用者等の利用者を誘導するために、施設内の案内標示にみんなのトイレのある便所の位置を標示することが望ましい。

[みんなのトイレのある便所]

便所の位置	○一般の便所の中に設けるか、近接して設けることが望ましい。
標示	○一般の人も利用しやすいよう計画し、その旨を標示する等の配慮をすること。

出入口の戸	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口の戸をやむを得ず開き戸とする場合には、外開き戸とすること。 ○出入口の戸をアコーディオン式とすることは、プライバシー保護上好ましくない。 ○戸の開閉と内部照明及び使用中のランプは、連動させることが望ましい。 ○施錠は操作しやすく、緊急の場合は外部から解錠できるものとするのが望ましい。
床	<ul style="list-style-type: none"> ○床は滑りにくく、転倒時の危険防止のため、弾力性のあるものとするのが望ましい。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○便器への移乗のための手すりは、ぐらつかない構造とするのが望ましい。
紙巻き器等	<ul style="list-style-type: none"> ○紙巻き器、手洗い器、非常ボタン等は便座に座ったまま操作できるよう配慮すること。
非常ボタン	<ul style="list-style-type: none"> ○床に転倒したときにも操作できるよう、低い位置に設けるよう配慮すること。
水栓	<ul style="list-style-type: none"> ○便器の水栓は、靴べら式等便器に座ったまま操作できるものとするのが望ましい。光感知式等で自動式とすれば一層望ましい。
鏡	<ul style="list-style-type: none"> ○手洗い器の水栓は、レバー式又は自動式とするのが望ましい ○手洗い器正面に設ける鏡は、すべての人が利用できるものとし、床上 80cm 程度の位置に鏡高 100cm 程度のものを取り付けることが望ましい（子どもから車いす使用者まで利用できるよう傾斜鏡としない）。
手荷物棚	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなのトイレ内には手荷物棚を設けることが望ましい。
汚物入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○一般のより大きいものを便座から手の届く位置に設けることが望ましい。
便座	<ul style="list-style-type: none"> ○寒冷地では、みんなのトイレの便座は暖房便座とするのが望ましい。

[小便器]

手すり	<ul style="list-style-type: none"> ○床置き小便器には手すりを設けることが望ましい。
足のせ場	<ul style="list-style-type: none"> ○小便器まわりの足のせ場は、他の床の部分と段差とならないことが望ましい。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

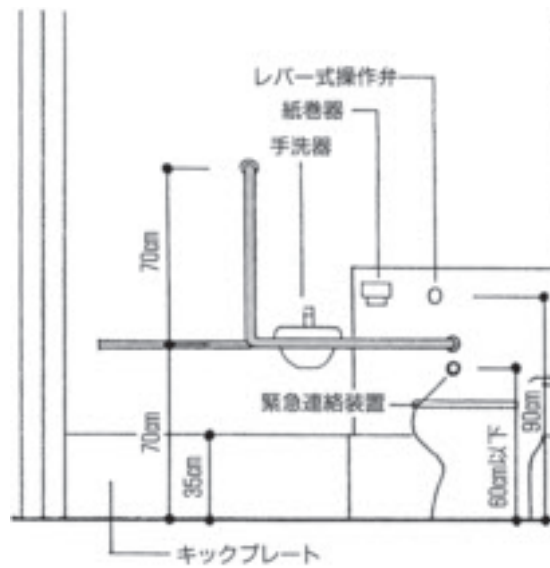
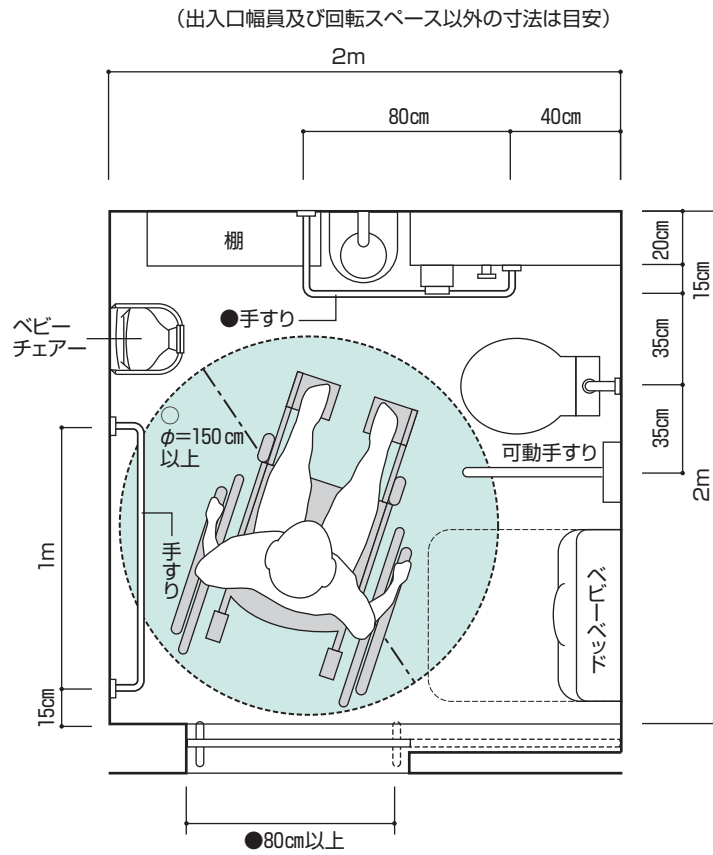
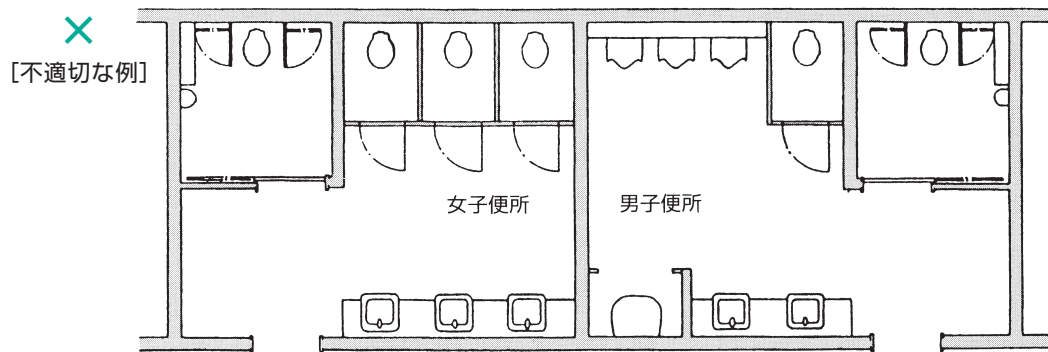
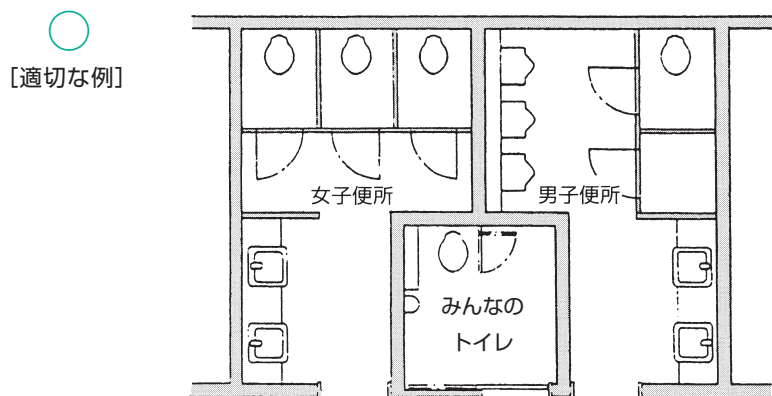


図6-1 みんなのトイレ 例

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)



※異性の介助者がいる場合には使いづらいことがある

図 6-2 みんなのトイレのある便所 例

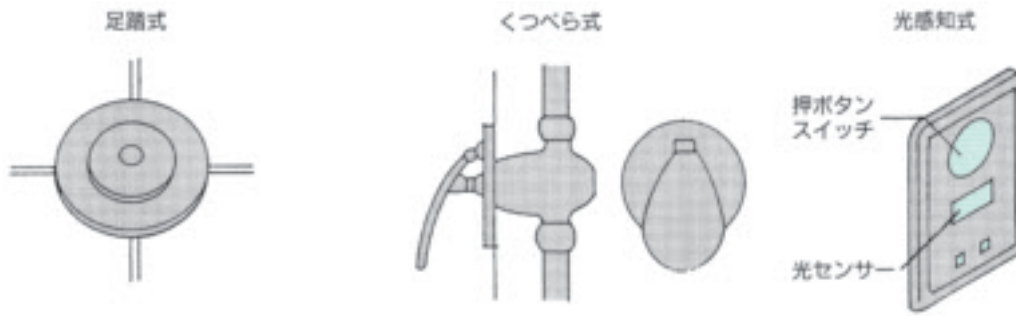


図 6-3 フラッシュバルブ

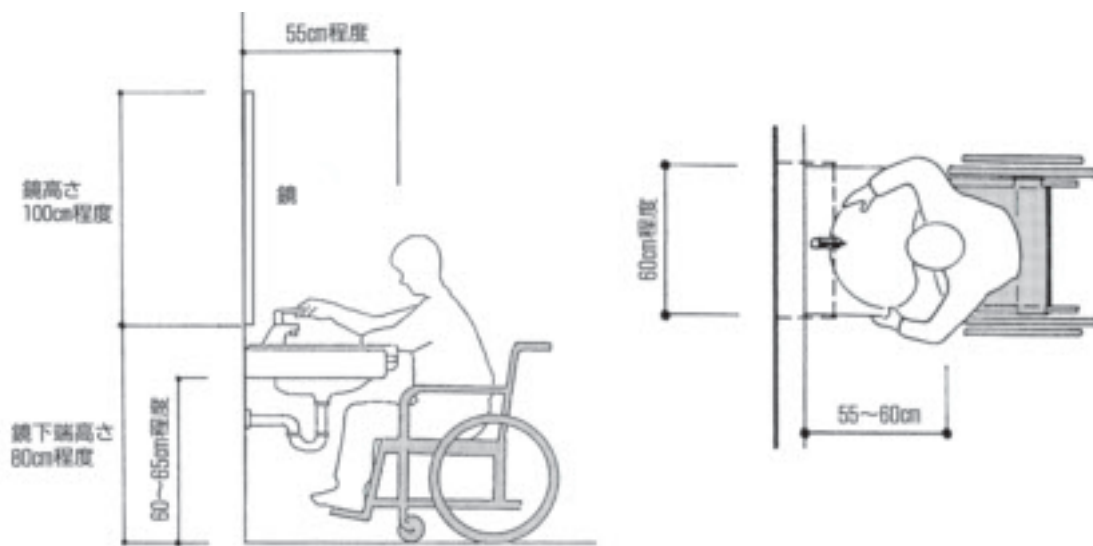


図 6-4 洗面器



*国際シンボルマークとして表示する場合には正確に表示すること（参考資料（P.129）を参照）

図 6-5 標示例

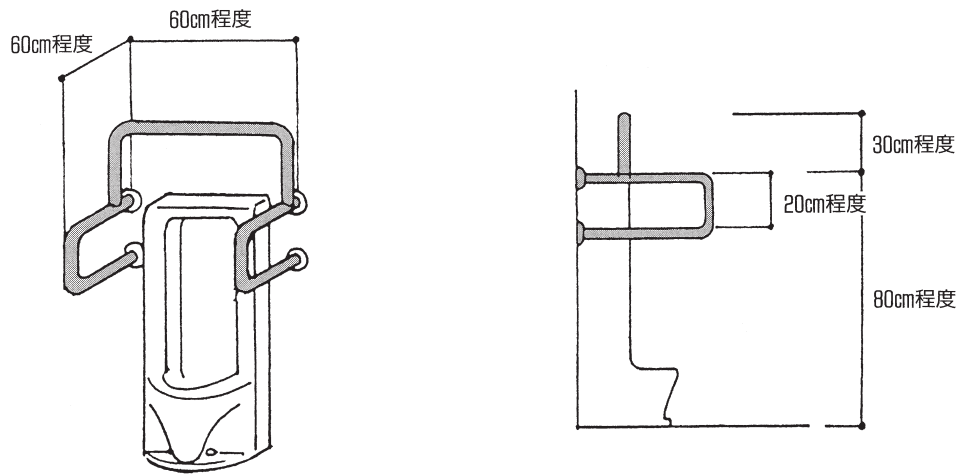


图 6-6 床置式小便器

第1-7 利用者用の駐車場

- (1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。
- ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（(2)に定める駐車場内の通路又は8の項(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- イ 幅は、3.5メートル以上とすること。
- ウ 障がい者のための国際シンボルマークその他車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、8の項(1)から(3)までに定める構造とすること。

解説

公益的施設に車いす使用者が利用しやすい駐車スペース（車いす使用者用駐車施設）を設けることを規定したものです。

■整備すべき箇所

POINT 1

- 利用者の用に供する駐車場を設ける場合→車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。

■整備基準

POINT 2

- ①利用者用出入口からできるだけ近く、利用しやすい位置に設けること。
- ②幅は、3.5メートル以上とすること。
- ③車いす使用者用駐車施設であることを表示すること。
- ④建築物の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路は、8「利用者用の敷地内の通路」の構造の規定によること。

表示	車いす使用者用駐車施設である旨の表示は、国際シンボルマークによること。
出入口までの通路	車いす使用者用駐車施設から建物の出入口までは、安全な通路により誘導すること。

■その他の注意事項

幅	○最小幅の3.5mの内訳としては、概ね車体スペースに2.1m、乗降スペースに1.4mを充て、乗降スペースは斜線で塗装標示することが望ましい。また、車いす使用者用駐車施設であることを明確にするため、車体用スペースの路面にカラー塗装することが望ましい。
誘導標識	○駐車場の進入口には、車いす使用者用駐車施設までの誘導標識を設けることが望ましい。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

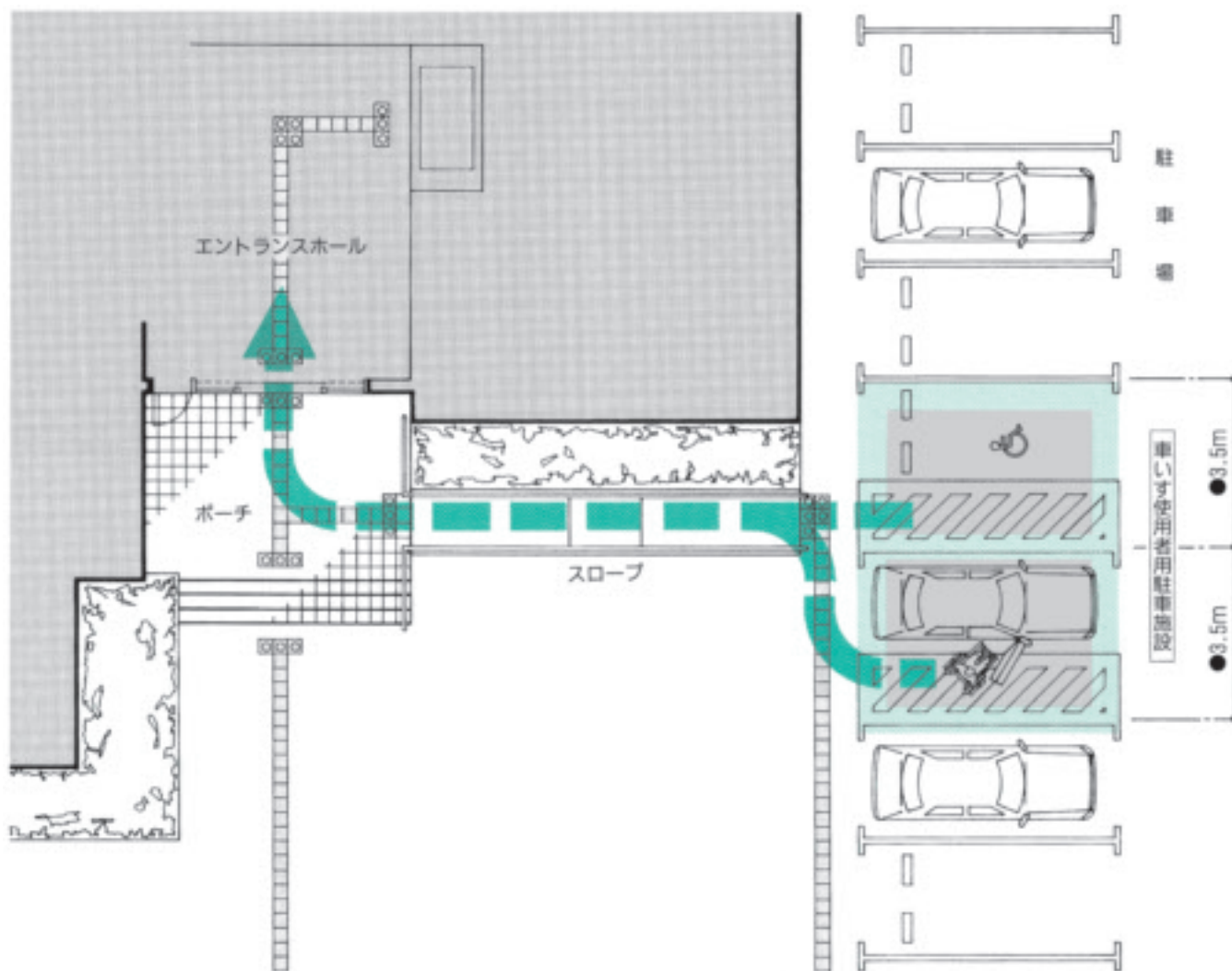


図 7-1 車いす利用者用駐車場施設の設置例



図 7-2 標示の例

第1-8 利用者用の敷地内の通路

利用者の用に供する敷地内通路は、次に定める構造とすること。

- (1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (2) 段を設ける場合には、当該段は、4の項(5)から(7)までに定める構造に準じたものとする。
- (3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公益的施設の敷地に接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。
 - ア 幅は、1.2メートル以上とすること。
 - イ 高低差がある場合には、(5)に定める構造の傾斜がある部分及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。
- (4) 公益的施設（自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。
 - ア 視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。
 - イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜がある部分及び段の端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。
- (5) 傾斜がある部分及びその踊場は、2の項(1)、(5)のア並びに(5)のウ(ア)及び(イ)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
 - ア 手すりを設けること。
 - イ 傾斜のある部分には、その踊場及び当該傾斜のある部分に接する敷地内通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。

解 説

(1)、(2)及び(5)の規定は、すべての人が円滑に利用できるよう、利用者の用に供する敷地内の通路及び同通路に設けられる傾斜のある部分に共通の仕様を定めたものです。更に、この敷地内の通路のうち、1の「利用者用の出入口」に定める構造の規定を満たす直接地上に通ずる出入口から「車いす使用者用駐車施設」へ至るものに関する追加規定を(3)に、「道等」に至るものに関する追加規定を(3)及び(4)に定め、この規定を満たすものを設けることとしており、3段階の構成となっています。

■整備すべき箇所

POINT 1

- 通路A 利用者の用に供する敷地内の通路すべて⇒(1)+(2)+(5)の規定適用
- 通路B 直接地上に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち1以上⇒(1)+(2)+(3)+(5)の規定適用
- 通路C 直接地上に通ずる出入口から道路に至る敷地内の通路のうち1以上⇒(1)+(2)+(3)+(4)+(5)の規定適用

■ 整備基準

POINT 2

■ 通路A（敷地内通路すべて）

- ①表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ②高低差のある場所に段を設ける場合には、4「利用者用の階段」に規定する階段の構造に準ずること。
- ③敷地内の通路に傾斜がある部分を設ける場合には、2「利用者用の廊下等」に規定する傾斜がある部分に準ずること。

■ 通路B（車いす使用者用駐車施設までの通路）

- ④①～③の規定を満たすこと。
- ⑤幅は、1.2メートル以上とすること。
- ⑥高低差がある場合には、2「利用者用の廊下等」に規定する傾斜がある部分に準ずること。

■ 通路C（道路までの通路）

- ⑦①～⑥の規定を満たすこと。
- ⑧視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置等を設け、視覚障がい者を誘導できるようにすること。
- ⑨車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜がある部分及び段の端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

共通の基準

共通の基準としては、敷地内の通路を滑りにくくすることのほか、段を設ける場合には、4「利用者用の階段」に規定する屋内の階段の構造に準ずることを定めている。ただし、敷地内の通路に関しては、屋内に設ける階段の場合とは異なり、手すり及び回り段に関する規定を除くこととしている。

傾斜のある部分

敷地内の通路に傾斜がある部分を設ける場合の共通の仕様としては、2「利用者用の廊下等」に定める傾斜がある部分の構造に準ずることを定めている。高低差を階段で処理するか傾斜がある部分で処理するかは基本的に自由だが、当該敷地内の通路が車いす使用者用駐車施設に至るものである場合、又は道路に至る場合は、高低差がある場所には必ず傾斜がある部分を設けなければならないこととしている（車いす使用者用特殊構造昇降機を設ける場合を除く）。

通路の幅

傾斜のある部分を含めて、通路の幅の考え方は2「利用者用の廊下等」と同じだが、敷地内の通路が建築基準法施行令第128条の敷地内の通路と同一経路である場合には、同令に規定する幅員1.5mが優先される。ただし、傾斜路と階段を並行して設ける部分については、傾斜路と階段のそれぞれの幅員の合計が1.5m以上あれば足りることとする。

視覚障がい者の誘導

道路に至る敷地内の通路は、視覚障がい者誘導用ブロック等で視覚障がい者を安全に誘導できる構造とすることとしている。線状ブロック、点状ブロックは、弱視者への配慮のため、黄色とすることが望ましい。

また、視覚障がい者誘導用ブロックを省略し、音声誘導装置を設置することも可能である。音声誘導装置とは、視覚障がい者が目的の地点を知る方法として、目的の場所に音声や音を出す装置をいい、最近は携帯式の無線端末を操作することで必要なときだけ音などが出るものや人が近づくと音声や音を出すインターホンなどがある。

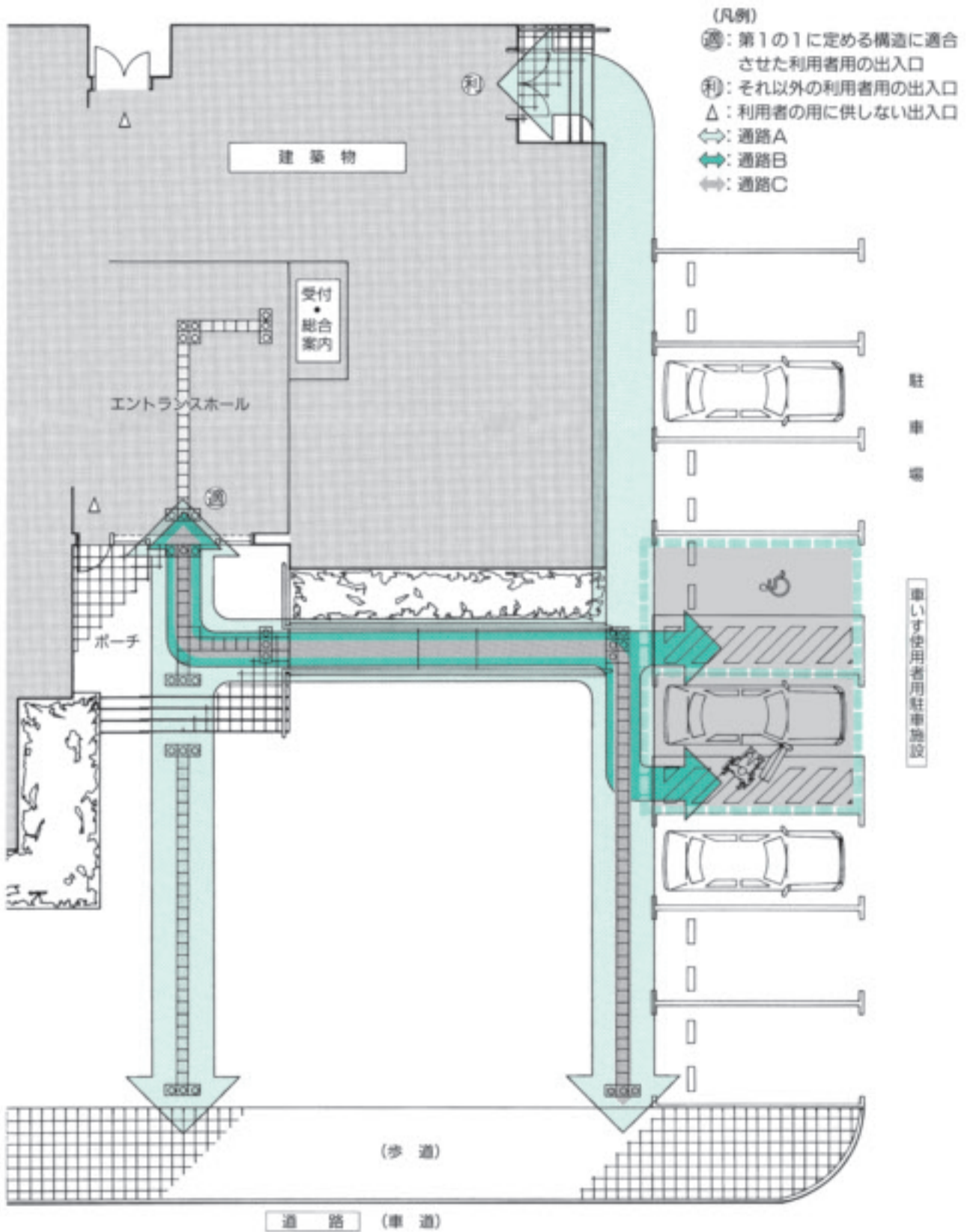


図8-1 通路A. B. C

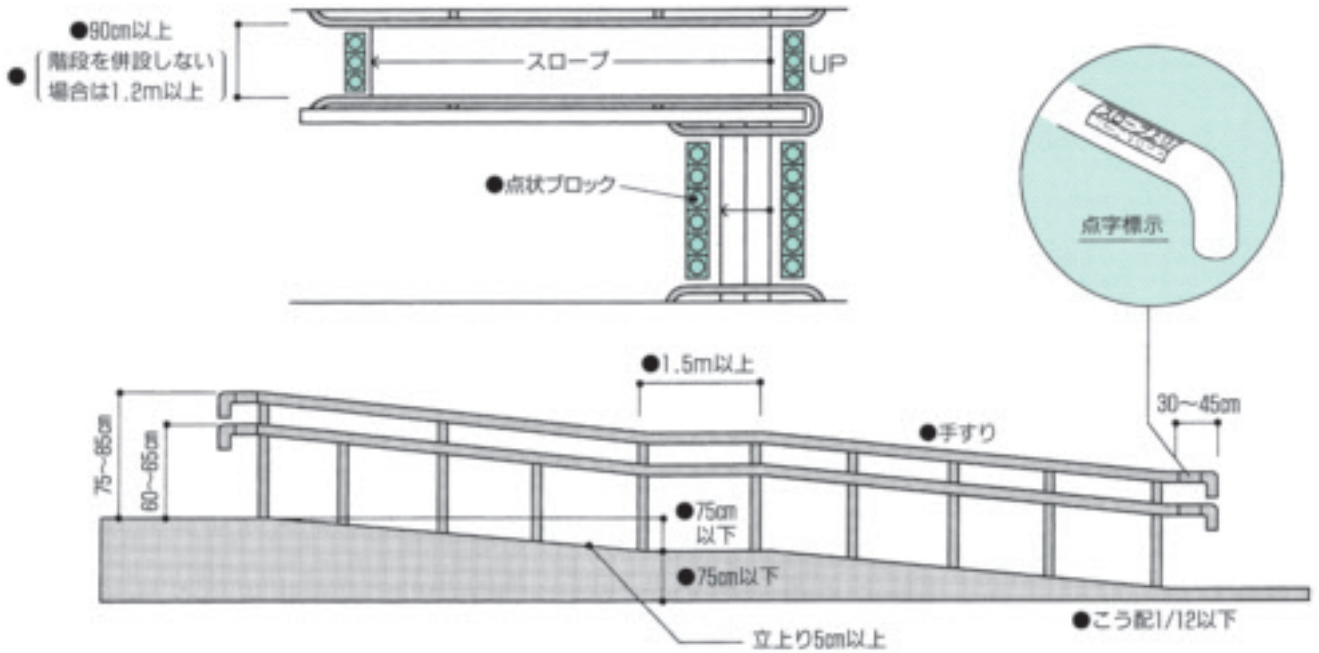


図 8-2 傾斜路の仕様

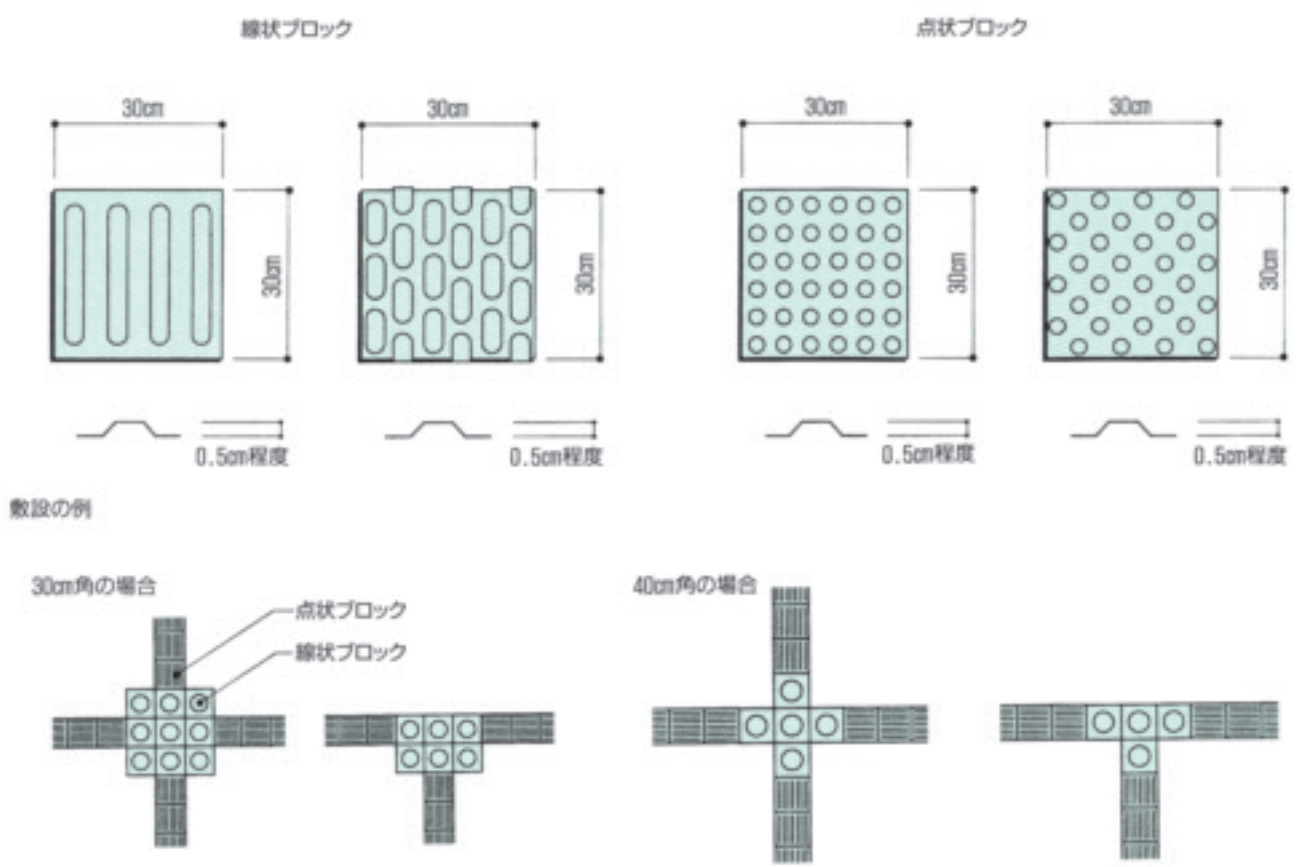


図 8-3 視覚障がい者に対する誘導用ブロック

第1-9 観覧席・客席

集会場等、娯楽施設等（遊技場を除く。）又は体育館等で観覧席・客席（固定式のものに限る。）を有する施設にあっては、次に定める車いす使用者用席及び聴覚障がい者用席を、観覧しやすい位置にそれぞれ1以上設けること。

- (1) 車いす使用者用席の間口は90センチメートル以上、奥行きは1.2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が円滑に出入り及び転回が可能な通路を設けること。
- (3) 観覧席・客席部の1の項に定める構造の出入口のうち1以上の出入口から車いす使用者用席に至る経路のうち、1以上の経路は次に定める構造とすること。
 - ア 幅は、1.2メートル以上とすること。
 - イ 高低差がある場合には、2の項(5)のウに定める構造の傾斜がある部分とすること。
- (4) 聴覚障がい者用席には、聴覚障がい者用集団補聴装置を設けるよう努めること。

解 説

集会場等の施設整備に当たっては、車いす使用者及び聴覚障がい者に配慮した施設整備を規定したものです。

■整備すべき箇所

POINT 1

- 観覧席・客席（固定式のものに限る。）を有する施設
………車いす使用者用席及び聴覚障がい者用席をそれぞれ1以上設けること。

■整備基準

POINT 2

- 車いす使用者用席
 - ① 車いす使用者用席の間口は90センチメートル以上、奥行きは1.2メートル以上とすること。
 - ② 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が円滑に出入り及び転回が可能な通路を設けること。
 - ③ 利用者用出入口から車いす使用者用席に至る経路のうち1以上の経路は、幅を1.2メートル以上とし、傾斜がある部分は2「利用者用の廊下等」に設ける傾斜がある部分に準じた構造とすること。
- 聴覚障がい者用席
 - ① 聴覚障がい者用席には、聴覚障がい者用集団補聴装置（磁気ループ）を設けるよう努めること。

傾 斜 が あ る 部 分

通路に高低差がある場合は、傾斜がある部分を設けることとしており、仕様は2「利用者用の廊下等」に定める廊下等における傾斜がある部分の構造に準ずることとしている。ただし、表面の仕上げ、傾斜がある部分の識別を容易にする色、明度及び点状ブロック等の敷設に関する規定は除かれている。

■その他の注意事項

[車いす使用者用席]

- | | | |
|---|---|--|
| 位 | 置 | ○車いす使用者用席は、非常時の避難のため出入口に近い位置に設けることが望ましい。 |
| 床 | | ○車いす使用者用席の床は、平坦とする等、使用に支障のないよう配慮すること。 |

キックプレート

○車いす使用者用席には、車いす固定装置を設け、前方の客席にフットレストが当たらないようにキックプレートを設けることが望ましい。キックプレートの高さは、出入口や廊下の場合と同じく 35cm 程度がよい。

後方通路の幅員

○車いす使用者用席の後方通路の十分な幅員としては、1.5m 程度とすることが望ましい。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

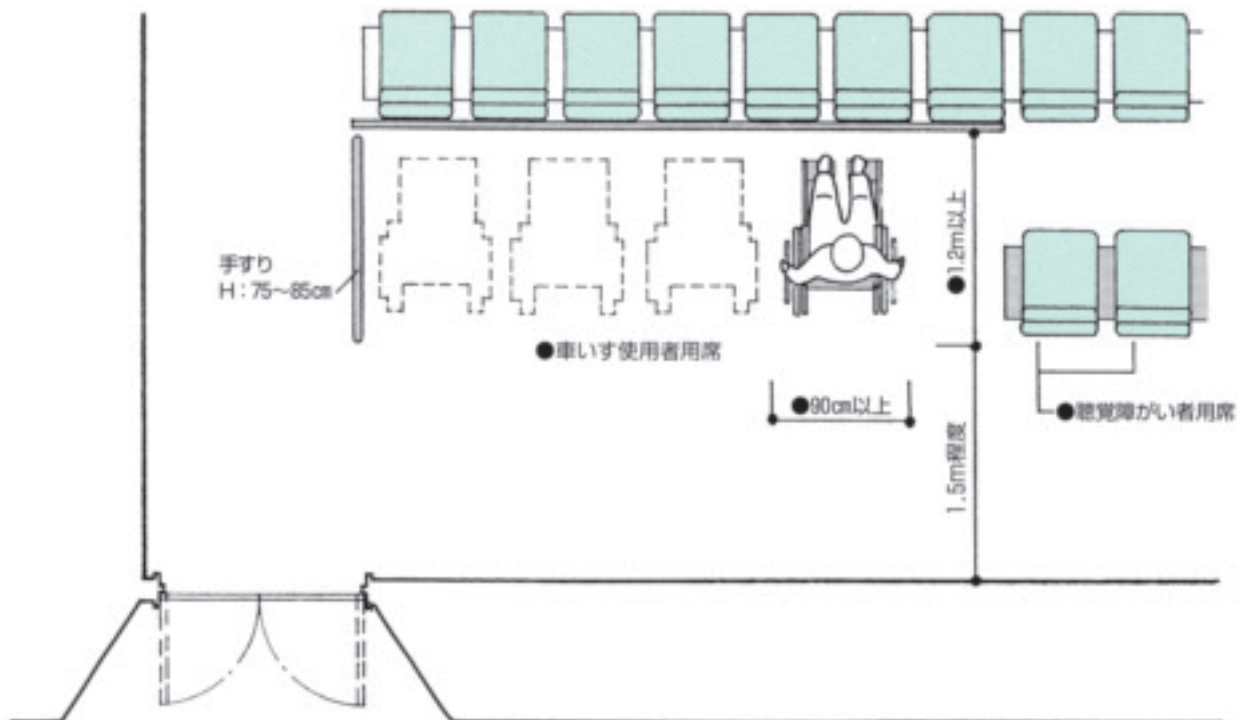


図 9-1 車いす使用者用席及び聴覚障がい者用席 例

第1-10 利用者用の浴室

社会福祉施設等（別表第1の第1の表1の項(1)から(4)までに掲げる施設（障害者自立支援法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法付則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設を除く。）に限る。）、医療施設、公衆浴場又は宿泊施設で利用者の用に供する浴室（利用者の用に供する居室又は客室の内部に設置するものを除く。）を設ける場合には、次に定める構造の浴室を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して使用できる構造とすること。
- (3) 浴槽及び洗い場は、すべての人が円滑に利用できるよう、手すり等が適切に配置された構造とすること。
- (4) 円滑に利用できる水栓器具を設けること。
- (5) 浴室内の見やすい位置に、非常通報装置を設けること。
- (6) 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。
- (7) 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。
- (8) 脱衣場を設ける場合には、11の項に定める構造とすること。

第1-11 利用者用の更衣室及びシャワー室

(1) 体育館等に利用者の用に供する更衣室を設ける場合には、次に定める構造であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができるものを1以上設けること。

ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して使用できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

エ 円滑に移動ができるよう、手すりが適切に配置された構造とすること。

オ 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。

カ 車いす使用者が更衣するための区画を設ける場合には、次に定める構造のものを1以上設けること。

(ア)出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ)車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。

(ウ)ベンチ及び棚が適切に配置された構造とすること。

(2) 体育館等にシャワー室を設ける場合には、(1)のアからオまでに定める構造のものを1以上設けること。

(3) (2)のシャワー室に車いす使用者が円滑に利用できる区画を設ける場合には、次に定める構造のものを1以上設けること。

ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。

ウ 手すり及びシャワーチェアが適切に配置された構造とすること。

(4) 体育館等で利用者の用に供する男子用及び女子用の区分のある更衣室又はシャワー室を設ける場合には、(1)又は(2)に定める構造のものをそれぞれ1以上設けること。

解説

公益的施設のうち特定のものについて、浴室又は更衣室及びシャワー室（以下、この解説において「浴室等」という。）を設ける場合には、すべての人が円滑に利用できる構造の浴室等を少なくとも1以上設けることを規定したものです。

■整備すべき箇所

POINT 1

- 観浴室……老人福祉施設又は有料老人ホーム、介護老人保健施設、身体障害者社会参加支援施設等、医療施設、公衆浴場又は宿泊施設
- 更衣室及びシャワー室……体育館等

■整備基準（利用者用の浴室）

POINT 2

- ①出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ②出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して利用できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ③シャワー区画を設ける場合には、それぞれ一以上の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ④浴槽、洗い場及びシャワーは、すべての人が円滑に利用できるよう、手すり等が適切に配置された構造とすること。
- ⑤円滑に利用できる水栓器具を設けること。
- ⑥浴室内の見やすい位置に非常通報装置を設けること。
- ⑦車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。
- ⑧床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。
- ⑨脱衣場を設ける場合には、11に定める構造とすること。

■整備基準（利用者用の更衣室及びシャワー室）

POINT 3

- ①出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ②出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して利用できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ③円滑に移動ができるよう、手すりを適切に配置された構造とすること。
- ④床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。
- ⑤更衣室に車いす使用者が更衣するための区画を設ける場合には、
 - ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。
 - ウ ベンチ及び棚が適切に配置された構造とすること。
- ⑥シャワー室に車いす使用者が円滑に利用できる区画を設ける場合には、
 - ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。
 - ウ 手すり及びシャワーチェアが適切に配置された構造とすること。

設置する浴室等の出入口及び段差の解消については、前述してきた考え方と同じであるが、すべての人が円滑に利用できるよう、広さ、手すりの配置等、浴室等の構造について配慮すべき事項を以下に掲げる。

(ここでは、特に注釈のない限り、(共):浴室、脱衣室、更衣室、シャワー室共通、(浴):浴室、(脱):脱衣室、(更):更衣室、(シ):シャワー室、と表記する。

段 差 の 解 消	(浴、シ) すのこ又はグレーチングによる水切りを設ける等により、段差を解消すること。
広 さ	(更、シ、脱) 室内 (室内に車いす使用者用のブースがある場合には当該ブース) には、車いす使用者の回転のため、直径 1.5m 以上のスペースを設けることとする。この場合、洗面器の下などで車いすのフットレストが通過できる空間があれば、その部分も算入可とする。
手 す り の 形 状	(浴、シ) 壁や浴槽まわりには、浴槽への出入り等のため、水平及び垂直又はL形の手すりを設けること。
非 常 通 報 装 置	(浴) 洗い場及び浴槽から手の届く位置に非常通報装置を設けること。

■その他の注意事項

[出入口]

出 入 口 の 戸	○ (共) 扉は、引き戸又は折り戸とすることが望ましい。
把 手	○ (共) 押棒、レバーハンドル等、操作しやすいものとするよう努めること。
ガ ラ ス	○ (共) 出入口の扉等のガラスは、転倒による事故防止のため、安全ガラスを用いる。
シ ャ ワ ー ブ ー ス	○ (シ) シャワーブースの出入口は、カーテン又はアコーディオンカーテンでも可とする。

[浴槽、移乗台、介助スペース及び洗い場] (全て浴室)

浴 槽 の 広 さ	○浴槽は、足を伸ばしたときにつま先が前方壁につく程度の広さとするのが望ましい。
浴 槽 の 深 さ	○浴槽の深さは 55cm 程度とする。
移 乗 台	○個室の浴室には、浴槽の縁に車いすから移乗できる広縁又は移乗台を設ける。移乗台の高さは、車いすから移乗しやすいように車いす座面の高さに合わせ 40cm 程度とし、奥行きは浴槽と同程度、幅は 45cm 以上とする。
介 助 ス ペ ー ス	○浴槽のまわりには、十分な介助スペースを設ける。なお、2方向以上から介助できることが望ましい。
洗 い 場	○車いす使用者用洗い場は、十分な広さとするとともに車いすから移乗しやすい形状とし、車いす座面に合わせ、高さ 40cm 程度とする。また、下部には車いすのフットレストが入る空間を設けることが望ましい。
床	○洗い場の床は滑りにくくする。また、這って移動することもあるので、体を傷つけないものとする。なお、バスマット等を用いて保温も同時に図ることが望ましい。
脱 衣 台	○洗い場の手前には、十分な広さの脱衣台を設けることが望ましい。また、脱衣台、洗い場及び移乗台は、途中に段を設けず同じ高さで連続させることが望ましい。
リ フ ト	○不特定多数の高齢者・障がい者等が利用する浴室には、浴槽用簡易昇降リフトを取り付けられるようにしておくことが望ましい。

[手すり]

- 移動用の手すり ○(浴、脱) 脱衣室から浴室にかけては、移動用の手すりを連続して設ける。
- 共同浴槽の手すり ○(浴) 共同浴槽には、手すりつきのスロープを設ける。なお、手すり末端は危険のないようにする。
- (浴) 共同浴槽には、体の安定を図るため、浴槽周囲の水面近くに手すりを設ける。

[シャワー]

- 器具 ○(浴、シ) 原則としてハンドシャワーとし、座ったまま手の届く位置に設ける。
- 湯温の調節 ○(浴、シ) サーモスタットで適温に調整した湯を供給できるようにすることが望ましい。
- 点字表示 ○(浴、シ) 冷温水の区分は点字による標示を行うことが望ましい。
- シャワーチェアー ○(浴、シ) 車いす使用者が利用しやすいよう、シャワー用車いすを備えておくことが望ましい。

[水栓]

- 取付高さ ○(浴) 個室の浴室の場合、取り付け高さは、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作できる高さとする。
- 水栓器具 ○(浴、シ) 水栓器具はレバーハンドル式が操作しやすく望ましい。更に混合操作を容易にするため、サーモスタットによる湯温の自動調節機能のあるシングルレバー式が望ましい。
- 点字表示 ○(浴、シ) 冷温水の区分は点字による標示を行うことが望ましい。

[非常通報装置]

- 設置位置 ○(シ) 非常通報装置を設ける。

[収納棚]

- 設置位置、形状 ○(更、脱) 車いすでの仕様にて記する高さ及び位置に設ける。(下端:30cm程度、上端:150cm程度、奥行き:60cm程度) また、下部には車いすのフットレストが入るように40～45cm程度のクリアランスを設ける。

[腰掛台] (全て更衣室及び脱衣室)

- 形状 ○行為の際には横になる必要のある場合もあるため、設けることが望ましい。(高さ:40～45cm程度、幅:180cm以上、奥行き:45cm以上)
- ヘッドボード ○腰掛台には、上体の寄りかかるヘッドボードを設けることが望ましい。
- 表面材 ○表面はクッション材付きとすることが望ましい。
- 吊り輪、手すり ○必要に応じ、上部にぶら下がり用の吊り輪、又は壁面に縦手すりを設ける。

[その他]

- スイッチ等の位置 ○(更、脱) スイッチ、コンセント等は、車いすでの利用を考慮した高さとする。

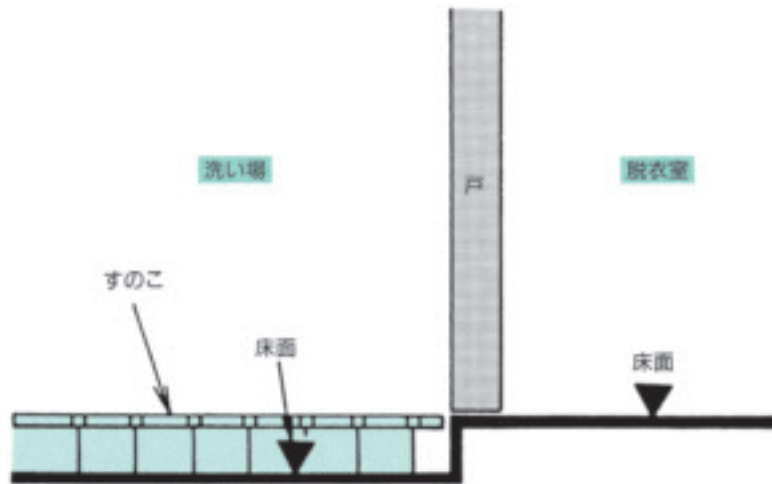


図 10-1 出入り口の段差解消例 (すのこによる例)

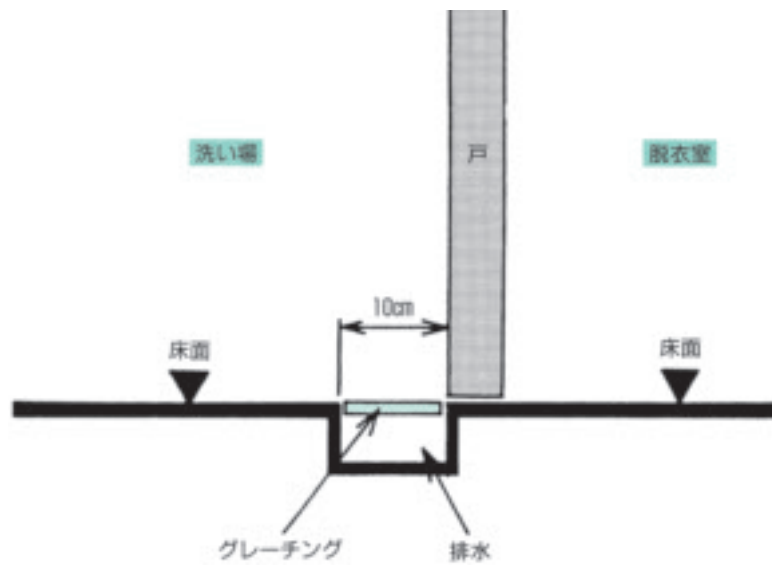


図 10-2 出入り口の段差解消例 (グレーチングによる例)

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

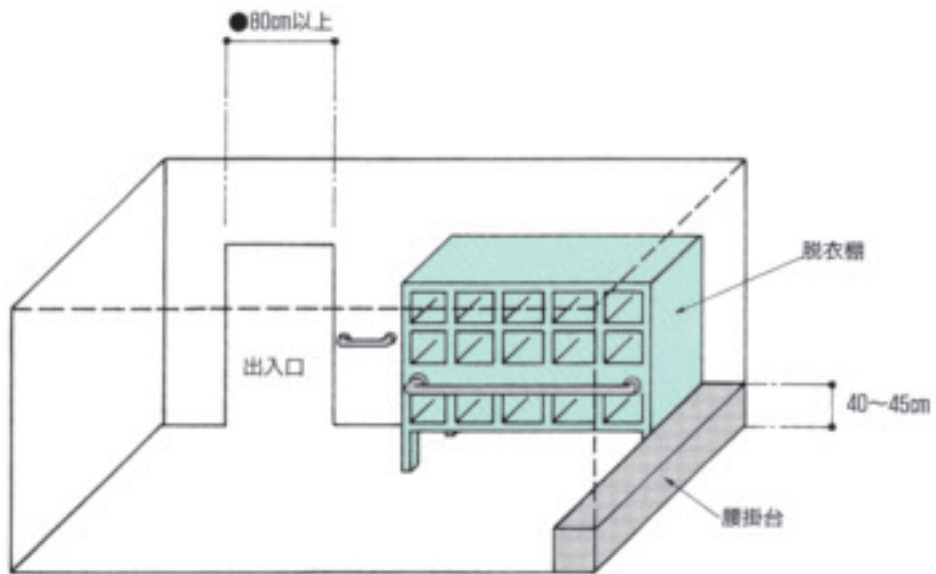


図 10-3 更衣所の例

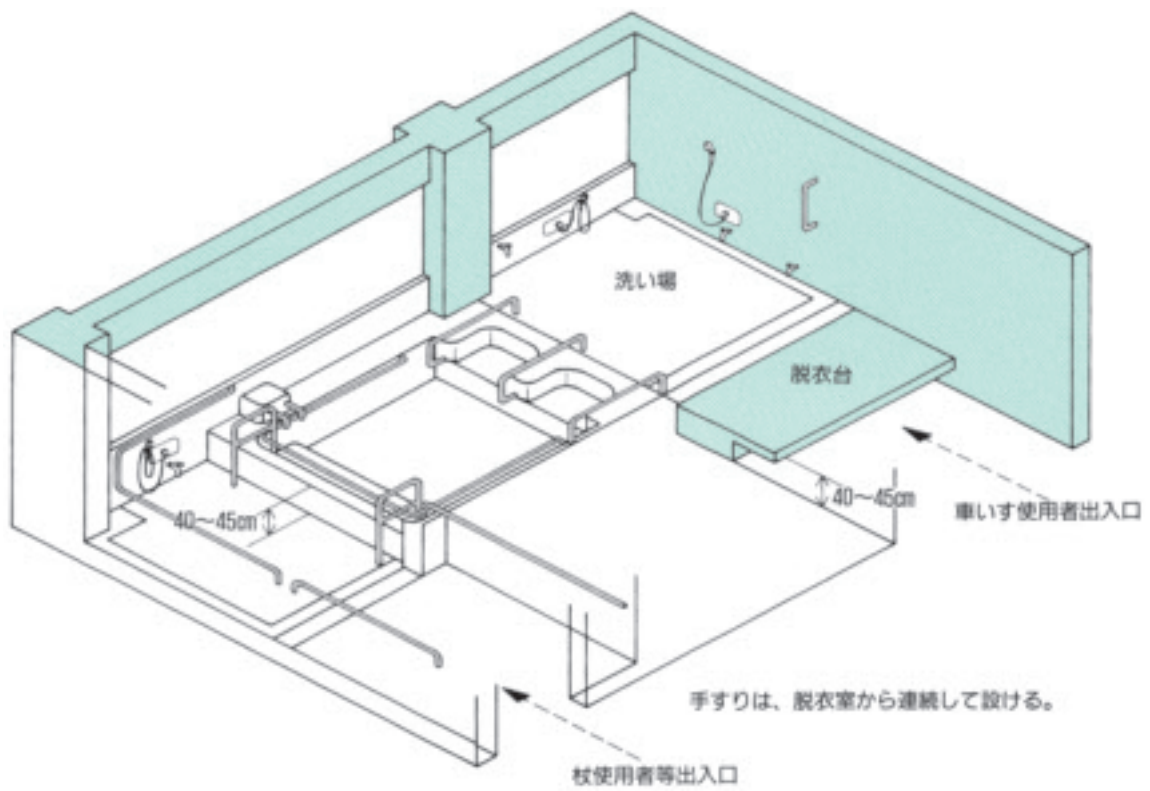


図 10-4 車いす使用者及び杖使用者等が共用する浴室の例

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

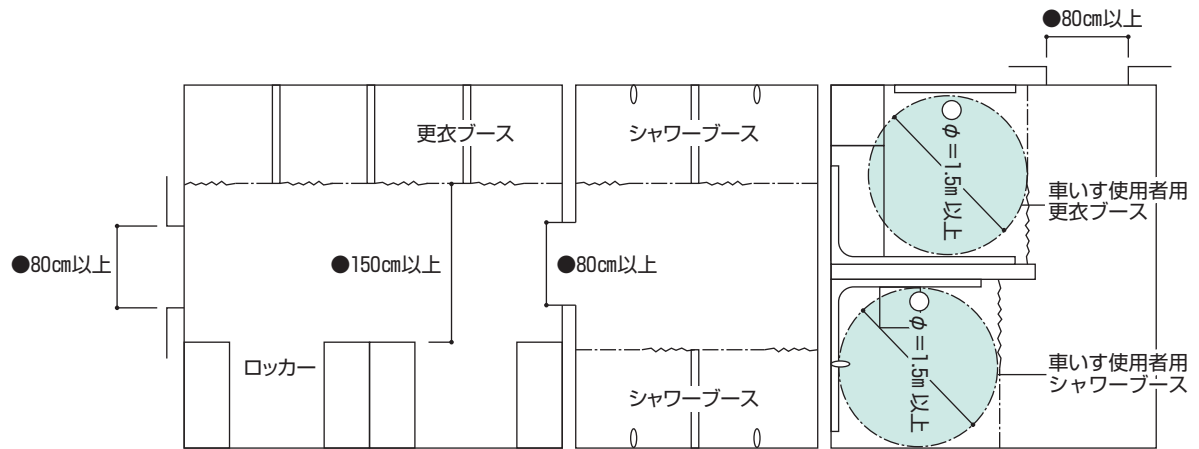


図11-1 更衣室・シャワー室の例

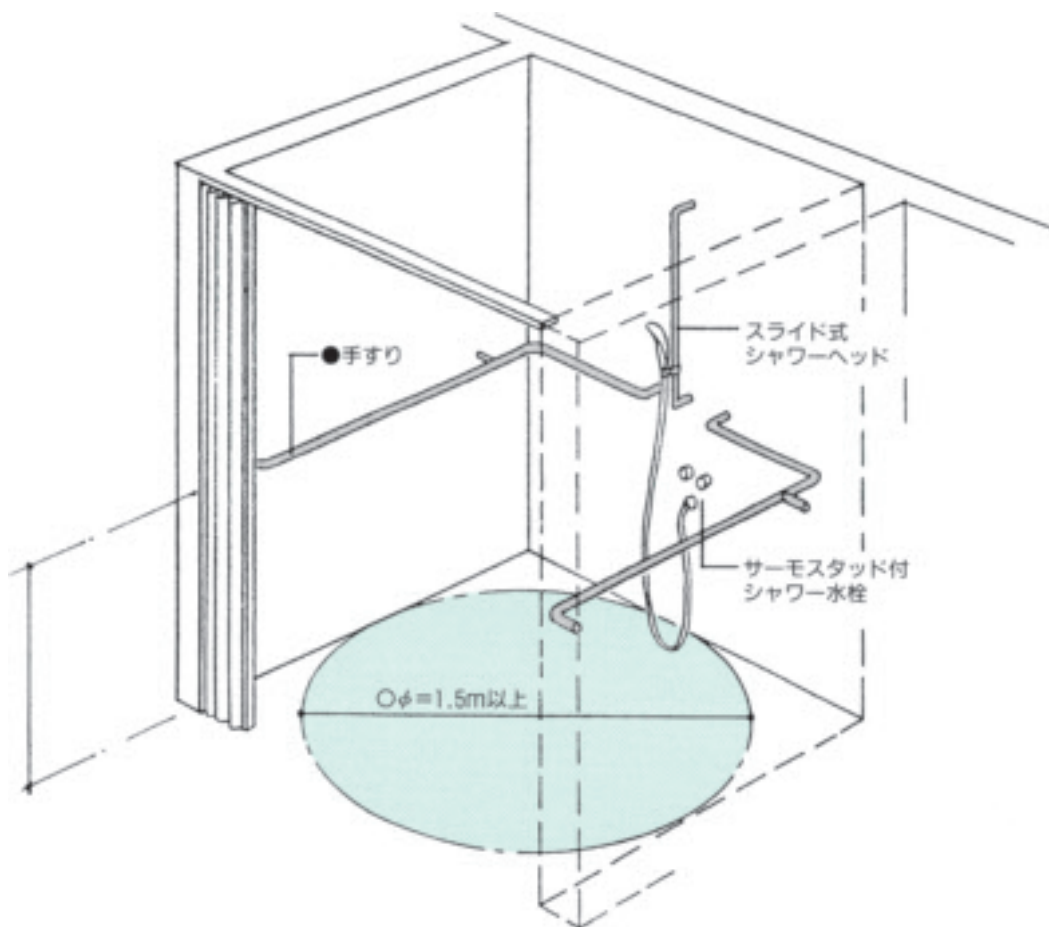


図11-2 シャワー室の例

第1-12 客室

宿泊施設にあっては、一以上の客室は、1の項(3)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。

- (1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された構造とすること。
- (3) 車いす使用者用便房が設けられていること。ただし、当該公益的施設に6の項(1)に規定する車いす使用者用便房を設ける場合においては、この限りでない。
- (4) 車いす使用者が円滑に利用できる浴室が設けられていること。ただし、当該公益的施設に利用者の用に供する10の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。
- (5) ベッドを設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、ベッドの高さは40センチメートルから45センチメートルまでとし、壁等からベッドの一の側面までは1.4メートル以上とすること。

解説

宿泊施設には、すべての人の使用に配慮した一定の構造の客室を少なくとも1箇所以上設けることとしたものです。

■整備すべき箇所

POINT 1

- ①出入口の戸は、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して使用できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ②出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ③客室内は、すべての人が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された構造とすること。
- ④客室内に車いす使用者用の便房を設けること。
- ⑤客室内に車いす使用者用の浴室を設けること。
- ⑥ベッドを設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、ベッドの高さは40センチメートルから45センチメートルとし、壁等からベッドの一の側面までは1.4メートル以上とすること。

客室の出入口の幅、戸の構造、段差の解消については、前述してきた考え方と同じである。

転 回 ス ペ ー ス

ベッドサイドには、車いすが転回できる最小値である1.4m程度の空気を確保し、出入口まわりは、車いす使用者の回転のため、直径1.5m以上の円が内接するスペースを確保することとする。

便 房 、 浴 室

車いす使用者用便房及び車いす使用者用浴室については、それぞれ6及び10の解説を参照し、同じ構造のものを設けることとする。

施設内に、共用の車いす使用者用便房又は車いす使用者用浴室が設けられている場合は、改めて客室内に専用のものを設ける必要はないが、専用のものを設ければなお望ましい。

ベ ッ ド

ベッドの高さは40～45cmとすること。

■その他の注意事項

- | | |
|--|---|
| <p>寝具の形式</p> <p>ベッドの数</p> <p>ベッドの下</p> | <p>○車いすからの移乗のために、ベッド式とすることが望ましい。</p> <p>○介護者の付き添いを考慮して、ベッドは2台以上設けることが望ましい。</p> <p>○ベッドの下には、車いすのフットレストが入るクリアランスがあることが望ましい。</p> |
| <p>スイッチ等の高さ</p> <p>照明の操作</p> | <p>○収納棚、スイッチ、コンセント等は、車いすでの使用に配慮した高さとする。</p> <p>○室照明は、ベッドから操作できるものとする。</p> |

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

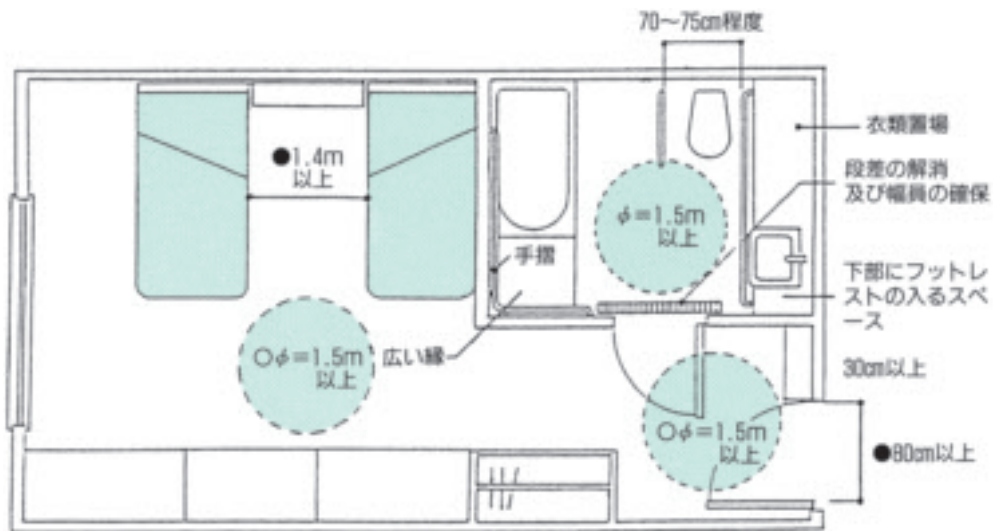


図12-1 客室の基本寸法9

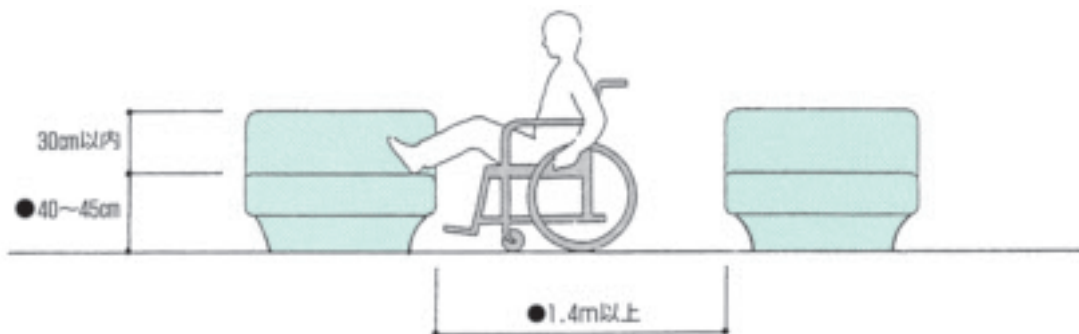


図12-2 ベッドの高さ

第 1-13 受付・案内カウンター及び記載台

受付・案内カウンター及び記載台を設ける場合には、一以上は車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、80センチメートル以上とすること。
- (2) 高さは、70センチメートルから80センチメートルまでとすること。
- (3) 下部には、幅80センチメートル以上、高さ65センチメートル以上及び奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。

第 1-14 公衆電話所

公衆電話所を設ける場合には、一以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さは70センチメートルから80センチメートルまでとすること。
- (2) 電話台の下部には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、幅80センチメートル以上、高さ65センチメートル以上及び奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。
- (3) 公衆電話所に入出口を設ける場合には、1の項(1)及び(3)アに定める構造とすること。
- (4) 電話機の一以上には、点字及び音量調節機能のついたものとすること。

第 1-15 券売機

券売機を設ける場合には、一以上は障害者等が円滑に利用できるよう、金銭投入口の高さ、足下の空間、点字表示等に配慮すること。

第 1-16 案内標示等

- (1) 案内標示等を設ける場合には、次に定める構造とすること。
 - ア すべての人が見やすく理解しやすいよう、設置場所、高さ、照明等に配慮すること。
 - イ 文字の大きさ、書体、配色、記号、図等は、見やすくわかりやすいものとすること。
 - ウ 必要に応じ、点字等による標示を行うこと。
- (2) 文化施設、集会場等、娯楽施設等又は宿泊施設で自動火災報知設備（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条に定める基準の設備をいう。）を設ける場合においては、聴覚障がい者に配慮した光等による非常警報装置を設けるよう努めること。
- (3) 公共の交通機関の案内版については、聴覚障がい者に配慮し、事故等の臨時情報に対応可能な電光による標示装置、急告板等を設けるよう努めること。

解説

その他の各施設について、すべての人が円滑に利用できるよう、高さ等に関する使い勝手や情報伝達の手段について配慮した施設整備を規定したものです。

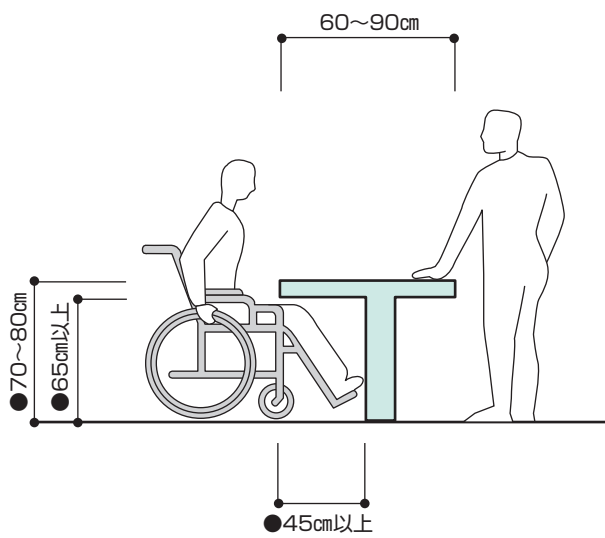


図 13-1 受付カウンターの例

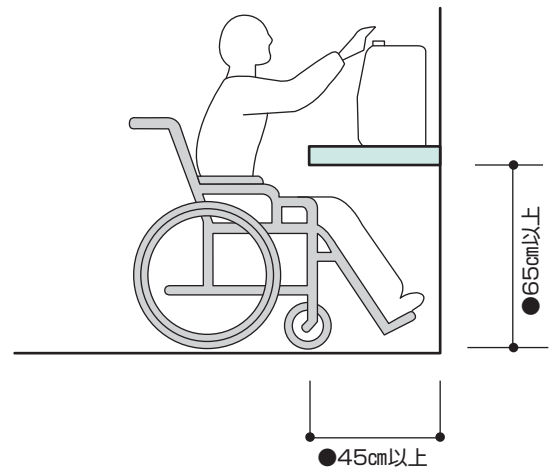


図 14-1 公衆電話所の例

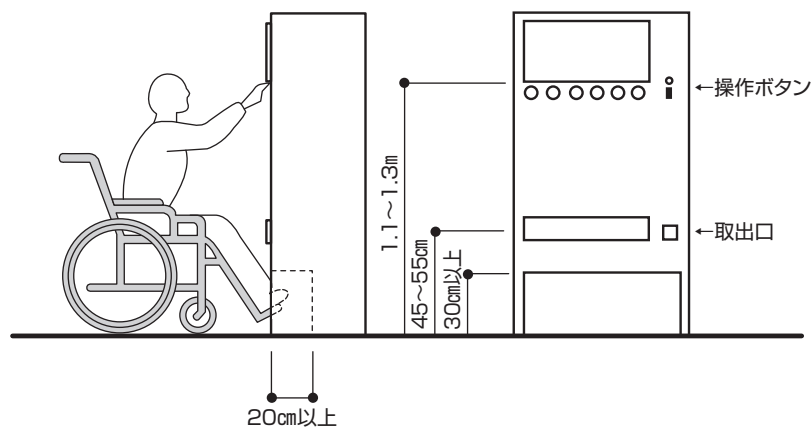


図 15-1 自動販売機の例

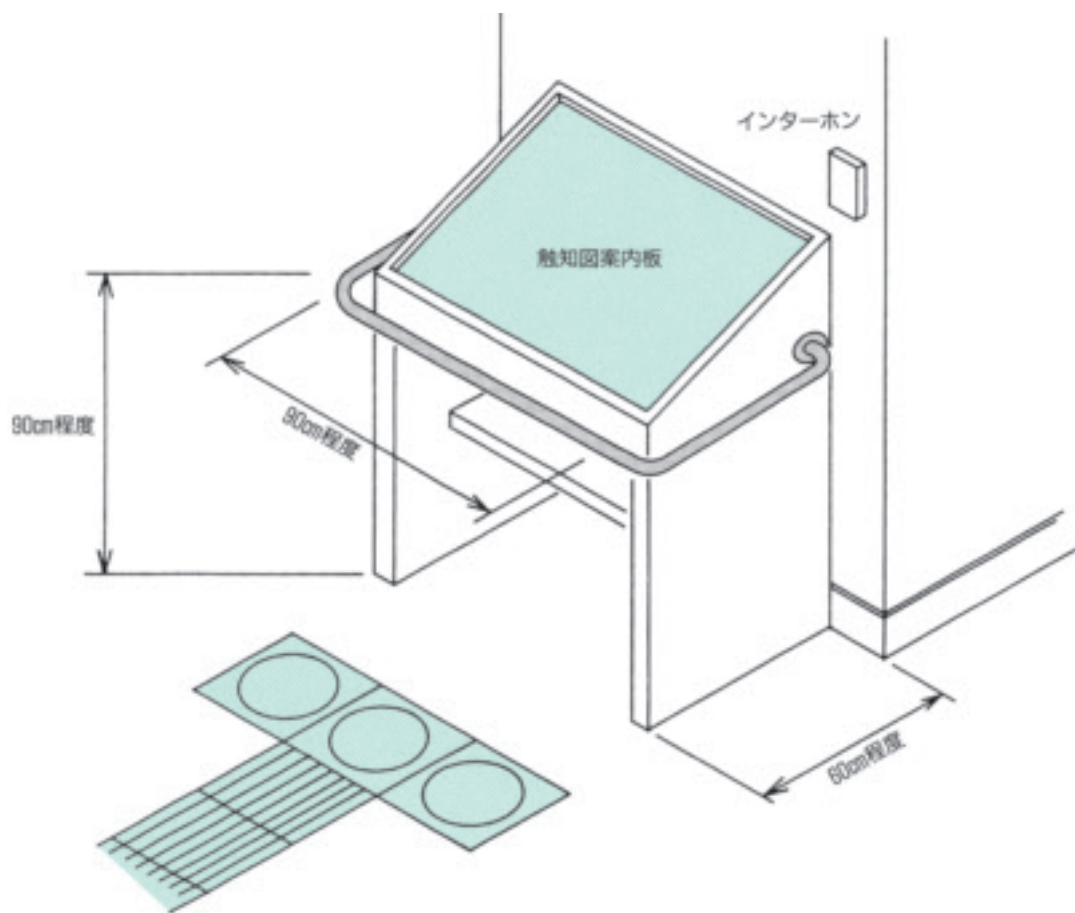
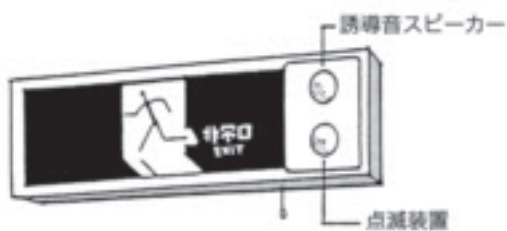


図 16-1 触知図案内板の設置例

- ・誘導音装置付誘導灯
(既設蛍光灯に追加する場合)



- ・点滅形誘導音装置付誘導灯
(一体型)



※床埋め込み式の誘導灯もある。

図 16-2 非常警報装置

第1-17 授乳及びおむつ交換の場所

- (1) 次に掲げる施設（イに掲げる施設にあっては、乳幼児を同伴した者の利用が想定される場合に限る。）には、安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上（これらの場所を別々に設ける場合には、それぞれ1以上）設けること。
- ア 社会福祉施設等（別表第1の第1の表1の項（7）から（10）まで及び（12）に掲げる施設（（9）に掲げる施設にあっては、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。）、医療施設、官公庁舎、文化施設、集会場等、火葬場及びこれらの複合施設（医療施設、文化施設、集会場等、火葬場及び複合施設にあって、用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）
- イ 理容所若しくは美容所、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、サービス業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等、一般公共のように供する自動車車庫又はこれらの複合施設であって、用途面積が2,000平方メートル以上の施設
- (2) (1)に定める安全かつ円滑に授乳及びおむつを交換することのできる場所は、次に定める構造とすること。
- ア 壁、固定式のついたて等により、外部から見通しのできない構造とすること。
- イ 授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れ（和室等にあっては、手洗い設備及び汚物入れ）を設けること。ただし、当該施設の他の場所に設けられている汚物入れを支障なく利用できる場合においては、汚物入れを設けることは要しない。
- ウ 出入口又はその付近の見やすい位置に、授乳及びおむつ交換ができる場所が設けられている旨が表示されていること。

解 説

乳幼児を同伴した者の利用が想定される施設には、安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換できるよう配慮した施設整備を規定したものです。

■ 整備すべき箇所

POINT 1

母子福祉施設、母子健康センター、児童厚生施設、児童支援センター、市町村保健センター、地方公共団体が設置する地域住民の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設、官公庁舎、用途面積が2,000平方メートル以上の医療施設、文化施設、集会場等、火葬場若しくはこれらの複合施設
物品販売業を営む店舗、飲食店又は料理店、サービス業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設（集会場部分が2,000平方メートル以上のもの）、娯楽施設等、体育館等又はこれらの複合施設で2,000平方メートル以上の施設

■ 整備基準

POINT 2

- ①授乳及びおむつ交換ができる場所には、壁、固定式のついたて等により、外部から見通しのできない構造とすること。
- ②当該場所には、授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れを設けること。
- ③出入口又はその付近に、授乳及びおむつ交換ができる場所が設けられている旨を適切に表示すること。

位置、標示	授乳及びおむつ交換の場所は、わかりやすい場所に設け、サインなどにより適切に誘導すること。
構造	授乳及びおむつ交換の場所は、壁、固定式のついたて等により、外部から見通しのできないものとする。

■その他の注意事項

構造	○授乳及びおむつ交換の場所は、プライバシー確保のため、個室とすることが望ましい。母乳を与えるスペースを別室で設けるのはなお望ましい。
設備、備品	○瞬間湯沸器、電気ポット等を設けることが望ましい。 ○快適に利用できるように、冷暖房設備を設けることが望ましい。

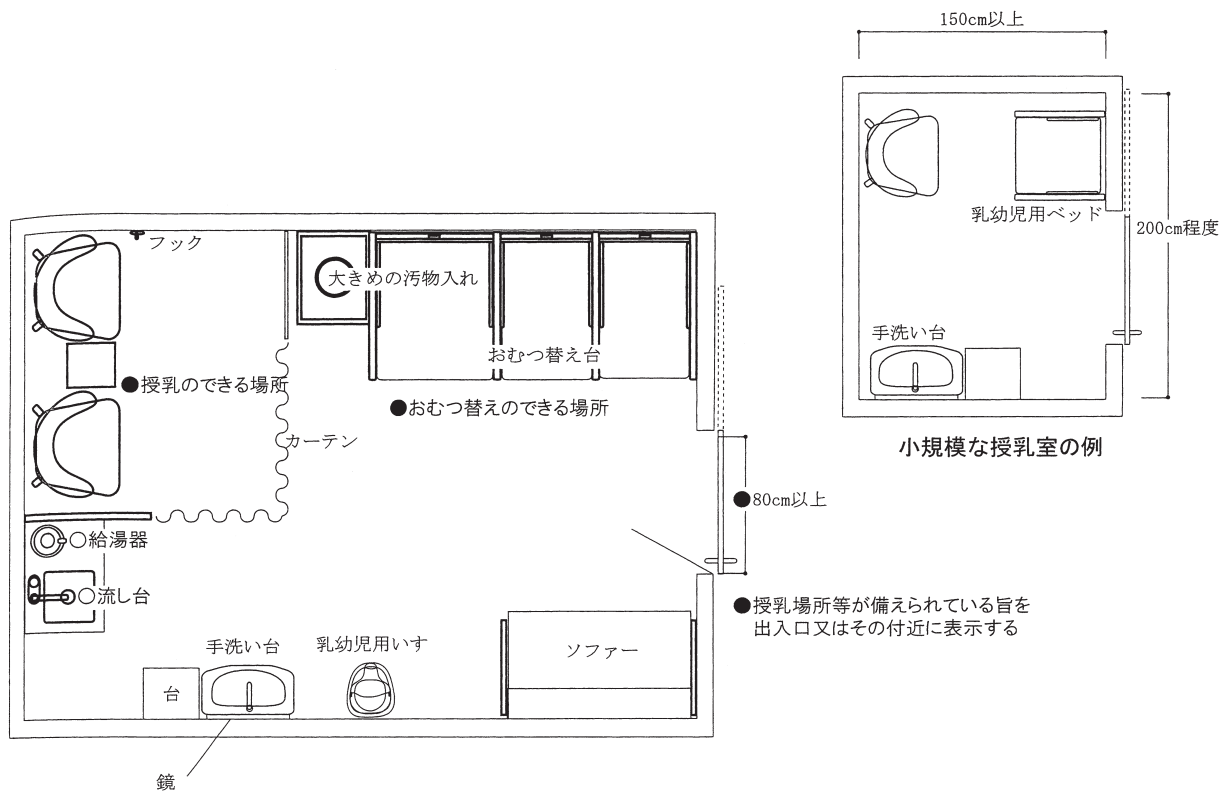


図17-1 授乳、おむつ替え設備の例

第1の2 小規模施設

1 利用者用の出入口

利用者の用に供する屋外へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口及び各室の出入口のうち、それぞれ一以上は、第1の表1の項(2)及び(3)に定める構造とするほか、その幅を80センチメートル以上とすること。

2 利用者用の廊下等

屋外へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口から利用者の用に供する各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における利用者の用に供する廊下等は、第1の表2の項(1)及び(5)アに定める構造とすること。この場合において、当該廊下等に高低差がある場合には、2の項(5)のウ(ア)に定める構造の傾斜がある部分とすること。

3 利用者用の便所

利用者の用に供する便所を設ける場合には、車いす使用者便房が1以上設けられた便所であって、床には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けていない構造のものを1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

解 説

一部の小規模な施設は、大規模な施設と同等の整備を行うことが物理的・経済的に困難であることから、小規模施設に対しては施設の利用を可能とする最小限の基準を設定するものです。

■ 整備すべき箇所

POINT 1

学習塾、華道教室又は囲碁教室等、集会場等、理容所又は美容所、物品販売業を営む店舗、飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブ、サービス業を営む店舗で、当該用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以下の施設

■ 整備基準

POINT 2

●利用者用の出入口

- ①車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、3の項に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号若しくは第2号又は第129条の12第1項第1号若しくは第5号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を併設する場合には、この限りでない。
- ②戸を設ける場合、自動式に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- ③戸に衝突することを防止する措置を講じたものとする。
- ④出入口の幅は80センチメートル以上とすること。

●利用者用の廊下等

- ①表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。

- ②幅は、1.2メートル以上とすること。
- ③廊下に傾斜がある部分がある場合の幅は、階段に代わるものにあつては1.2メートル以上、階段に併設されるものにあつては90cm以上とすること。

●利用者用の便所

- ①車いす使用者が利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、握りやすい形状の手すり等が適切に配置されていること。
- ②出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ③出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ④車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

便所	○便房内には介助者に配慮したスペースを確保することが望ましい。また、ベビーチェア、ベビーベッド等、オストメイト対応設備等を設置することが望ましい。
駐車場	○駐車場の整備に当たっては、第1の7「利用者用の駐車場」に準じた整備が望ましい。
敷地内通路	○敷地内通路の整備に当たっては、第1の8「利用者用の敷地内通路」に準じた整備が望ましい。

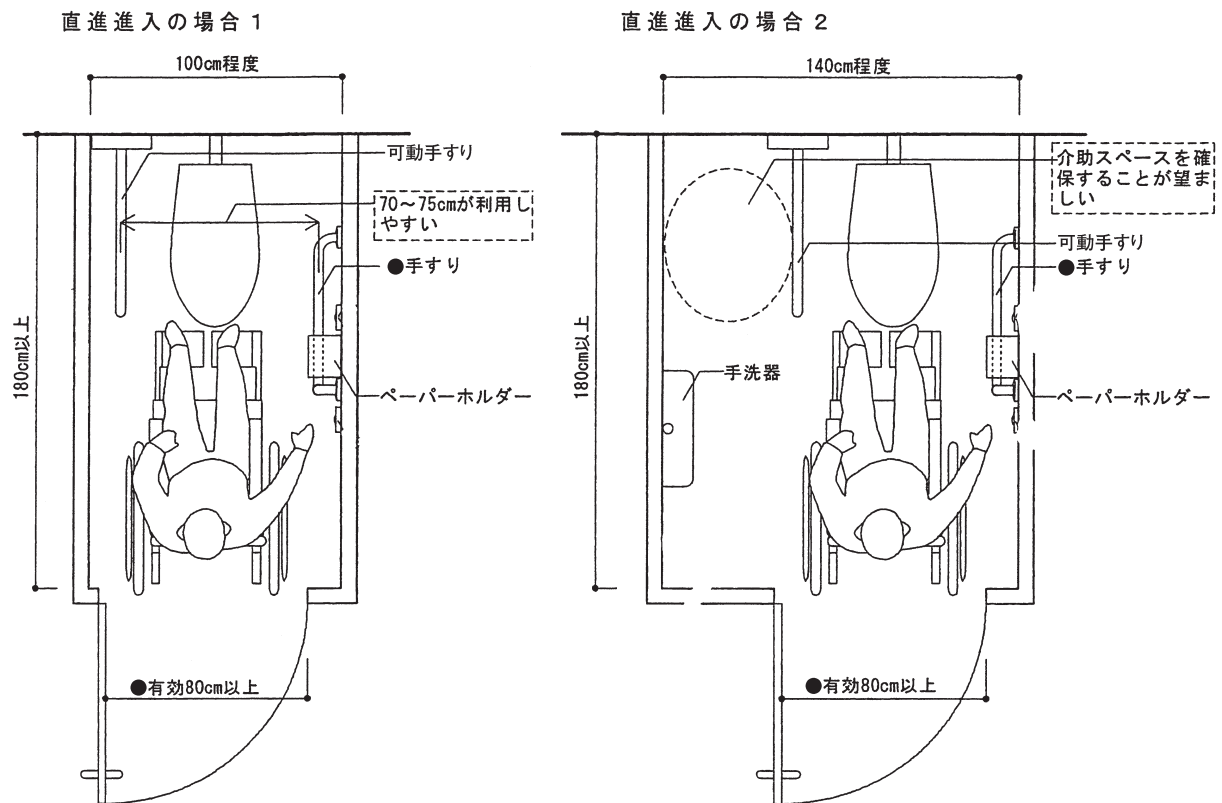


図 102 小規模施設の車いす対応便房

整備基準（規則別表第2）第2
建築物以外の公共の交通機関

第2 建築物以外の公共交通機関の施設

1 利用者用の便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(2)及び(3)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。
 - ア 利用者の用に供する男子用小便器を設ける場合には、床置き又はこれに類する小便器を1以上設けること。
 - イ アの規定により設けられる小便器のうち1以上は、手すりが設けられていること。
 - ウ ベビーチェア、ベビーベッド等を設置すること。
- (2) 1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅に利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(6)に定める便所を1以上設けること。
- (3) 床面積が10,000平方メートル以上の鉄道駅の利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(7)に定める便所を1以上設けること。

2 利用者用の授乳及びおむつ交換の場所

1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅にあっては、第1の表17の項(2)の構造の安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を1以上（これらの場所を別々に設ける場合は、それぞれ1以上）設けること。

解説

本規定は、建築基準法上の建築物でないものに適用され、建築基準法上の建築物については、第1建築物の規定が適用されます。

■整備すべき箇所

POINT 1

利用者の用に供する便所を設ける場合

- 介助者同伴用便房+ベビーチェア及びベビーベッド等⇒1以上
- 男子用小便器⇒床置き又はこれに類する小便器を1以上
- オストメイト対応設備設置便房⇒1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅に1以上
- 大人用介護ベッド設置便房⇒床面積が10,000平方メートル以上の鉄道駅に1以上
- 授乳及びおむつ交換の場所⇒1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅に1以上

整備基準（規則別表第2）第3
道 路

第3 道路

1 歩道及び自転車歩行車道

- (1) 幅は、車いす使用者等が円滑に通行できるものとする。
- (2) 縦断こう配、横断こう配、すりつけこう配は、利用者が円滑に通行できるこう配とする。
- (3) 横断歩道橋及び地下横断歩道の昇降口並びに視覚障がい者用信号付加装置の設けられている横断歩道に接する部分には、点状ブロック等を敷設することとし、その他必要に応じ、点状ブロック等及び線状ブロック等を敷設すること。

解 説

本規定は、公道（道路法に規定する道路）のうち一般国道、県道及び市町村道について適用されます。

高速自動車国道には歩道がないので適用を除外していますが、パーキングエリアの売店、食堂、便所等については建築物のため、第1の規定を受け、駐車場は、一定規模以上の場合第5の規定を受けることとなります。

歩道の整備に当たっては、車いす使用者及び視覚障がい者等に配慮し、幅員を十分確保し、こう配を円滑に通行できるこう配とするとともに、点状ブロック及び線状ブロックを敷設することを定めています。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

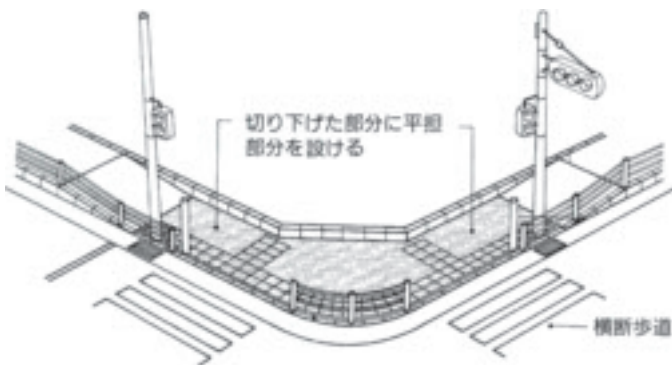


図31 交差点

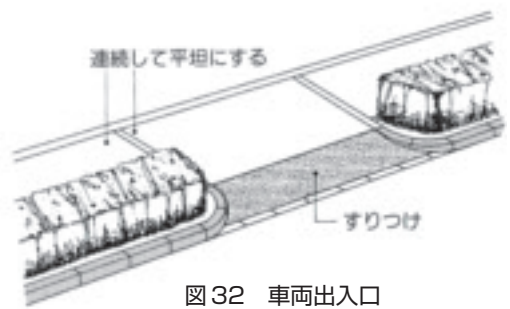


図32 車両出入口

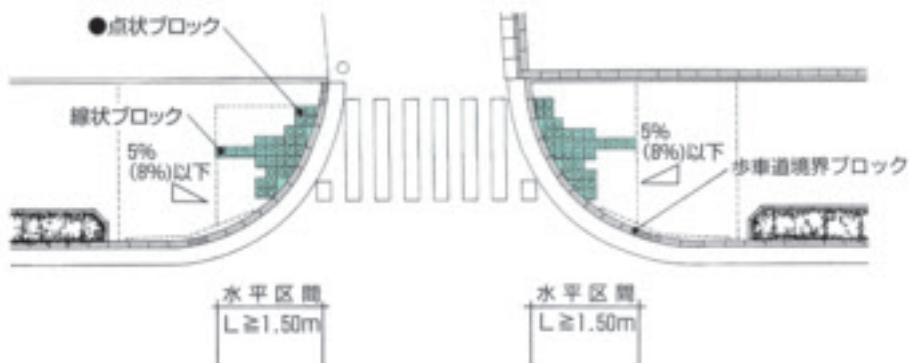


図33 横断歩道

整備基準（規則別表第2）第4
公園

第4 公園等

1 利用者用の出入口

利用者の用に供する出入口のうち一以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、車止めの柵等を設ける場合においては、柵等と柵等の間は、90センチメートル以上1.2メートル未満とすることができる。
- (2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (3) 高低差がある場合には、第1の表2の項(1)(3)(4)及び(5)イに定める構造の傾斜がある部分とすること。
- (4) 出入口が直接車道等に接する場合には、点状ブロック等の敷設等により車道等の境界を明らかにすること。

2 園路

1の項に定める構造を有する出入口と接続する園路を設ける場合には、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 車いす使用者が通行する際に支障となる段その他障害物を設けないこと。
- (3) 階段を設ける場合は、第1の表3の項に定める構造の傾斜路を併設すること。
- (4) 縁石、街きょ等により段差を生ずる場所では、20分の1以下（構造上の理由によりやむを得ない場合は、12分の1以下）のこう配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は1センチメートル以下とすること。
- (5) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい舗装材で仕上げること。
- (6) 縦断こう配は、20分の1以下とすること。ただし、当該縦断こう配の高低差が16センチメートル以上75センチメートル以下の場合は12分の1以下と、16センチメートル未満の場合は8分の1以下とすることができる。
- (7) 100分の3以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、延長30メートル以内ごとに1.5メートル以上の水平部分を設けること。
- (8) 横断こう配は、100分の1以下とすること。
- (9) 園路を横断する排水溝の蓋は、濡れても滑りにくく、杖、車いすキャスター等が落ちない構造とすること。
- (10) 視覚障がい者用誘導ブロックを園路の要所に敷設すること。
- (11) 傾斜がある部分は、第1の表2の項(3)のア及び2の項(5)ウの(イ)の構造とすること。ただし、こう配が20分の1以下の場合においては、この限りでない。

3 休憩施設

ベンチ、あずまや四阿、水飲場その他の休憩施設は、すべての人が使いやすいものとする。

4 利用者用の階段

利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。

- (1) 回り段を設けないこと。

- (2) 幅は、1.2メートル以上とすること。
- (3) 高さ3メートル以内ごとに、長さ1.5メートル以上の水平な部分を設けること。
- (4) 側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。
- (5) 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。
- (6) 表面は、平坦で、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。
- (7) 踏面の端部とその周囲の色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (8) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (9) 段がある部分の上下に近接する踊場部分に点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設けられるものである場合は、この限りでない。

5 利用者用の便所

利用者用の便所を設ける場合は、車いす使用者用便房にベビーチェア及びベビーベッド等を設けた便所を園路から容易に出入りできる位置に一以上（男子及び女子の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。

6 案内標示

案内標示等を設ける場合には、第1の表16の項(1)に定める構造とすること。

7 利用者用の駐車場

- (1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を2の項に定める園路に接続する1の項に定める出入口に近接する位置に1以上設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1の表2の項(1)から(3)までに定める構造とすること。

8 照明

必要に応じて照明を設けること。

解 説

公園の出入口、園路、便所等を整備することにより、すべての人の円滑な利用を図ろうとするものです。なお、本規定は、都市公園、児童公園、港湾環境整備施設である緑地、動物園又は植物園に適用されます。動物園又は植物園については、施設のうち建築物でない部分に適用されます。

照

明 | ○連続性・視認性・景観等に配慮し、安全で安心できるよう効果的に設けること。

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

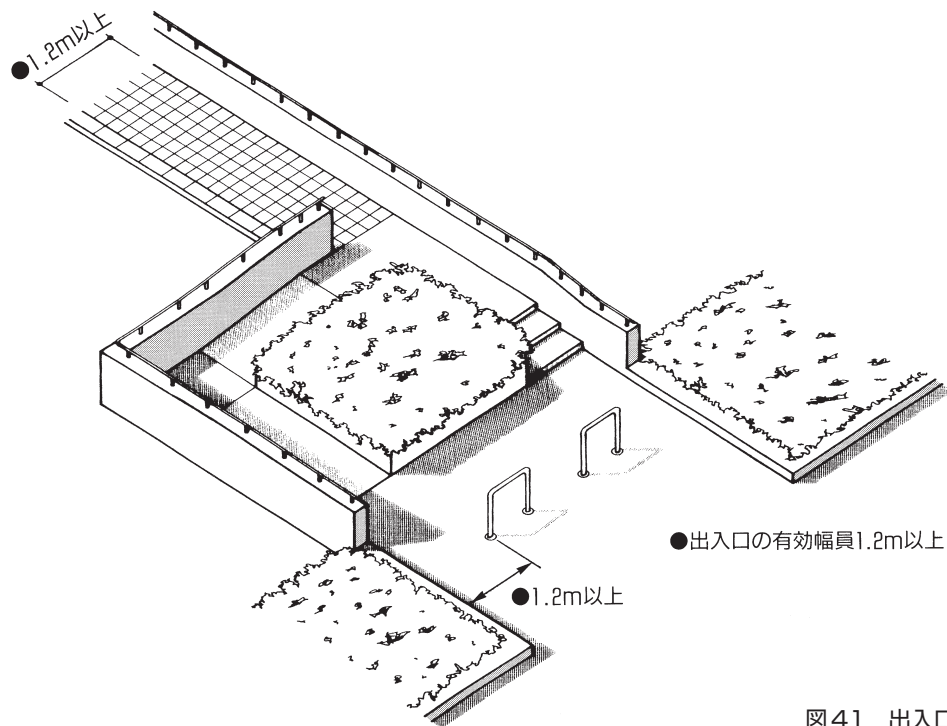


図41 出入口

(●：整備基準、○：整備基準に準ずる事項)

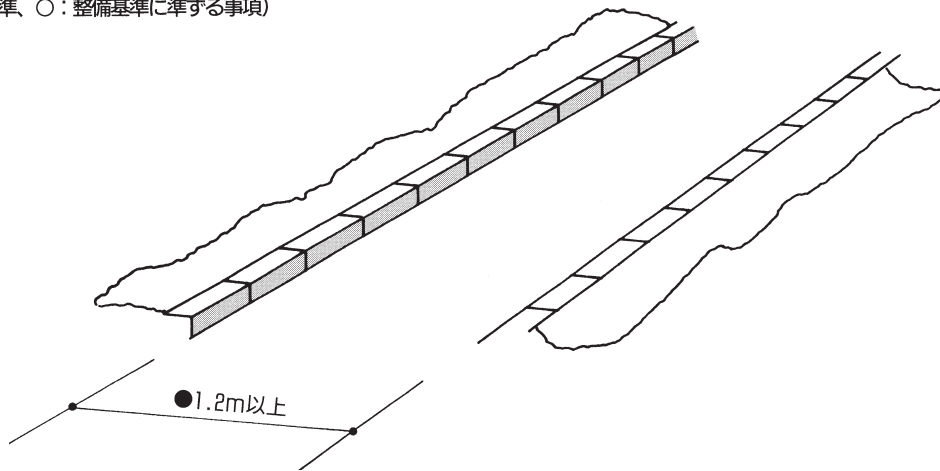


図42 園路

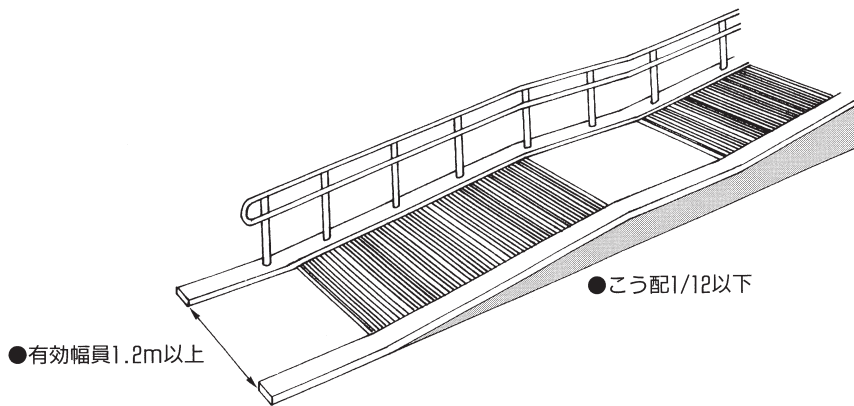


図43 園路に設ける傾斜路

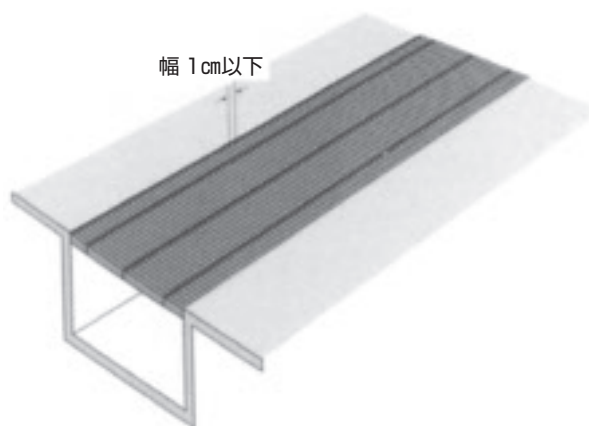


図44 排水溝

整備基準（規則別表第2）第5
駐車場

第5 駐車場

1 車いす使用者用駐車施設

- (1) 第1の表7の項に定める構造の車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者の利用に配慮した位置に設けること。

2 利用者用の出入口

利用者の用に供する出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 利用者用で車両の通行のできない出入口とすること。
- (2) 幅は、90センチメートル以上とすること。
- (3) 車いす使用者が通行する際に支障となる段その他障害物を設けないこと。

3 照明

必要に応じて照明を設けること。

解 説

車いす使用者が乗車する自動車を駐車する場所を整備し、その乗降に支障のないようにしようとする規定です。

■整備すべき施設

POINT 1

都市計画区域内における500㎡以上の有料駐車場
道路管理者が道路上に、又は道路に接して設ける500㎡を超える自動車駐車場

照 明 | ○連続性・視認性・景観等に配慮し、安全で安心できるよう効果的に設けること。

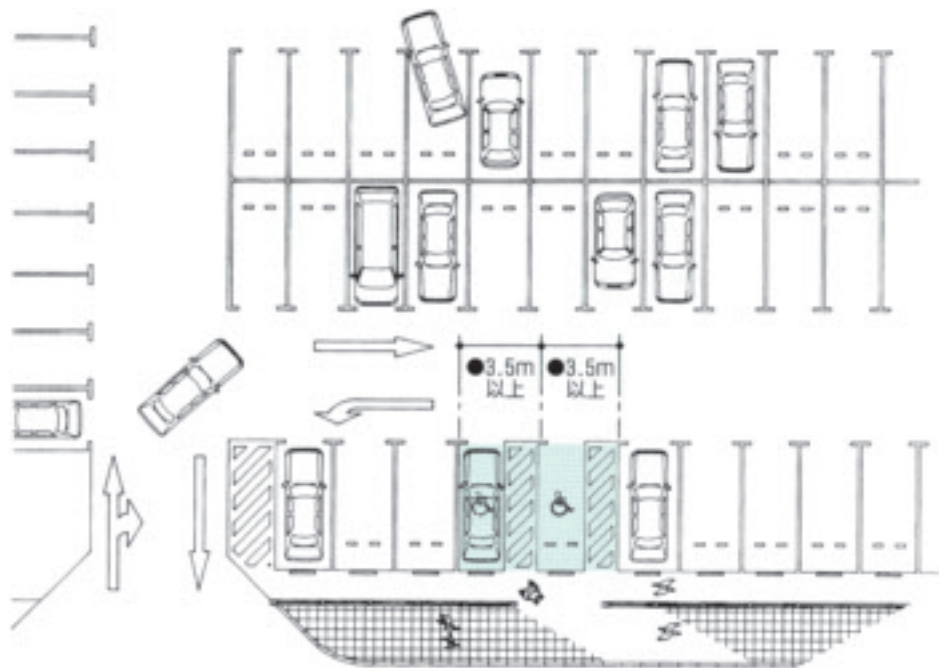


図 51 駐車場



第3章

条例及び同施行規則



人にやさしいまちづくり条例

平成七年三月十七日 福島県条例第二十二号

改正 平成 七年 十月 十三日 条例第五十五号

改正 平成十一年十二月二十四日 条例第六十三号

改正 平成十七年 七月 十二日 条例第八十三号

目 次

- 第一章 総 則（第一条－第八条）
- 第二章 施策の基本方針（第九条）
- 第三章 公益的施設の整備等（第十一条－第十五条）
- 第四章 雑 則（第十六条－第二十三条）
- 附 則

第 一 章 総 則

（目的）

第一条 この条例は、人にやさしいまちづくりについての基本理念並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、人にやさしいまちづくりのために必要な施策の推進を図り、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 人にやさしいまちづくりは、すべての人が個人として尊重されるとともに、あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることが重要であることにかんがみ、すべての人が安全かつ快適に生活することのできる社会の実現を目指すものである。

（定義）

第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公益的施設 不特定かつ多数の者の利用に供する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は道路、公園、駐車場その他の施設（建築物を除く。以下「その他の施設」という。）で規則で定めるものをいう。
- 二 指定施設 公益的施設で規則で定めるものをいう。
- 三 新築等 次に掲げるものをいう。
 - ア 建築物にあつては、建築（建築基準法第二条第十三号に規定する建築をいう。）、大規模の修繕（同条第十四号に規定する大規模の修繕で規則で定めるものをいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号に規定する大規模の模様替で規則で定めるものをいう。）
 - イ その他の施設にあつては、新築、新設、増築又は改築
 - ウ 公益的施設でない建築物若しくはその他の施設の用途を変更して公益的施設とすること又は公益的施設であつて指定施設でない建築物若しくはその他の施設の規模を変更して指定施設とすること。

（県の責務）

第四条 県は、人にやさしいまちづくりを推進するため、必要な体制を確立するとともに、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公益的施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

(啓発活動等の推進)

第五条 県は、教育活動等を通じて、人にやさしいまちづくりについての基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、人にやさしいまちづくりに関する施策の効果的な推進を図るため、調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対し、必要に応じ情報を提供するものとする。

第六条 削除

(事業者の責務)

第七条 事業者は、県が実施する人にやさしいまちづくりを推進するための施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 公益的施設を設置し、若しくは管理する事業者又は規則で定める車両を所有し、若しくは管理する事業者は、当該公益的施設又は当該車両をすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

(県民の責務)

第八条 県民は、県が実施する人にやさしいまちづくりを推進するための施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、住宅の整備に当たっては、人にやさしいまちづくりについての基本理念を尊重するよう努めるものとする。

第二章 施策の基本方針

第九条 人にやさしいまちづくりに関する県の施策の策定及び実施は、すべての人が安全かつ快適に行動できる生活環境の整備並びに県民の参加と協力による思いやりに満ちた地域社会の維持及び形成を基本とし、積極的かつ効果的になさなければならない。

第三章 公益的施設の整備等

(整備基準)

第十条 知事は、公益的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所等の構造及び設備に関し、すべての人の利用に配慮すべき事項について、必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めなければならない。

(整備基準の遵守)

第十一条 公益的施設の新築等をしようとする者は、当該公益的施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(指定施設の新築等の届出)

第十二条 指定施設の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その計

画を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

第十三条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。(指定施設の新築等の計画の変更)

第十四条 前二条の規定は、指定施設の新築等の計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合について準用する。

(指定施設の報告の徴収等)

第十五条 知事は、必要があると認めるときは、指定施設を設置し、又は管理する者に対し、当該指定施設の整備基準への適合状況の報告又は当該指定施設を整備基準に適合させるための工事の計画の届出を求めることができる。

2 知事は、前項の報告又は届出があったときは、当該報告又は届出をした者に対し、整備基準に基づき、必要な指導又は助言をすることができる。

第四章 雑 則

(適合証の交付)

第十六条 整備基準に適合する公益的施設を設置し、又は管理する者は、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公益的施設が整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を申請することができる。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る公益的施設について検査を行うものとする。

3 知事は、前項の検査の結果、当該検査に係る公益的施設が整備基準に適合していると認めるときは、第一項の申請をした者に対し、適合証を交付するものとする。

(立入調査)

第十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、第十二条の規定による届出(第十四条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に係る指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第十八条 知事は、指定施設の新築等をしようとする者が第十二条の規定による届出を行わず工事に着手したときは、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、第十二条の規定による届出をした者が当該届出と異なる工事を行ったときは、当該届出のとおり工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第十九条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該勧告を受けた者に意見陳述の機会を与

えなければならない。

(国等に関する特例)

第二十条 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体については、第十二条から前条まで（第十六条を除く。）の規定は、適用しない。

2 知事は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下この項において「国等」という。）に対し、当該国等から自ら設置し、又は管理する公益的施設の整備基準への適合状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、人にやさしいまちづくりを推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事務処理の特例)

第二十二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、第十二条（第十四条において準用する場合を含む。）及びこの条例の施行のための規則の規定による届出の受理及び知事への送付に関する事務は、各市町村（福島市、郡山市、いわき市を除く。）が処理することとする。

2 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、福島市、郡山市及びいわき市が処理することとする。

- 一 第十二条（第十四条において準用する場合を含む。）及びこの条例の施行のための規則の規定による届出の受理
- 二 第十三条（第十四条において準用する場合を含む。）及び第十五条第二項並びにこの条例の施行のための規則の規定による指導又は助言
- 三 第十五条第一項及びこの条例の施行のための規則の規定による報告又は届出の徴収
- 四 第十七条第一項及びこの条例の施行のための規則の規定による立入調査
- 五 第十八条及びこの条例の施行のための規則の規定による勧告

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第一章、第二章並びに第四章第二十一条及び第22条の規定は、公布の日（平成七年三月十七日）から施行する。

附 則（平成七年条例第五十五号）

この条例は、公布の日から起算して六月を越えない範囲内において規則で定める日（平成八年規則第三号で平成八年四月一日）から施行する。

附 則（平成十一年条例第六十三号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年条例第八十三号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条第二項、第七条第二項、第九条及び第十条の改正規定は、公布の日（平成十七年七月十二日）から施行する。

人にやさしいまちづくり条例施行規則

平成七年六月二十日 福島県規則第五十二号
改正 平成 八年 六月 七日 規則第五十二号
改正 平成十一年 三月 十九日 規則第十一号
改正 平成十二年 三月 十日 規則第十四号
改正 平成十二年 七月 四日 規則第四百十一号
改正 平成十二年十二月二十二日 規則第八十八号
改正 平成十三年 六月二十六日 規則第七十三号
改正 平成十四年 二月 一日 規則第四号
改正 平成十五年 三月二十四日 規則第二十七号
改正 平成十七年十二月二十八日 規則第四百十三号
改正 平成十九年 三月二十七日 規則第二十号

(趣旨)

第一条 この規則は、人にやさしいまちづくり条例（平成七年福島県条例第二十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益的施設)

第二条 条例第三条第一号の規則で定めるものは、別表第一の左欄に掲げる施設とする。

(指定施設)

第三条 条例第三条第二号の規則で定めるものは、別表第一の左欄に掲げる施設のうち、当該右欄に掲げる施設とする。

(大規模の修繕又は大規模の模様替)

第三条の二 条例第三条第三号アの大規模の修繕で規則で定めるものは、条例第十条の整備基準の適用を受ける整備箇所の修繕を伴う大規模の修繕とする。

2 条例第三条第三号アの大規模の模様替で規則で定めるものは、条例第十条の整備基準の適用を受ける整備箇所の模様替を伴う大規模の模様替とする。

(車両)

第四条 条例第七条第二項の規則で定める車両は、次に掲げる車両とする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業に供する旅客車
- 二 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(整備基準)

第五条 条例第十条の整備基準は、別表第二のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表第二の第一の二の表の左欄に掲げる施設（以下「小規模施設」という。）に係る条例第十条の整備基準は、同表の右欄のとおりとする。

(指定施設の新築等の届出)

第六条 条例第十二条（条例第十四条で準用する場合を含む。）の規定による届出は、指定施設の新築等の工事に着手する日の三十日前までに指定施設新築等工事計画（変更）届出書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて提出することにより行わなければならない。

- 一 知事が定める指定施設項目表
- 二 当該指定施設の区分に応じ、知事が定める図面

(軽微な変更)

第七条 条例第十四条の規則で定める軽微な変更は、指定施設の新築等の計画の変更のうち、整備基準の適用の変更を伴わない変更及び工事着手予定年月日又は工事完了年月日の変更とする。

(指定施設の報告等の届出)

第八条 条例第十五条第一項の報告又は届出を求められた者は、指定施設適合状況報告書（様式第三号）又は指定施設工事計画届出書（様式第四号）に、第六条各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(適合証)

第九条 条例第十六条第一項の証票は、福島県やさしさマーク（様式第五号）とする。

2 条例第十六条第一項の交付の申請は、福島県やさしさマーク交付申請書（様式第六号）に第六条各号に掲げる書類を添えて知事に提出することにより行わなければならない。

(身分証明書)

第十条 条例第十七条第二項の証明書は、様式第七号のとおりとする。

(意見陳述の方法)

第十一条 条例第十九条第二項の規定による意見陳述は、意見を記載した書面（以下「意見陳述書」という。）を知事に提出することにより行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、口頭により行うことができる。

(意見陳述の通知等)

第十二条 知事は、条例第十九条第二項の規定により勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えるときは、意見陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会を与えるときには、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面により通知するものとする。

- 一 公表しようとする内容
- 二 公表の原因となる事実
- 三 意見陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会を与えるときには、その旨並びに意見陳述を行うべき日時及び場所）
- 四 証拠書類又は証拠物を提出することができること。
- 五 意見陳述書が提出されず、かつ、口頭による意見陳述がないときの処理

2 知事は、前項の規定により通知を受けた者又はその代理人（以下「意見陳述当事者」という。）がやむを得ない理由により意見陳述書の提出期限の延長又は意見陳述を行うべき日時の変更を申し出たときは、当該提出期限を延長し、又は当該日時を変更することができる。

3 知事は、前条ただし書きの規定により口頭による意見陳述の機会を与えたときは、意見陳述当事者の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

4 知事は、意見陳述当事者が正当な理由なく意見陳述書の提出期限内に意見陳述書を提出せず、かつ、口頭による意見陳述をしなかったときは、意見陳述を拒否したものとして取り扱うものとする。

(公共的団体)

第十三条 条例第二十条の規則で定める公共的団体は、住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、

日本郵政公社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本下水道事業団、独立行政法人中小企業基盤整備機構、福島県住宅供給公社及び福島県道路公社とする。

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第五十二号）

この規則は、公布の日（平成八年六月七日）から施行する。

附 則（平成十一年規則第十一号）

この規則は、公布の日（平成十一年三月十九日）から施行する。ただし、別表第一の第一の表1の項の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年規則第十四号）

この規則は、公布の日（平成十二年三月十日）から施行する。

附 則（平成十二年規則第四百四十一号）

この規則は、公布の日（平成十二年七月四日）から施行する。

附 則（平成十二年規則第八十八号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年規則第七十三号）

1 この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において改正前の人にやさしいまちづくり条例施行規則第六条の規定により届出のあった指定施設及び同条の届出を要しない公益的施設で施行日から起算して三十日を経過する日以前に新築等の工事に着手したものに係る適合証の交付に関する人にやさしいまちづくり条例（平成七年条例第二十二号）第十六条に規定する適合証の交付に係る整備基準の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十四年規則第四号）

この規則は、公布の日（平成十四年二月一日）から施行する。

附 則（平成十五年規則第二十七号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一の第一の表10の項(1)のアの改正規定は公布の日（平成十五年三月二十四日）から施行する。

附 則（平成十七年規則第四百四十三号）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第四条第一号の改正規定及び第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において改正前の人にやさしいまちづくり条例施行規則第六条の規定により届出のあった指定施設及び同条の届出を要しない公益的施設で施行日から起算して三十日を経過する日以前に新築等の工事に着手したものに係る適合証の交付に関する人にやさしいまちづくり条例（平成七年条例第二十二号）第十六条に規定する適合証の交付に係る整備基準の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の第一の表11の項の改正規定は貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日又はこの規則の

公布の日のいずれか遅い日から、別表第二の第一の表5の項の改正規定は平成十九年四月一日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

第1 建築物

公 益 的 施 設	指 定 施 設
<p>1 社会福祉施設等</p> <p>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p> <p>(4) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業所、同条第12項に規定する障害者支援施設、同法第22条に規定する福祉ホーム、同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設</p> <p>(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設</p> <p>(6) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</p> <p>(7) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子福祉施設</p> <p>(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康センター</p> <p>(9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(10) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第1項に規定する市町村保健センター</p> <p>(11) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設</p> <p>(12) (1)から(11)までに掲げる施設以外の施設で地方公共団体が設置する地域住民の心身の健康の増進を図ることを目的とするもの</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>2 医療施設</p> <p>医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>3 薬局</p> <p>薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第11項に規定する薬局</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>4 官公庁舎</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>5 学校等</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第1項に規定する自動車教習所</p> <p>(3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に規定する施設</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>6 学習塾又は華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p>	<p>用途面積が200平方メートルを超えるもの</p>

<p>7 文化施設</p> <p>図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p>	すべてのもの
<p>8 集会場等</p> <p>(1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館 (2) (1)に掲げる公民館以外の集会場又は公会堂</p>	すべてのもの
<p>9 公衆便所</p>	すべてのもの
<p>10 火葬場</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項に規定する火葬場</p>	すべてのもの
<p>11 事務所</p> <p>(1) 金融機関の事務所</p> <p>ア 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）による農林中央金庫の事務所 イ 商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）による商工組合中央金庫の事務所 ウ 日本銀行法（平成9年法律第89号）による日本銀行の支店及びその他の事務所 エ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による農業協同組合及び農業共同組合連合会の事務所 オ 証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する証券会社の本店その他の営業所 カ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）2条に規定する水産業協同組合の事務所 キ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合の事務所 ク 質屋営業法（昭和25年法律第32号）第1条第2項に規定する質屋の営業所 ケ 信用金庫法（昭和26年法律第238号）による信用金庫の事務所 コ 労働金庫法（昭和28年法律第227号）による労働金庫の事務所 サ 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所 シ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者の営業所及び事務所</p> <p>(2) 公益事業の事務所</p> <p>ア 日本郵政公社法（平成14年法律第97号）第20条に規定する郵便局 イ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者の事務所</p>	すべてのもの
<p>ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第2項に規定する一般電気事業者の事務所 エ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する事務所</p>	
<p>12 11に掲げる事務所以外の事務所</p>	用途面積が3,000平方メートルを超えるもの

13 公共の交通機関の施設	すべてのもの
14 理容所又は美容所 理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所又は美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所	用途面積が50平方メートルを超えるもの
15 コンビニエンスストア等 主として飲食料品その他の日用品に係る物品販売業を営む店舗であって、当該店舗の1日当たりの営業時間が14時間以上であるもの	用途面積が100平方メートルを超えるもの
16 15に掲げるコンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗	用途面積が200平方メートルを超えるもの
17 展示場	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
18 飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの	用途面積が200平方メートルを超えるもの
19 サービス業を営む店舗 クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が200平方メートルを超えるもの
20 公衆浴場 公衆浴場法（昭和32年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が300平方メートルを超えるもの
21 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿泊所営業の用に供される施設	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
22 娯楽施設 (1) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 (2) 遊技場	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
23 体育館等 体育館、水泳場、ボーリング場、スケート場又はスポーツの練習場	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
24 一般公共の用に供される自動車車庫	用途面積が1,000平方メートルを超えるもの
25 1から24までに掲げるものの複合施設	用途面積が3,000平方メートルを超えるもの
26 共同住宅、寄宿舎又は下宿	一棟について50戸を超えるもの

※この表において、用途面積とは、当該用途に供する部分の面積の合計をいう。

第2 建築物以外の公共の交通機関の施設

公益的施設	指定施設
1 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設 2 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設 3 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港 4 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナル	すべてのもの

第3 道路

公益的施設	指定施設
道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）	すべてのもの

第4 公園等

公益的施設	指定施設
1 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 2 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 3 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 4 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条に規定する博物館に相当する施設に該当する動物園又は植物園	すべてのもの

第5 駐車場

公益的施設	指定施設
1 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（機械式のものを除く。）	すべてのもの
2 道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場	用途面積が500平方メートルを超えるもの

※この表において、用途面積とは、当該用途に供する部分の面積の合計をいう。

別表第2（第5条関係）

第1 建築物に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 利用者用の出入口	<p>公益的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下「利用者」という。）の用に供する出入口、駐車場へ通ずる出入口及び利用者の用に供する各室の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上（敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない場合を除き、直接地上に通ずる出入口のある階における屋外に通ずる出入口のうち1以上にあつては、90センチメートル以上）とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、3の項に定める構造の傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号若しくは第2号又は第129条の12第1項第1号若しくは第5号の規定に基づき国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を併設する場合には、この限りでない。</p> <p>(3) 戸を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 自動式に開閉する構造その他の車いすを使用する者（以下「車いす使用者」という。）が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>イ 戸に衝突することを防止する措置を講じたものとすること。</p> <p>(4) 自動的に開閉する戸である場合にあっては、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けるなど利用者が戸に挟まれることのない構造とすること。</p>
2 利用者用の廊下	<p>利用者の用に供する廊下等は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合には、4の項に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>(3) 傾斜がある部分は、4の項(4)に定める構造にするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。</p> <p>イ その前後の水平な部分との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(4) 階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分には、点状ブロック（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きい等により容易に識別されるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、当該水平な部分が次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1以下の傾斜がある部分の端に近接するものである場合</p> <p>イ 高さが16センチメートル以下で、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜がある部分の端に近接するものである場合</p> <p>ウ 一般公共の用に供される自動車車庫に設けられるものである場合</p> <p>(5) 屋外へ通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口及び6の項(1)に規定する便所に通ずる出入口から利用者の用に供する各室（以下「利用居室」という。）の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における廊下等は、(1)から(4)までに定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 末端の付近及び区間50メートル以内ごとに縦、横それぞれ1.4メートル以上の空間を設けること。</p> <p>ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜がある部分とし、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(ア) こう配は、12分の1以下とすること。ただし、高さが16センチメートル以下の傾斜がある部分である場合のこう配は、8分の1以下とすること。</p> <p>(イ) 高さが75センチメートルを超える傾斜がある部分である場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(ウ) 1の項に定める出入口並びに5の項に定める構造の昇降機及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(6) 屋外へ通ずる出入口のうち以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等は、(1)に定める構造とするほか、進行方向を変更する必要がない風除室内（その戸が自動的に開閉する構造である場合に限る。）を除き、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック等及び線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声誘導装置等を設けたものとする。ただし、当該受付等に常時勤務する者を配置し、その者が当該受付等から屋外へ通ずる出入口を容易に確認でき、かつ、視覚障害者を誘導することができる場所その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p>
<p>3 階段に併設される傾斜路</p>	<p>利用者の用に供する階段に併設される傾斜路(その踊場を含む)は、2の項(1)及び4の項(4)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。</p> <p>(3) 傾斜のある部分にあっては、その前後の廊下等の水平な部分又は踊場との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>(4) 傾斜がある部分と連続して手すり が設けられている踊場である場合を除き、傾斜がある部分に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該踊場の部分が、次のアからウまでのいずれかに該当するものである場合においては、この限りでない。</p> <p>ア こう配が20分の1以下の傾斜がある部分に近接するものである場合</p> <p>イ 高さが16センチメートル以下で、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜がある部分に近接するものである場合</p> <p>ウ 一般公共のように供される自動車車庫に設けられるものである場合</p>
<p>4 利用者用の階段</p>	<p>屋外へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から利用者の用に供する各室の出入口に至る経路における利用者の用に供する階段（その踊場を含む）は、次に定める構造（当該公益的施設が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、(1)から(3)まで、(5)及び(6)に定める構造）とすること。</p> <p>(1) 踊場を除き、側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。</p>

	<p>(2) 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げることを。</p> <p>(4) 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(7) 段がある部分と連続して手すりが設けられている場合を除き、段がある部分の端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
<p>5 利用者用の昇降機及び乗降ロビー</p>	<p>利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公益的施設(特別支援学校以外の学校並びに共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く。)で当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものには、かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)が当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造の昇降機及び乗降ロビーを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を昇降機を利用しないで利用者が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) かごは、利用居室、6の項(1)に規定する車いす使用者用便房及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに直接地上に通じる階に停止すること。</p> <p>(2) かご及び昇降路の出入口幅は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの幅及び奥行きは、それぞれ1.35メートル以上とすること。</p> <p>(4) かごの形状は、車いすの転回に支障がないものとする。ただし、かごの出入口が複数ある場合であって、車いす使用者が転回する必要のない構造のものにあっては、この限りでない。</p> <p>(5) かご内及び乗降ロビーには、高さが1メートル程度の位置に制御装置を設けること。</p> <p>(6) かご内には、両側の側板の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。</p> <p>(7) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及びその奥行きは、それぞれ1.5メートル以上とすること。</p> <p>(8) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(9) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(10) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(11) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(12) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置は、点字等を表示したものの他の視覚障害者が円滑に操作することができる構造のものとする。</p> <p>(13) かごの出入口が複数ある昇降機を設ける場合においては、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(14) かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を確認することのできる鏡を設けること。ただし、かごの出入口が複数ある場合は、この限りでない。</p> <p>(15) かごには、かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する装置を設けること。</p>

6 利用者用の便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造である便房(以下「車いす使用者用便房」という。)であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができるもの(以下「介助者同伴用便房」という。)が一以上設けられた便所を一以上設けること。
- ア 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、握りやすい形状の手すり等が適切に配置されていること。
- イ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- ウ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (2) (1)に規定する便所は、次に定める構造とすること。
- ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
- イ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ウ 床には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- エ 床面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げること。
- (3) (1)に規定する便所を設けた場合には、当該便所の出入口又はその付近の見やすい位置に介助者同伴用便房が設けられている旨の表示を設けること。
- (4) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、床置き又はこれに類する小便器のある便所を一以上設けること。
- (5) 次に掲げる施設(イに掲げる施設にあっては、乳幼児を同伴した者の利用が想定される場合に限る。)に利用者の用に供する便所を設ける場合には、乳幼児を安全に座らせることができるいす(以下「ベビーチェア」という。)及び乳幼児用ベッドその他乳幼児のおむつ替えができる設備(以下「ベビーベッド等」という。)(他の場所にベビーベッド等が設置されている施設にあっては、ベビーチェア)のある便房を設置した便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。
- ア 社会福祉施設等(別表第1の第1の表1の項(7)から(10)まで及び(12)に掲げる施設((9)に掲げる施設にあっては、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。))、医療施設、薬局、官公庁舎、文化施設、集会場等、公衆便所、火葬場、事務所(別表第1の第1の表11の項に掲げる事務所に限る。)又はこれらの複合施設
- イ 理容所若しくは美容所、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、サービス業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等、一般公共の用に供される自動車車庫又はこれらの複合施設
- (6) 医療施設、官公庁舎、文化施設、集会場等、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等又はこれらの複合施設であって当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のものに利用者の用に供する便所を設ける場合には、次に掲げる設備を備えたオストメイト(人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。)の利用に配慮した設備を設けた便房を設置した便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。
- ア フラッシュバルブ式汚物流し
- イ 給湯設備
- ウ 荷物を置くための棚その他の設備
- エ 水石鹸入れ
- オ 紙巻器

	<p>カ 汚物入れ</p> <p>キ 2以上の衣服をかけるための金具</p> <p>(7) (6)に規定する施設のうち当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上のものに利用者の用に供する便所を設ける場合には、大人用介護ベッド（長さが1.2メートル以上で大人がおむつ交換ができるものをいう。）のある便房を設置した便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p>
7 利用者用の駐車場	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、次に定める構造の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（(2)に定める駐車場内の通路又は8の項(1)から(3)までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>イ 幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>ウ 障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、8の項(1)から(3)までに定める構造とすること。</p>
8 利用者用の敷地内の通路	<p>利用者の用に供する敷地内通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 段を設ける場合には、当該段は、4の項(5)から(7)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公益的施設の敷地に接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下これらを「道等」という。）又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、(5)に定める構造の傾斜がある部分及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>(4) 公益的施設（自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>イ 車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜がある部分及び段の端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(5) 傾斜がある部分及びその踊場は、2の項(1)、(5)のア並びに(5)のウ（ア）及び（イ）に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 手すりを設けること。</p> <p>イ 傾斜のある部分には、その踊場及び当該傾斜のある部分に接する敷地内通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p>
9 観覧席・客席	<p>集会場等、娯楽施設等（遊技場を除く。）又は体育館等で観覧席・客席（固定式のものに限る。）を有する施設にあっては、次に定める車いす使用者用席及び聴覚障害</p>

	<p>者用席を、観覧しやすい位置にそれぞれ一以上設けること。</p> <p>(1) 車いす使用者用席の間口は90センチメートル以上、奥行きは1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者用席の後方に車いす使用者が円滑に出入り及び転回が可能な通路を設けること。</p> <p>(3) 観覧席・客席部の1の項に定める構造の出入口のうち一以上の出入口から車いす使用者用席に至る経路のうち、一以上の経路は次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合には、2の項(5)のウに定める構造の傾斜がある部分とすること。</p> <p>(4) 聴覚障害者用席には、聴覚障害者用集団補聴装置を設けるよう努めること。</p>
<p>10 利用者用の浴室</p>	<p>社会福祉施設等（別表第1の第1の表1の項(1)から(4)までに掲げる施設（障害者自立支援法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設を除く。）に限る。）、医療施設、公衆浴場又は宿泊施設で利用者の用に供する浴室（利用者の用に供する居室又は客室の内部に設置するものを除く。）を設ける場合には、次に定める構造の浴室を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>(1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して使用できる構造とすること。</p> <p>(3) 浴槽及び洗い場は、すべての人が円滑に利用できるよう、手すり等が適切に配置された構造とすること。</p> <p>(4) 円滑に利用できる水栓器具を設けること。</p> <p>(5) 浴室内の見やすい位置に、非常通報装置を設けること。</p> <p>(6) 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(7) 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>(8) 脱衣場を設ける場合には、11の項に定める構造とすること。</p>
<p>11 利用者用の更衣室及びシャワー室</p>	<p>(1) 体育館等に利用者の用に供する更衣室を設ける場合には、次に定める構造であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで利用することができるものを一以上設けること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口に戸を設ける場合には、自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して使用できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>エ 円滑に移動ができるよう、手すりが適切に配置された構造とすること。</p> <p>オ 床面は、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 車いす使用者が更衣するための区画を設ける場合には、次に定める構造のものを一以上設けること。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。</p> <p>(ウ) ベンチ及び棚が適切に配置された構造とすること。</p> <p>(2) 体育館等にシャワー室を設ける場合には、(1)のアからオまでに定める構造のものを一以上設けること。</p> <p>(3) (2)のシャワー室に車いす使用者が円滑に利用できる区画を設ける場合には、次に定める構造のものを一以上設けること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p>

	<p>イ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保すること。</p> <p>ウ 手すり及びシャワーチェアが適切に配置された構造とすること。</p> <p>(4) 体育館等で利用者の用に供する男子用及び女子用の区分のある更衣室又はシャワー室を設ける場合には、(1)又は(2)に定める構造のものをそれぞれ一以上設けること。</p>
12 客室	<p>宿泊施設にあつては、一以上の客室は、1の項(3)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な床面積が確保され、かつ、手すり等が適切に配置された構造とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用便房が設けられていること。ただし、当該公益的施設に6の項(1)に規定する車いす使用者用便房を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 車いす使用者が円滑に利用できる浴室が設けられていること。ただし、当該公益的施設に利用者の用に供する10の項に定める構造の浴室を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) ベッドを設ける場合には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、ベッドの高さは40センチメートルから45センチメートルまでとし、壁等からベッドの一の側面までは1.4メートル以上とすること。</p>
13 受付・案内カウンター及び記載台	<p>受付・案内カウンター及び記載台を設ける場合には、一以上は車いす使用者が円滑に利用できるよう、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 高さは、70センチメートルから80センチメートルまでとすること。</p> <p>(3) 下部には、幅80センチメートル以上、高さ65センチメートル以上及び奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p>
14 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合には、一以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 電話台は、車いす使用者が円滑に利用できるよう、高さは70センチメートルから80センチメートルまでとすること。</p> <p>(2) 電話台の下部には、車いす使用者が円滑に利用できるよう、幅80センチメートル以上、高さ65センチメートル以上及び奥行き45センチメートル以上の空間を設けること。</p> <p>(3) 公衆電話所に出入口を設ける場合には、1の項(1)及び(3)アに定める構造とすること。</p> <p>(4) 電話機の一以上には、点字及び音量調節機能のついたものとすること。</p>
15 券売機	<p>券売機を設ける場合には、一以上は障害者等が円滑に利用できるよう、金銭投入口の高さ、足下の空間、点字表示等に配慮すること。</p>
16 案内標示等	<p>(1) 案内標示等を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>ア すべての人が見やすく理解しやすいよう、設置場所、高さ、照明等に配慮すること。</p> <p>イ 文字の大きさ、書体、配色、記号、図等は、見やすくわかりやすいものとする。</p> <p>ウ 必要に応じ、点字等による標示を行うこと。</p> <p>(2) 文化施設、集会場等、娯楽施設等又は宿泊施設で自動火災報知設備（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条に定める基準の設備をいう。）を設ける場合においては、聴覚障害者に配慮した光等による非常警報装置を設けるよう努めること。</p> <p>(3) 公共の交通機関の案内版については、聴覚障害者に配慮し、事故等の臨時情報に対応可能な電光による標示装置、急告板等を設けるよう努めること。</p>

<p>17 授乳及びおむつ交換の場所</p>	<p>(1) 次に掲げる施設（イに掲げる施設にあっては、乳幼児を同伴した者の利用が想定される場合に限る。）には、安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上（これらの場所を別々に設ける場合には、それぞれ一以上）設けること。</p> <p>ア 社会福祉施設等（別表第1の第1の表1の項(7)から(10)まで及び(12)に掲げる施設（(9)に掲げる施設にあっては、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。）、医療施設、官公庁舎、文化施設、集会場等、火葬場及びこれらの複合施設（医療施設、文化施設、集会場等、火葬場及び複合施設であって、用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。）</p> <p>イ 理容所若しくは美容所、コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗、飲食店若しくは料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの、サービス業を営む店舗、公衆浴場、宿泊施設、娯楽施設等、体育館等、一般公共のように供する自動車車庫又はこれらの複合施設であって、用途面積が2,000平方メートル以上の施設</p> <p>(2) (1)に定める安全かつ円滑に授乳及びおむつを交換することのできる場所は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 壁、固定式のついたて等により、外部から見通しのできない構造とすること。</p> <p>イ 授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れ（和室等にあっては、手洗い設備及び汚物入れ）を設けること。ただし、当該施設の他の場所に設けられている汚物入れを支障なく利用できる場合においては、汚物入れを設けることは要しない。</p> <p>ウ 出入口又はその付近の見やすい位置に、授乳及びおむつ交換ができる場所が設けられている旨が表示されていること。</p>
------------------------	--

第1の2 小規模施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準
<p>当該施設の用途面積が300平方メートル以下の次の施設</p> <p>1 別表第1の第1の表（以下この欄において「表」という。）6の項に掲げる学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの</p> <p>2 表8の項に掲げる集会場等</p> <p>3 表14の項に掲げる理容所又は美容所</p> <p>4 表15の項に掲げるコンビニエンスストア等</p> <p>5 表16の項に掲げるコンビニエンスストア等以外の物品販売業の店舗</p> <p>6 表18の項に掲げる飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>7 表19の項に掲げるサービス業を営む店舗</p>	<p>1 利用者用の出入口 利用者の用に供する屋外へ通ずる出入口、駐車場へ通ずる出入口及び各室の出入口のうち、それぞれ一以上は、第1の表1の項(2)及び(3)に定める構造とするほか、その幅を80センチメートル以上とすること。</p> <p>2 利用者用の廊下等 屋外へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口から利用者の用に供する各室の出入口に至る経路のうち、それぞれ一以上の経路における利用者の用に供する廊下等は、第1の表2の項(1)及び(5)アに定める構造とすること。この場合において、当該廊下等に高低差がある場合には、2の項(5)のウ（ア）に定める構造の傾斜がある部分とすること。</p> <p>3 利用者用の便所 利用者の用に供する便所を設ける場合には、車いす使用者便房が一以上設けられた便所であって、床には車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けていない構造のものを一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。</p>

第2 建築物以外の公共の交通機関の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 利用者用の便所	<p>(1) 利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(2)及び(3)に定める構造とするほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 利用者の用に供する男子用小便器を設ける場合には、床置き又はこれに類する小便器を一以上設けること。</p> <p>イ アの規定により設けられる小便器のうち一以上は、手すりが設けられていること。</p> <p>ウ ベビーチェア、ベビーベッド等を設置すること。</p> <p>(2) 1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅に利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(6)に定める便所を一以上設けること。</p> <p>(3) 床面積が10,000平方メートル以上の鉄道駅の利用者の用に供する便所を設ける場合には、第1の表6の項(7)に定める便所を一以上設けること。</p>
2 利用者用の授乳及びおむつ交換の場所	<p>1日当たりの平均的な利用者数が5,000人以上の鉄道駅にあつては、第1の表17の項(2)の構造の安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所を一以上（これらの場所を別々に設ける場合は、それぞれ一以上）設けること。</p>

第3 道路に関する整備基準

整備箇所	整備基準
歩道及び 自転車歩行者道	<p>(1) 幅は、車いす使用者等が円滑に通行できるものとする。</p> <p>(2) 縦断こう配、横断こう配、すりつけこう配は、利用者が円滑に通行できるこう配とすること。</p> <p>(3) 横断歩道橋及び地下横断歩道の昇降口並びに視覚障害者用信号付加装置の設けられている横断歩道に接する部分には、点字ブロック等を敷設することとし、その他必要に応じ、点状ブロック等及び線状ブロック等を敷設すること。</p>

第4 公園等に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 利用者用の出入口	<p>利用者の用に供する出入口のうち一以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、車止めの柵等を設ける場合には、柵等と柵等の間は、90センチメートル以上1.2メートル未満とすることができる。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 高低差がある場合には、第1の表2の項(1)、(3)、(4)及び(5)イに定める構造の傾斜がある部分とすること。</p> <p>(4) 出入口が直接車道等に接する場合には、点状ブロック等の敷設等により車道等の境界を明らかにすること。</p>
2 園路	<p>1の項に定める構造を有する出入口と接続する園路を設ける場合には、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通行する際に支障となる段その他障害物を設けないこと。</p> <p>(3) 階段を設ける場合は、第1の表3の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 縁石、街きょ等により段差を生ずる場所では、20分の1以下（構造上の理由によりやむを得ない場合は、12分の1以下）のこう配ですりつけること。やむを得ず段差を残す場合は、その段差は1センチメートル以下とすること。</p> <p>(5) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい舗装材で仕上げること。</p> <p>(6) 縦断こう配は、20分の1以下とすること。ただし、当該縦断こう配の高低差が16センチメートル以上75センチメートル以下の場合は12分の1以下と、16センチメートル未満の場合は8分の1以下とすることができる。</p> <p>(7) 100分の3以上の縦断こう配が30メートル以上続く場合は、延長30メートル以内ごとに1.5メートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(8) 横断こう配は、100分の1以下とすること。</p> <p>(9) 園路を横断する排水溝の蓋は、濡れても滑りにくく、杖、車いすキャスター等が落ちない構造とすること。</p> <p>(10) 視覚障害者用誘導ブロックを園路の要所に敷設すること。</p> <p>(11) 傾斜がある部分は、第1の表2の項(3)のア及び2の項(5)ウの（イ）の構造とすること。ただし、こう配が20分の1以下の場合においては、この限りでない。</p>
3 休憩施設	<p>ベンチ、四阿、水飲場その他の休憩施設は、すべての人が使いやすいものとすること。</p>
4 利用者用の階段	<p>利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 回り段を設けないこと。</p> <p>(2) 幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(3) 高さ3メートル以内ごとに、長さ1.5メートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>(4) 側面の高さが75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設けること。</p> <p>(5) 両側には、壁面又は立ち上がりを設けること。</p> <p>(6) 表面は、平坦で、濡れてもすべりにくい材料で仕上げること。</p> <p>(7) 踏面の端部とその周囲の色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(8) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(9) 段がある部分の上下に近接する踊場部分に点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設けられるものである場合は、この限りでない。</p>

5 利用者用の便所	利用者用の便所を設ける場合は、車いす使用者用便房にベビーチェア及びベビーベッド等を設けた便所を園路から容易に出入りできる位置に一以上（男子及び女子の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。
6 案内標示	案内標示等を設ける場合には、第1の表16の項(1)に定める構造とすること。
7 利用者用の駐車場	(1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合には、車いす使用者用駐車施設を2の項に定める園路に接続する1の項に定める出入口に近接する位置に一以上設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1の表2の項(1)から(3)までに定める構造とすること。
8 照明	必要に応じて照明を設けること。

第5 駐車場に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 車いす使用者用駐車施設	(1) 第1の表7の項に定める構造の車いす使用者用駐車施設を一以上設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者の利用に配慮した位置に設けること。
2 利用者用の出入口	利用者の用に供する出入口のうち一以上は、次に定める構造とすること。 (1) 利用者用で車両の通行のできない出入口とすること。 (2) 幅は90センチメートル以上とすること。 (3) 車いす使用者が通行する際に支障となる段その他障害物を設けないこと。
3 照明	必要に応じて照明を設けること。

様式第1号 (第6条関係)
(その1)

指定施設新築等工事計画 (変更) 届出書 (建築物)

年 月 日

福島県知事

住所
氏名
電話 () - ⑩

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第12条 (第14条) の規定により、次のとおり指定施設の新築等工事計画 (変更) の内容を届け出ます。

指定施設の場所									
指定施設の名称									
指定施設の工事種別		建築		大規模修繕		大規模模様替		用途変更	
主要用途						延べ面積 (戸数)		m ² (戸)	
棟数		棟		主たる建築物の階数		地上		階・地下階	
建築物の名称		工事種別	階数	新築等の部分の面積 (戸数)		既存の部分の面積 (戸数)		合計 (戸数)	
建築物の棟別概要				m ² (戸)		m ² (戸)		m ² (戸)	
				m ² (戸)		m ² (戸)		m ² (戸)	
				m ² (戸)		m ² (戸)		m ² (戸)	
				m ² (戸)		m ² (戸)		m ² (戸)	
				m ² (戸)		m ² (戸)		m ² (戸)	
合計				m ² (戸)		m ² (戸)		m ² (戸)	
工事着手予定年月日		年 月 日			工事完了予定年月日		年 月 日		
連絡先	住所		法人名						
	担当者名		電話 () -						

注1 共同住宅等にあっては、面積欄に戸数を記入すること。

2 下の欄は、記入しないこと。

受付欄			決裁欄		
年 月 日					
第 号					
担当職員印					

(その2)

指定施設新築等工事計画（変更）届出書（建築物以外）

年 月 日

福島県知事

住 所
氏 名
電 話 () - ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第 12 条（第 14 条）の規定により、次のとおり指定施設の新築等工事計画（変更）の内容を届け出ます。

指定施設の場所					
指定施設の種類		指定施設の名称			
指定施設の工事種別	新築	新設	増築	改築	用途変更
施設の敷地面積	㎡		工事区域の面積	㎡	
主 な 施 設 の 内 容			施設の面積	備 考	
			㎡		
			㎡		
			㎡		
			㎡		
			㎡		
			㎡		
			㎡		
			㎡		
			㎡		
工事着手予定年月日	年 月 日		工事完了予定年月日	年 月 日	
連絡先	住 所	法人名			
	担当者名	電 話 () -			

注 下の欄は、記入しないこと。

受 付 欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
担当職員印	

様式第3号 (第8条関係)
(その1)

指定施設適合状況報告書 (建築物)

年 月 日

福島県知事

住所
氏名
電話 () - ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第15条第1項の規定により、次のとおり指定施設の適合状況について
届け出ます。

指定施設の場所					
指定施設の名称					
主要用途				延べ面積 (戸数)	m ² (戸)
棟数	棟	主たる建築物の階数	地上	階・地下	階
建築物の棟別概要	建築物の名称	階数	延べ面積 (戸数)		備考
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
合計			m ² (戸)		
連絡先	住所			法人名	
	担当者名			電話 () -	

注1 共同住宅等にあつては、延べ面積欄に戸数を記入すること。

2 下の欄は、記入しないこと。

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
担当職員印	

(その2)

指定施設適合状況報告書（建築物以外）

年 月 日

福島県知事

住所
氏名
電話 () - ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり指定施設の適合状況について
届け出ます。

指定施設の場所			
指定施設の種類		指定施設の名称	
施設の敷地面積	m ²	工事区域の面積	m ²
主 な 施 設 の 内 容	施設の面積		備 考
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
	m ²		
合 計	m ²		

注 下の欄は、記入しないこと。

受 付 欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
担当職員印	

様式第4号 (第8条関係)
(その1)

指定施設工事計画届出書 (建築物)

年 月 日

福島県知事

住 所
氏 名
電 話 () - ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第15条第1項の規定により、次のとおり指定施設の適合状況について
届け出ます。

指定施設の場所					
指定施設の名称					
主要用途				延べ面積 (戸数)	m ² (戸)
棟 数	棟	主たる建築物の階数	地 上	階・地 下	階
建築物の名称		階数	延べ面積 (戸数)		備 考
建 築 物 の 棟 別 概 要			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
			m ² (戸)		
合 計			m ² (戸)		
工事着手予定年月日		年 月 日	工事完了予定年月日		年 月 日
連絡先	住 所			法人名	
	担当者名			電 話 () -	

- 注1 共同住宅等にあつては、延べ面積欄に戸数を記入すること。
2 下の欄は、記入しないこと。

受 付 欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
担当職員印	

(その2)

指定施設工事計画届出書（建築物以外）

年 月 日

福島県知事

住所
氏名
電話 () - ⑧

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

人にやさしいまちづくり条例第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり指定施設の適合状況について
届け出ます。

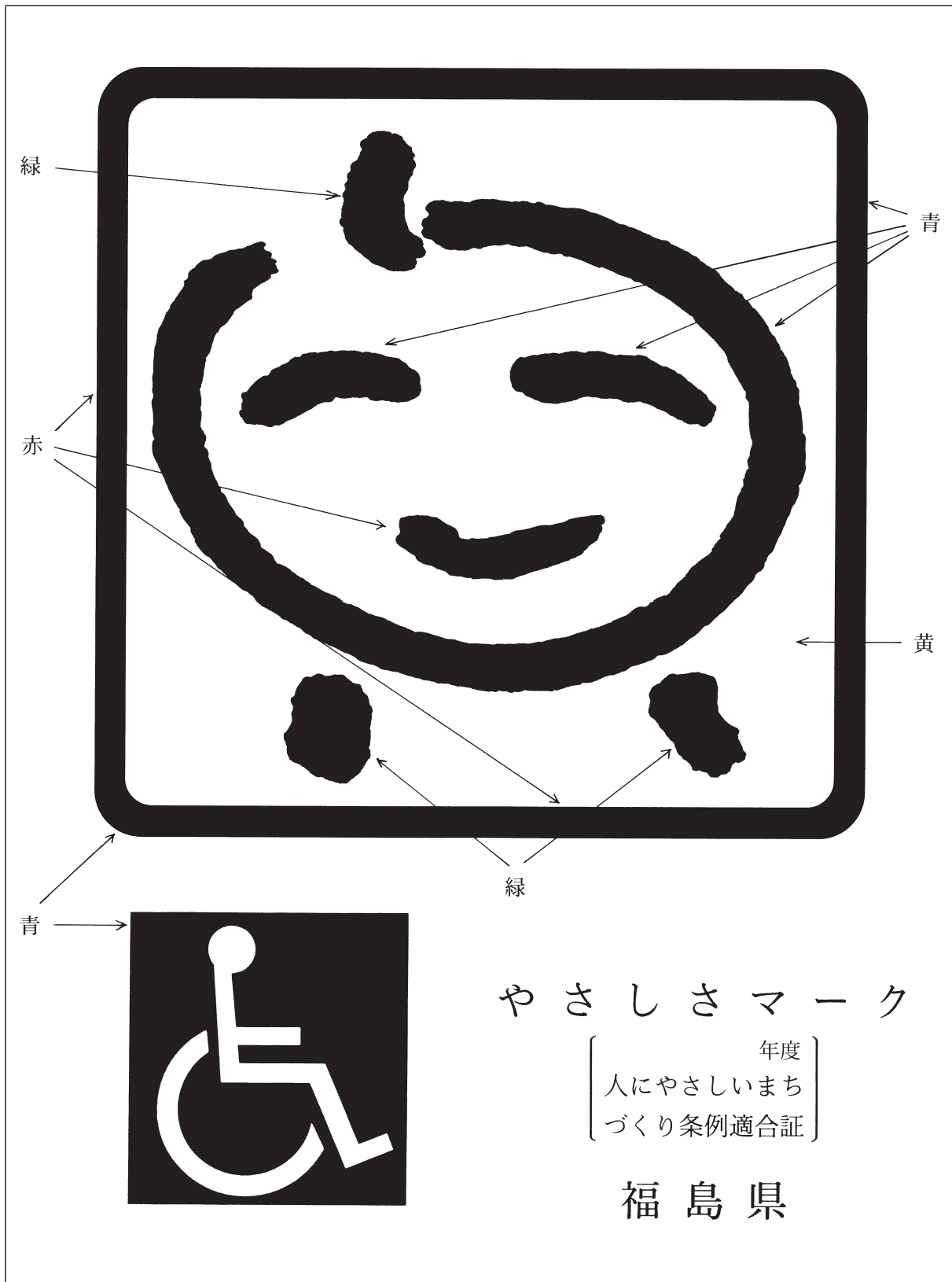
指定施設の場所			
指定施設の種類		指定施設の名称	
工事区域の面積			m ²
主 な 施 設 の 内 容		施設の面積	備 考
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
		m ²	
合 計		m ²	
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日
連絡先	住 所	法人名	
	担当者名	電 話 () -	

注 下の欄は、記入しないこと。

受 付 欄	決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
担当職員印	

様式第5号（第9条関係）

福島県やさしさマーク



- 1 大きさ 縦36センチメートル×横23.5センチメートル
- 2 色 ふくしまイメージデザインの赤、黄、緑及び青の4色

様式第6号（第9条関係）

福島県やさしさマーク交付申請書

年 月 日

福島県知事

住所
 氏名
 電話 () -
 担当者名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

人にやさしいまちづくり条例第16条第1項の規定により、下記のとおり整備基準適合証（福島県やさしさマーク）の交付を申請します。

記

施設の場所	
施設の名称	
用途 〔該当するものを〕 ○で囲む	社会福祉施設等 医療施設 薬局 官公庁舎 学校等 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの 文化施設 集会場等 公衆便所 火葬場 事務所 公共の交通機関の施設 理容所又は美容所 コンビニエンスストア等 コンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗 展示場 飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類するもの サービス業を営む店舗公衆浴場 宿泊施設 娯楽施設 体育館等 自動車車庫 共同住宅、寄宿舎又は下宿 駐車場 複合施設 () その他の施設 ()
用途に供する面積等	m ² (戸)
所有関係	申請者の所有・申請者以外の所有 (所有者)

注1 共同住宅等にあつては、面積欄に戸数を記入すること。

2 下の欄は、記入しないこと。

受付欄	決裁欄
年 月 日	
第 号	
担当職員印	

様式第7号（第10条関係）

↑ 1 2 cm ↓	第 号 身 分 証 明 書 所 属 職・氏名 年 月 日生 上記の者は、人にやさしいまちづくり条例（平成7年福島県条例第22号）第17条第2項 に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。 年 月 日 福島県知事	印
	----- (折り線) ----- 人にやさしいまちづくり条例抜すい (立入調査) 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、第12条の規定によ る届出(第14条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に係る指定施設に立 ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることがで きる。 2 前項の規定により立入調査をする場合は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者に 提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
	←----- 9 cm -----→	

指定施設の区分に応じて添付する図面（第6条、第8条関係）

区 分	図 面	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
建 築 物	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内における駐車場及び車いす使用者用駐車施設の位置
	各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取、各室の用途、主要部分の寸法、主な床面の高さ及び仕上げの仕様並びに利用者用の出入口、廊下、階段、昇降機及び乗降ロビー、介助者同伴用便房、ベビーチェア及びベビーベッド等設置便房、オストメイト対応設備設置便房、大人用介護ベット設置便房、通路、観覧席・客席、浴室、更衣室及びシャワー室、客室、受付・案内カウンター及び記載台、公衆電話所、券売機、案内板、非常警報装置、授乳及びおむつ交換の場所等の位置
建築物以外の 公共の交通機 関の施設	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員、乗客乗降場の落下防止のための柵等の位置並びに乗客乗降場までの通路、階段、の位置
	各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取、各室の用途及び主要部分の寸法並びに改札口、ベンチ、通路等、階段、昇降機、介助者同伴用便房、ベビーチェア及びベビーベッド等設置便房、オストメイト対応設備設置便房、大人用介護ベット設置便房等の位置
道 路	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	平 面 図	縮尺及び方位
公 園 等	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	平 面 図	縮尺、方位、主要な施設の配置並びに出入口、主な園路、休憩施設、階段、車いす使用者用便房（ベビーチェア及びベビーベッド等設置）、案内標示、駐車場及び車いす使用者用駐車施設、照明の位置
駐 車 場	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	平 面 図	縮尺、方位、主要な施設の配置並びに出入口、案内標示及び車いす使用者用駐車施設、照明の位置
共 通	各 階 詳 細 図	必要に応じ、整備基準に適合することを示す事項

(第6条、第8条関係)

(その1)

指定施設項目表(建築物)

建築物の棟の名称	棟	用途
階	地上	階・地下

注 ※印欄は、記入しないこと。

				(第1面)		※		
1 利用者用の出入口	屋外へ通ずる出入口	(1) 幅は、80cm以上（主要な出入口1以上の幅は、90cm以上）		有	無			
		(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段		有	無			
		(3) 戸（有の場合は、以下のアからイまでに記入すること。）		有	無			
		戸の構造	ア 自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		有	無		
			イ 利用者が戸に衝突することを防止する措置		有	無		
		(4) 自動的に開閉する戸である場合には、戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止する装置		有	無			
	駐車場に通ずる出入口	(1) 幅は、80cm以上		有	無			
		(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段		有	無			
		(3) 戸（有の場合は、以下のアからイまでに記入すること。）		有	無			
		戸の構造	ア 自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		有	無		
			イ 利用者が戸に衝突することを防止する措置		有	無		
		(4) 自動的に開閉する戸である場合には、戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止する装置		有	無			
	各室の出入	(1) 幅は、80cm以上		有	無			
		(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段		有	無			
		(3) 戸（有の場合は、以下のアからイまでに記入すること。）		有	無			
		戸の構造	ア 自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		有	無		
			イ 利用者が戸に衝突することを防止する措置		有	無		
		(4) 自動的に開閉する戸である場合には、戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の開鎖を自動的に制止する装置		有	無			
2 利用者用の廊下	(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無				
	(2) 廊下の段(有の場合は、以下に記入すること。)		有	無				
	段を設ける場合の構造	側面の高さが75cm から85cm までの位置に握りやすい形状の手すりの設置（踊場を除く）		有	無			
		回り段		有	無			
		表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無			
		壁面又は立ち上がり		有	無			
		踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きい		有	無			
		段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造		有	無			
段の端に近接する廊下及び踊場に点状ブロック等を敷設		有	無					

(第2面)

※

	(3) 廊下の傾斜（有の場合は、以下に記入すること。）	有	無		
傾斜がある部分の構造	壁面又は立ち上がり	有	無		
	こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える部分には、側面の高さが75cmから85cmまでの位置に握りやすい形状の手すりの設置	有	無		
	前後の水平な部分との色の明度の差が大きい	有	無		
	(4) 階段若しくは段又は傾斜がある部分の端に近接する水平な部分に点状ブロック等の敷設	有	無		
1以上の経路の廊下	ア 廊下の幅は、1.2m以上	有	無		
	イ 末端の付近又は50m以内ごとに縦、横それぞれ1.4m以上の空間の確保	有	無		
	ウ 廊下の高低差(有の場合は、以下の(ア)から(ウ)までに記入すること。)	有	無		
	傾斜がある部分の構造	(ア) こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8)以下	1/		
	(イ) 高さ75cmを超える場合高さが75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の水平な部分の設置	m ×	m		
	(ウ) 1に定める出入口及び昇降機等の昇降路の出入口に接する部分の水平の確保	有	無		
	(6) 受付等まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置	有	無		
3 階段に併設される傾斜路	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	両側には、壁面又は立ち上がり	有	無		
	幅は、90cm以上	有	無		
	こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える部分には、側面の高さが75cmから85cmまでの位置に握りやすい形状の手すりの設置	有	無		
	前後の廊下等の水平な部分又は踊場との色の明度の差が大きい	有	無		
	傾斜のある部分と近接する踊場部分に点状ブロック等の敷設（傾斜がある部分に連続しててすりが設置されている踊場を除く）	有	無		
4 利用者用の階段	(1) 側面の高さが75cmから85cmまでの位置に握りやすい形状の手すりの設置（踊場を除く）	有	無		
	(2) 主たる階段の回り段	有	無		
	(3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
	(4) 両側には、壁面又は立ち上がり	有	無		
	(5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きい	有	無		
	(6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造	有	無		
	(7) 階段の端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有	無		
5 利用者用の昇降機及び乗降ロビー	昇降機(不特定かつ多数の者の利用に供する階に停止するものに限る。)の設置	有	無		
	昇降機を設置する場合の構造	(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、直接地上に通ずる階に停止	有	無	
		(2) かご及び昇降機の出入口幅は、それぞれ80cm以上	有	無	
		(3) かごの幅及び奥行きは、それぞれ1.35m以上	幅	m × 奥行き	m
		(4) かごの形状は、車いすの転回に支障のない構造	有	無	
		(5) かご内及び乗降ロビーには、高さ1m程度の位置に制御装置の設置	有	無	
		(6) かご内には、両側の側面の高さ75cmから85cmまでの位置に握りやすい形状の手すりの設置	有	無	
		(7) 乗降ロビーは、高低差がなく、その幅及び奥行きは、1.5m以上	有	無	
		(8) かご内には、かごの停止予定階及び現在位置の表示装置の設置	有	無	
(9) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向の表示装置の設置		有	無		

(第3面)							※	
	(10) かが内には、到着階及び戸の開閉を音声で知らせる装置の設置	有	無					
	(11) 乗降ロビーには、音声で昇降方向を知らせる装置の設置	有	無					
	(12) かが内及び乗降ロビーの制御装置には、点字等による表示	有	無					
	(13) かがの出入口が複数ある場合には、音声で開閉するかがの出入口を知らせる装置の設置	有	無					
	(14) かが内には、車いす使用者が乗降する際にかが及び昇降路の出入口の戸の開閉を確認できる鏡の設置	有	無					
	(15) かがには、かが及び昇降路の出入口の戸の開扉時間延長装置の設置	有	無					
6 利用者用の便所	(1) 不特定かつ多数の者の利用に供する便所の設置		有	無				
	介助者同伴用便房（車いす使用者用便房であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで男女共用で利用できるもの）を1箇所以上必置					箇所		
	介助者同伴用便房以外の車いす使用者用便房の設置数		男子用	箇所	女子用	箇所		
	(2) 介助者同伴用便房の構造	便房の床面積				㎡		
		腰掛便座の設置		有	無			
		手すりの設置		有	無			
		便所及び便房の出入口の幅は、80cm以上		有	無			
		便所及び便房に設置されている車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸		有	無			
		車いす使用者が通過する際に支障となる段		有	無			
	床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無				
	(3) 出入口又はその付近の見やすい位置への介助者同伴用便房設置の表示		有	無				
	(4) 男子用小便器の設置		有	無				
	床置き式小便器の設置数					箇所		
	(5)	ベビークラウン及びベビークラウン等設置便房の設置数	男子用	箇所	女子用	箇所	共用	箇所
(6)	オストメイト対応設備設置便房の設置数	男子用	箇所	女子用	箇所	共用	箇所	
(7)	大人用介護ベッド設置便房の設置数	男子用	箇所	女子用	箇所	共用	箇所	
7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場		有	無				
	車いす使用者用駐車施設の設置数					台分		
	駐車施設の構造	ア 車いす使用者用駐車施設は建築物の出入口に近い位置に設置		有	無			
		イ 車いす使用者用駐車施設の幅は、3.5m以上				m		
		ウ 国際シンボルマーク等の表示		有	無			
(2) 建築物の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路は、敷地内通路に準じた構造		有	無					
8 敷地内通路	(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ		有	無				
	(2) 敷地内通路の段(有の場合は、以下のアからウまでに記入すること。)		有	無				
	段の構造	ア 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差大きい等により段を容易に識別		有	無			
		イ 段は、つまずきにくい構造		有	無			
		ウ 段の端に近接する敷地内通路及び踊場に点状ブロック等を敷設		有	無			

(第4面)

※

	(3) 1以上の敷地内通路の構造	ア 幅は、1.2m以上	有	無		
		イ 通路の高低差(有の場合は、以下の(ア)又は(イ)に記入すること。)	有	無		
		(ア) 傾斜路の構造	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
			幅は、1.2m(段を併設する場合は、90cm)以上		m	
			こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8)以下	1/		
			高さが75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置		m × m	
			手すりの設置	有	無	
			踊場及び傾斜路に接する敷地内通路と識別しやすい構造	有	無	
		(イ) 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有	無		
		(4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から敷地に接する道等に至る通路	ア 視覚障害者用誘導ブロックを敷設又は視覚障害者を誘導する装置の設置	有	無	
イ 点状ブロック等を敷設	有		無			
9 観覧席・客席	施設の状況	観覧席・客席の総数		席		
		車いす使用者用席の席数		席		
		聴覚障害者用席の席数		席		
	(1) 車いす使用者用席の間口は90cm以上、奥行きは1.2m以上	間口	cm × 奥行き	m		
	(2) 車いす使用者用席後方の転回等用通路			有	無	
	(3) 車いす使用者用席に至る経路の構造(客席部内の通路)	傾斜路の場合	幅は、1.2m以上		m	
			客席部内の通路の高低差	有	無	
		傾斜路の場合	幅は、1.2m(90cm)以上	有	無	
			こう配は、1/12(1/8)以下	1/		
			踊場は、踏幅1.5m以上		m × m	
出入口に接する部分は水平	有	無				
10 利用者用の浴室	不特定かつ多数の者の利用に供する浴室の設置(有の場合は、以下を記入すること。)				有	無
	車いす使用者等用浴室の設置数		男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所	
	出入口の構造	幅は、80cm以上			有	無
		自動式に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に通過できる構造の戸			有	無
	浴槽及び洗い場の構造	手すり等の設置			有	無
		円滑に利用できる水栓器具の設置			有	無
		見やすい位置への非常通報装置の設置			有	無
		浴室の大きさ			m × m	
		車いす使用者が通行の際に支障となる段			有	無
		床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ			有	無
脱衣場の構造	出入口の幅は、80cm以上			有	無	
	自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない戸			有	無	
	車いす使用者が出入口を通過する際に支障となる段			有	無	
	手すりの設置			有	無	
	床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ			有	無	
	車いす使用者が脱衣するための区画の設置(有の場合、以下に記入すること。)			有	無	

(第5面)							※		
			出入口の幅は、80cm以上	有	無				
		区画の構造	脱衣場の大きさ	m × m					
			ベンチ、棚の設置	有	無				
11 利用者用の更衣室及びシャワー室	不特定かつ多数の者の利用に供する更衣室及びシャワー室の設置(有の場合は、以下を記入すること。)			有	無				
	男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで男女共用で利用できる車いす使用者用更衣室1以上必置			箇所					
	男女共用以外の車いす使用者等用更衣室の設置数			男子用	箇所	女子用	箇所		
	シャワー室の設置数			男子用	箇所	女子用	箇所	共用	箇所
	更衣室の構造	出入口の幅は、80cm以上			有	無			
		自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない戸			有	無			
		手すりの設置			有	無			
		床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ			有	無			
		車いす使用者が更衣するための区画の設置(有の場合、以下に記入すること。)			有	無			
	区画の構造	出入口の幅は、80cm以上			有	無			
		更衣室の大きさ			m × m				
		ベンチ、棚の設置			有	無			
	シャワー室の構造	出入口の幅は、80cm以上			有	無			
		自動式又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造でその前後に高低差がない戸			有	無			
		手すりの設置			有	無			
		床面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ			有	無			
		車いす使用者がシャワーするための区画の設置(有の場合、以下に記入すること。)			有	無			
区画の構造	出入口の幅は、80cm以上			有	無				
	シャワー室の大きさ			m × m					
	手すり、シャワーチェアの設置			有	無				
12 客室	施設の状況	客室の総数			室				
		客室内以外に車いす使用者が円滑に利用できる便房を設置			有	無			
		客室内以外に車いす使用者が円滑に利用できる浴室を設置			有	無			
	車いす使用者等の利用に配慮した客室の数			室					
	(1) 自動式に開閉する構造その他の車いす使用者が容易にして通過できる構造の戸			有	無				
	(2) 戸に衝突することを防止する措置			有	無				
	(3) 出入口の幅は、80cm以上			有	無				
	(4) 客室内の大きさ			m × m					
	(5) 手すり等の設置			有	無				
	(6) 客室内に車いす使用者が円滑に利用できる便房を設置			有	無				
	(7) 客室内に車いす使用者が円滑に利用できる浴室を設置			有	無				
(8) ベットの高さ40cm以上45cm以下、壁等からベッドの一の側面まで1.4m以上			有	無					

(第6面)

※

13 受付・案内カウンター及び記載台	受付・案内カウンター及び記載台の設置(有の場合は、以下の(1)及び(3)を記入すること。)		有	無	
	受付・案内カウンター及び記載台の構造	(1) 幅は、80cm以上	有	無	
		(2) 高さは、70cm以上80cm以下	有	無	
		(3) 下部の空間は、幅80cm以上、高さ65cm以上、奥行き45cm以上	有	無	
14 公衆電話所	公衆電話所の設置(有の場合は、以下の(1)及び(2)を記入すること。)		有	無	
	公衆電話所の構造	(1) 電話台の高さは70cmから80cmまでの高さ	有	無	
		(2) 電話台の下部は、幅80cm以上、高さ65cm以上、奥行き45cm以上の空間	有	無	
		(3) 出入口の設置(有の場合は、以下のアからウまでに記入すること。)	有	無	
	出入口の構造	ア 幅は、80cm以上	有	無	
		イ 自動式に開閉する構造その他の車いす使用者が容易にして通過できる構造の戸	有	無	
	(4) 利用者が戸に挟まれることのない構造の戸		有	無	
15 券売機	(1) 券売機の設置(有の場合は、(2)に記入すること。)		有	無	
	(2) 券売機の構造	障がい者等の利用に配慮した券売機の設置	有	無	
16 案内標示等	(1) 案内標示の構造	ア 設置場所、高さ、照明等の配慮	有	無	
		イ 見やすくわかりやすい文字の大きさ、書体、配色、記号、図等	有	無	
		ウ 点字等による標示	有	無	
	(2) 自動火災報知設備の設置	有	無		
	(4) 聴覚障がい者に配慮した光等による非常警報装置の設置	有	無		
	(5) 聴覚障がい者に配慮した事故等の臨時情報に対応可能な電光による標示装置、急告板等の設置(公共交通機関の案内板のみ)	有	無		
17 授乳及びおむつ交換の場所	安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所		有	無	
	授乳及びおむつ交換の場所の構造	壁、固定式のついたて等により外部からの見通しのできない構造	有	無	
		授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れ	有	無	
		出入口又はその付近の見やすい位置への表示	有	無	

(その2)

指定施設項目表(小規模施設)

指定施設の名称	
指定施設の所在地	

注 ※印欄は、記入しないこと。

(第1面)

						※	
1 利用者用の出入口	(1) 幅は、80cm以上（屋外に通ずる出入口、駐車場に通ずる出入口、各室の出入口それぞれ1以上）			有	無		
	(2) 車いす利用者が通過する際に支障となる段			有	無		
	(3) 戸（有の場合は、以下のアからオまでに記入すること。）			有	無		
	戸の構造	ア 自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の戸		有	無		
		イ 利用者が戸に衝突することを防止する措置		有	無		
		ウ 自動的に開閉する戸である場合には、戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の開鎖を自動的に制止する装置		有	無		
2 利用者用の廊下等	表面は粗面又は滑りにくい材料の仕上げ			有	無		
	幅は、1.2m以上			有	無		
	通路の高低差(有の場合は、以下の(1)又は(2)に記入すること。)			有	無		
	(1) 傾斜がある部分の構造	幅は、1.2m(段を併設する場合は、90cm)以上		m			
		こう配は、1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8)以下		1/			
		高さが75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場の設置		m × m			
		手すりの設置			有	無	
		表面は粗面又は滑りにくい材料の仕上げ			有	無	
		踊場及び通路と識別しやすい構造			有	無	
	(2) 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置			有	無		
3 利用者用の便所	不特定かつ多数の利用に供する便所の設置			有	無		
	車いす使用者用便所の設置数		男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所		
	車いす使用者用便所の構造	便所の床面積		m ²			
		腰掛便座の設置			有	無	
		手すりの設置			有	無	
		便所及び便房の出入口の幅は、80cm以上			有	無	
		便所及び便房に設置される車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸			有	無	
車いす利用者が通過する際に支障となる段			有	無			

(その3)

指定施設項目表(建築物以外の公共の交通機関の施設)

指定施設の名称	
指定施設の所在地	

注 ※印欄は、記入しないこと。

(第1面)

							※		
1 利用者用の便所	(1) 不特定かつ多数の利用に供する便所の設置						有	無	
	介助者同伴用便房(車いす使用者用便房であって、男子用及び女子用の区分のある区域を経由しないで男女共用で利用できるもの)を1箇所以上必置					箇所			
	介助者同伴用便房以外の車いす使用者用便房の設置数		男子用	箇所	女子用	箇所			
	介助者同伴用便房の構造	便房の床面積				㎡			
		腰掛便座の設置					有	無	
		手すりの設置					有	無	
		便所及び便房の出入口の幅は、80cm以上					有	無	
		便所及び便房に設置される車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸					有	無	
		車いす使用者が通過する際に支障となる段					有	無	
		床面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料の仕上げ					有	無	
	(2) 男子用小便器の設置						有	無	
	床置き小便器の設置数				箇所				
	手すりの設置					有	無		
	ベビーカー及びベビーベッド等設置便房の設置数		男子用	箇所	女子用	箇所	共用	箇所	
	オストメイト対応設備設置便房の設置数		男子用	箇所	女子用	箇所	共用	箇所	
大人用介護ベッド設置便房の設置数		男子用	箇所	女子用	箇所	共用	箇所		
2 利用者用の授乳及びおむつ交換の場所	安全かつ円滑に授乳及びおむつ交換をすることができる場所					有	無		
	授乳及びおむつ交換の場所の構造	壁、固定式のついたて等により外部からの見通しのできない構造				有	無		
		授乳用のいす、ベビーベッド、手洗い設備及び汚物入れ				有	無		
		出入口又はその付近の見やすい位置への表示				有	無		

(その4)

指定施設項目表(道路)

指定施設の名称	
指定施設の所在地	

注 ※印欄は、記入しないこと。

					※
歩道及び 自転車歩行 車道	(1) 車いす使用者等が円滑に通行できる幅		m		
	(2) 縦断こう配、横断こう配、すりつけこう配は、利用者が円滑に通行できる こう配	有	無		
	(3) 点字ブロック等を敷設(横断歩道橋及び地下横断歩道の昇降口並びに視覚 障がい者用信号付加装置が設置されている横断歩道に接する部分)	有	無		
	(4) 必要に応じ、点状ブロック等及び線状ブロック等の敷設	有	無		

(その5)

指定施設項目表(公園)

指定施設の名称	
指定施設の所在地	

注 ※印欄は、記入しないこと。

(第1面)

※

1 利用者用の出入口	(1) 幅は、1.2m 以上	m			
	(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段	有	無		
	(3) 高低差(有の場合は、以下を記入すること。)	有	無		
	傾斜のある部分の構造	表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
		壁面又は立ち上がり	有	無	
		こう配は、1/12を超え、又は高さが16cm を超える傾斜がある部分には側面の高さ75cm から85cm までに握りやすい形状の手すりの設置	有	無	
		前後の水平な部分との色の明度の差が大きい	有	無	
	(4) 直接車道等に接する部分に点状ブロック等の敷設	有	無		
	2 園路	(1) 幅は、1.2m 以上	m		
		(2) 車いす使用者が出入口を通過する際に支障となる段	有	無	
(3) 階段(有の場合は、以下に記入すること。)		有	無		
併設する傾斜路の構造		表面は、粗面又は滑りにくい材料の仕上げ	有	無	
		両側には、壁面又は立ち上がり	有	無	
		幅は、90cm 以上	有	無	
		こう配が1/12を超え、又は高さが16cm を超える部分には、側面の高さが75cm から85cm までの位置に握りやすい形状の手すりの設置	有	無	
		前後の廊下等の水平な部分又は踊場との色の明度の差が大きい	有	無	
(4) 縁石、街きよ等により段差が生じる場合は1/20以下のこう配でのすりつけ		有	無		
(5) 表面は、粗面とし又は濡れても滑りにくい舗装材の仕上げ		有	無		
(6) 縦断こう配は、1/20以下(高低差が16cm 以上75cm 以下の場合は1/12以下、16cm 未満の場合は1/8以下)		有	無		
(7) 延長30m 以内ごとに1.5m 以上の水平な部分(3/100以上の縦断こう配が30m 以上続く場合に限る)		有	無		
(8) 横断こう配は、1/100以下		有	無		
(9) 園路を横断する排水溝の蓋は、杖、車いすキャスター等が落ちない構造		有	無		
(10) 視覚障がい者用誘導ブロックの要所への敷設		有	無		
(11) 傾斜(有の場合は、以下に記入すること。)		有	無		
傾斜がある部分の構造	こう配が1/12を超え、又は高さが16cm を超える部分には、側面の高さが75cm から85cm までの位置に握りやすい形状の手すりの設置	有	無		
	高さ75cm を超える場合高さが75cm 以内ごとに踏幅1.5m 以上の水平な部分の設置	有	無		

(第2面)				※		
3 休憩施設	すべての人が使いやすいベンチ、四阿、水飲み場その他の休憩施設の設置			有	無	
4 利用者用の階段	(1) 回り段			有	無	
	(2) 幅は、1.2m 以上			有	無	
	(3) 高さ3m ごとに、長さ1.5m 以上の水平な部分			有	無	
	(4) 側面の高さ75cm から85cm までに握りやすい形状の手すりの設置			有	無	
	(5) 両側には、壁面又は立ち上がり			有	無	
	(6) 表面は、平坦で、濡れても滑りにくい材料の仕上げ			有	無	
	(7) 踏面の端部とその周囲の色の明度の差が大きい			有	無	
	(8) 段鼻の突き出しがないこと等のよりつまずきにくい構造			有	無	
	(9) 段がある部分の上下に近接する踊り場部分に点状ブロック等の敷設			有	無	
5 利用者用の便所	不特定かつ多数の者の利用に供する便所の設置			有	無	
	車いす使用者用便所の設置数		男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所	
	車いす使用者用便所の構造	便所の床面積			m ²	
		腰掛便座の設置			有	無
		手すりの設置			有	無
		便所及び便房の出入口の幅は、80cm以上			有	無
		便所及び便房に設置されている車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸			有	無
		車いす使用者が通過する際に支障となる段			有	無
ベビーチェア及びベビーベッド等の設置数		男子用 箇所	女子用 箇所	共用 箇所		
6 案内標示	案内表示の構造	すべての人に配慮した設置場所、高さ、照明等			有	無
		見やすい文字の大きさ、書体、配色、記号、図等			有	無
		必要に応じ、点字等による標示			有	無
7 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者の利用に供する駐車場			有	無	
	車いす使用者用駐車施設の設置数		台分			
	駐車施設の構造	ア 車いす使用者用駐車施設は、園路に接続する出入口に近接する位置に設置			有	無
		イ 車いす使用者用駐車施設の幅は、3.5m 以上			有	無
		ウ 国際シンボルマーク等の表示			有	無
(2) 公園の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路は、廊下等に準じた構造			有	無		
8 照明	必要に応じ、照明の設置			有	無	

(その6)

指定施設項目表(駐車場)

指定施設の名称	
指定施設の所在地	

注 ※印欄は、記入しないこと。

			※	
1 車いす使用者用駐車施設	(1) 車いす使用者用駐車施設の設置数	台分		
	車いす使用者用駐車施設の構造	ア 車いす使用者用駐車施設の幅は、3.5m以上	m	
		イ 国際シンボルマーク等の表示	有	無
	(2) 車いす使用者の利用に配慮した位置に設置		有	無
2 利用者用の出入口	(1) 車両の通行のできない出入口		有	無
	(2) 幅は、90cm以上		有	無
	(3) 車いす使用者が通行する際に支障となる段その他障害物		有	無
3 照明	必要に応じ、照明の設置		有	無



參考資料



基本寸法等

この章では、建築物の屋外、屋内の各部分で、身体障がい者の利用を配慮した設計を行う際に参考となる基本動作寸法について紹介する。

ここでの対象は、車いす使用者、杖使用者とした。この二者は、一般の建築計画で考えている人の動作寸法では不十分なことと、行動条件が補助具の性能によって大きく左右されるためである。

1 車いす使用者の寸法

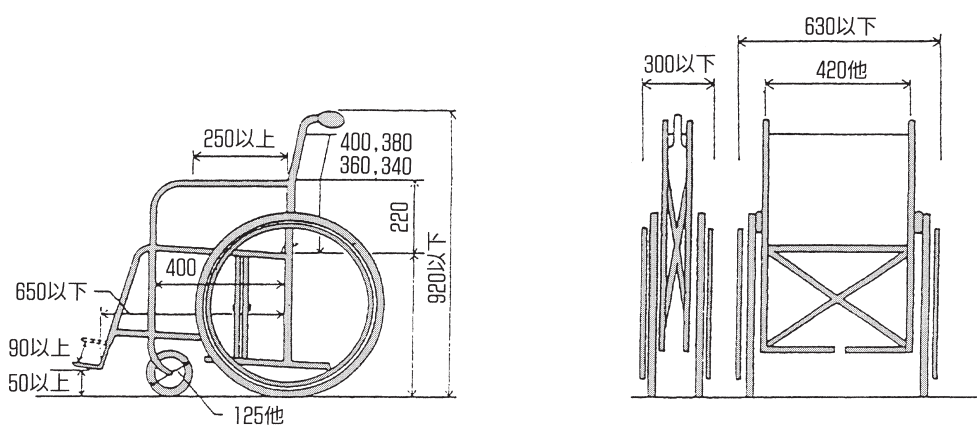
1.1 車いすの寸法

(1) 手動車いすの寸法 JIS T9201 (車いす)

車いすの形状・寸法はJIS規格（日本工業規格）により定められている。形式は手動の大型、中型、小型の3タイプがある。この他に、スポーツ型、和室用や電動車いすなどがある。また、屋外では電動三輪車の利用も多くなっている。

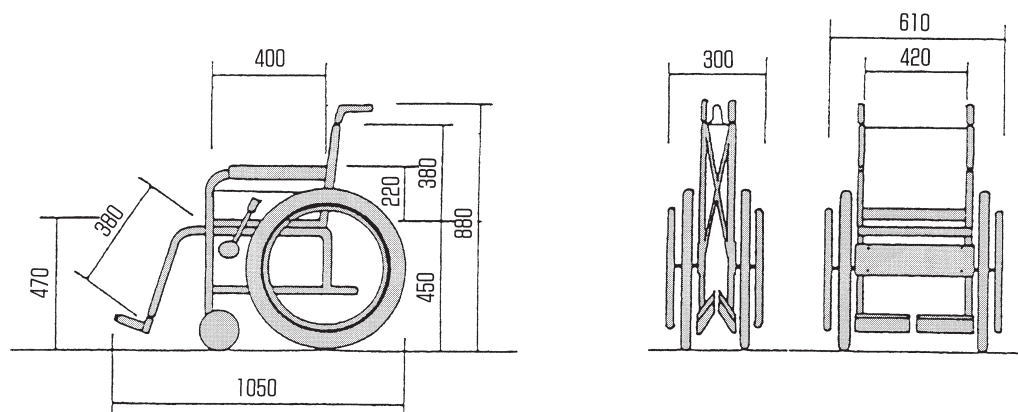
① JIS規格（大型）

(単位：mm)



① JIS規格（大型）

(単位：mm)



(2) 電動車いすの寸法 JIS T9203 (車いす)

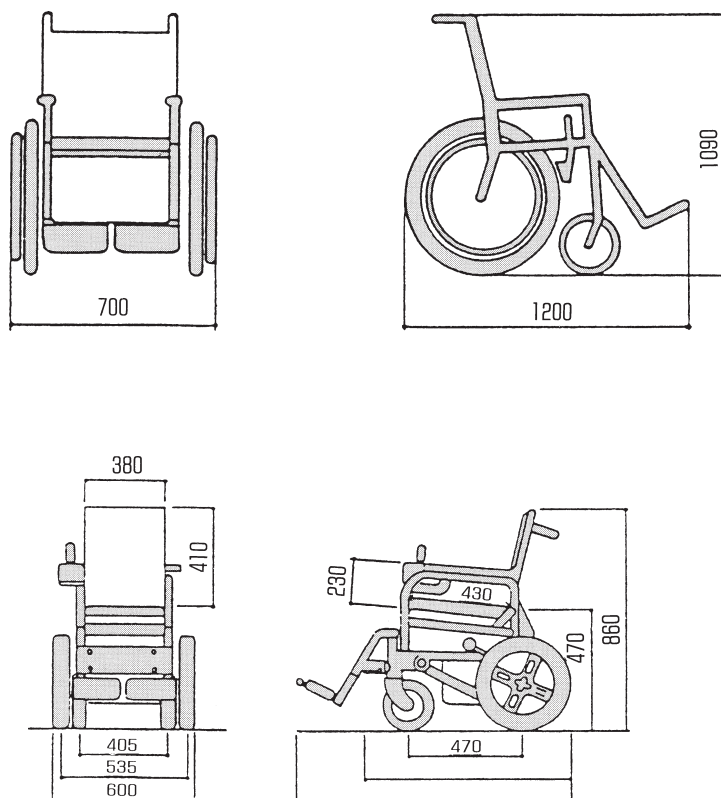
電動車いすの寸法はJIS規格により定められている。

その性能は、登坂力10° (17.6%) 以上、段差ののりこえは、4.0cm以上 (屋外用) が可能である。

一充電連続走行時間は、平坦路4～5時間位 (軽量型) のものが多い。

① JIS規格 (最大値)

(単位: mm)



(3) 手動及び電動車いすの寸法 ISO 7193、7176/5 (車いす)

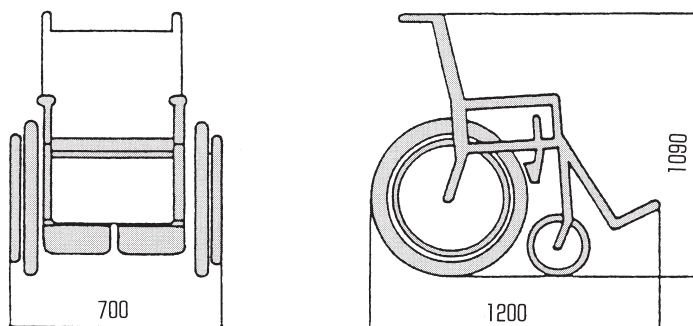
車いすの形状・寸法ISO (国際標準化機構: International Organization for Standardization) においても基準が定められている。

車いすの寸法の場合、次の最大値を超えない限り国際基準に適合しているものとみなされる。

全長: 1200mm

全幅: 700mm

全高: 1090mm

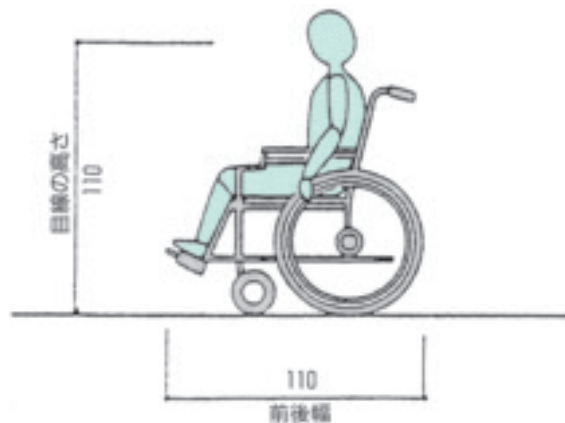
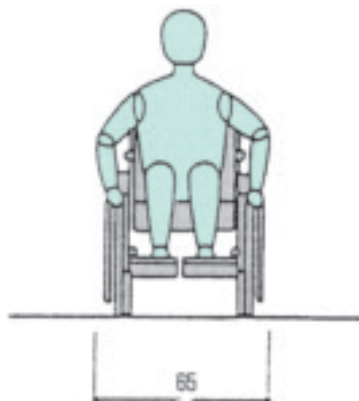


(4) 人間工学的寸法

車いす使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。

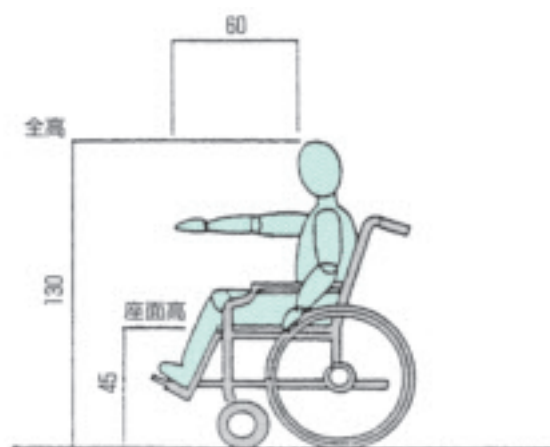
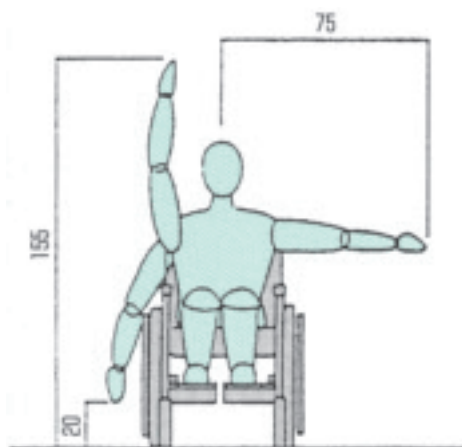
① 人間工学的寸法

(単位：cm)



② 手の届く範囲

(単位：cm)

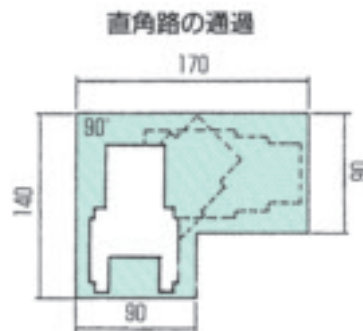
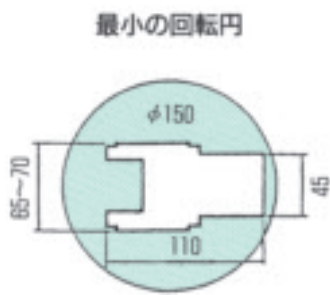
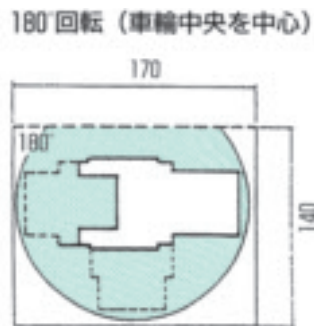


1.2 車いす使用者の基本動作寸法

車いす使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

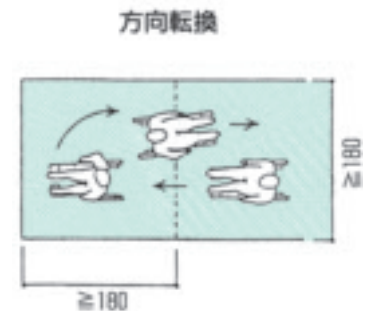
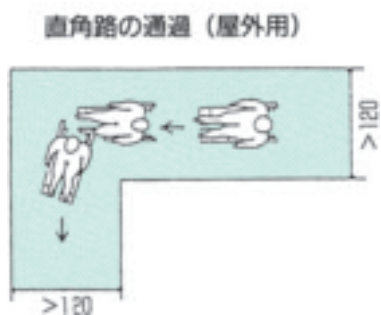
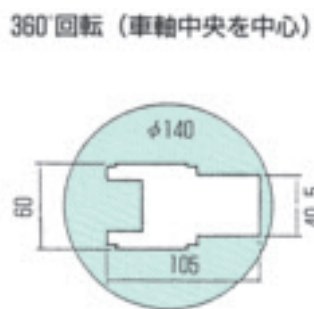
① 手動車いすの最小動作空間

(単位：cm)



② 電動車いすの最小動作空間

(単位：cm)



2 杖使用者の寸法

2.1 杖使用者の基本動作寸法

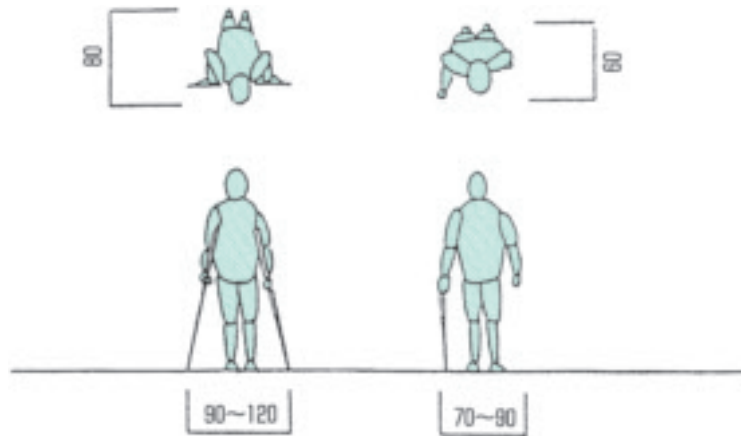
(1) 人間工学的寸法

杖使用者の人間工学的寸法は、以下の通りである。

- 松葉杖使用者の歩行時の幅は、90cmから120cm程度。
- 杖を片手で使用した際の歩行時の幅は、70cmから90cm程度。
- 低いところに手が届かない。(しゃがむことが出来ない)

人間工学的寸法

(単位：cm)

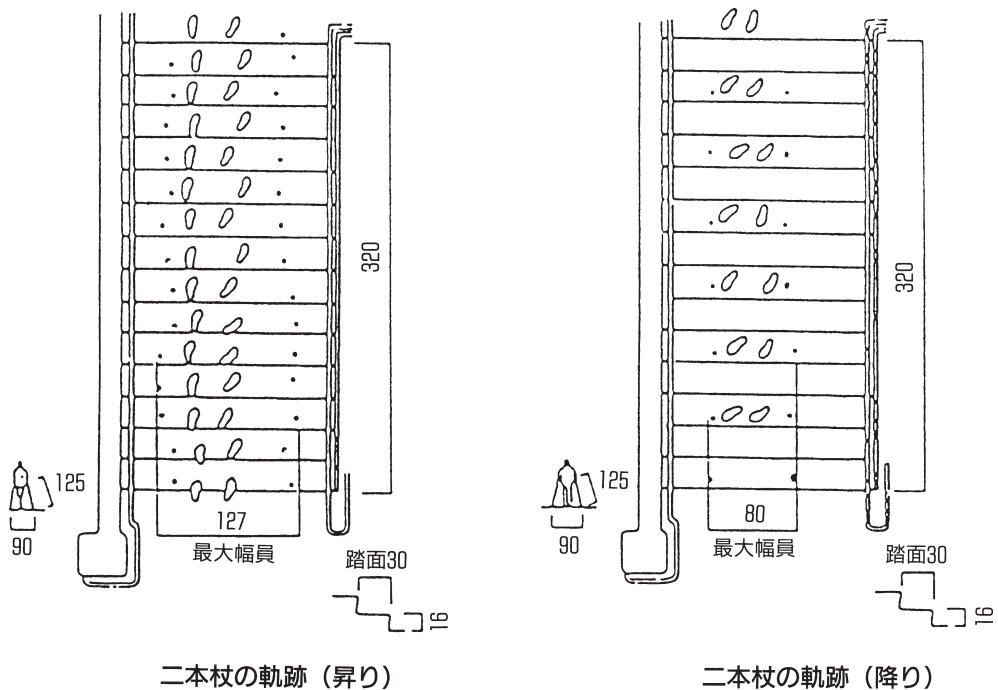


(2) 計画上必要な動作空間

杖使用者にとって最小限必要な動作空間は、以下の通りである。

二本杖使用者の階段の昇降

(単位：cm)

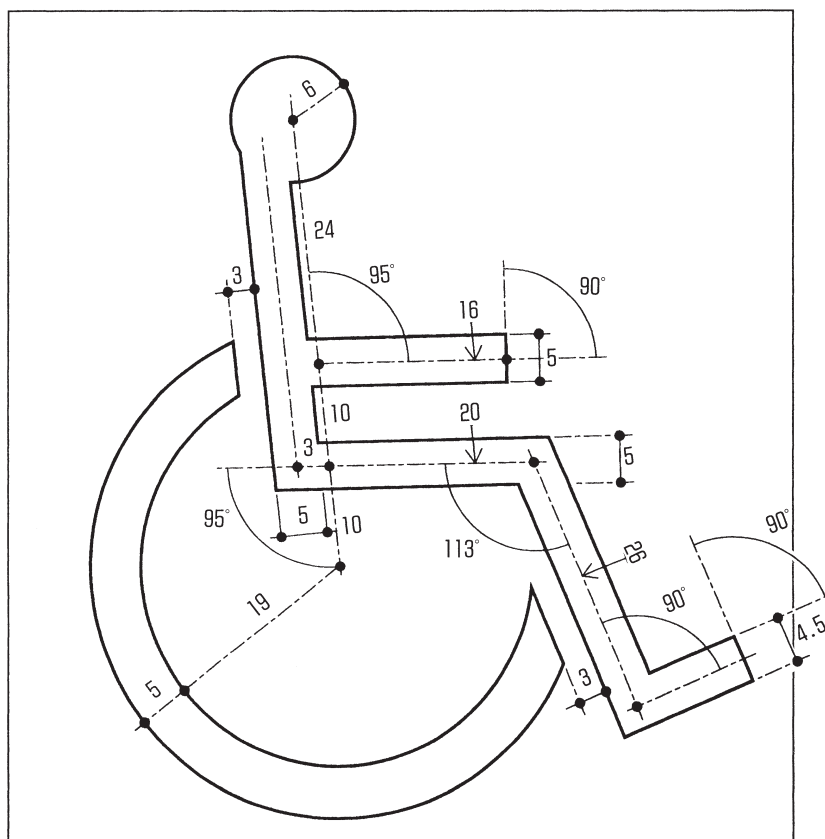


二本杖の軌跡（昇り）

二本杖の軌跡（降り）

3 国際シンボルマークの形状

国際シンボルマークの形状は下図の通りである



このマークは、障がい者のリハビリテーション事業を実施する世界80数カ国の各国団体及び国際団体から構成される国際障害者リハビリテーション協会（Rehabilitation International）によって、障がい者が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示すシンボルマークとして、採択決定されたものである。

福島県建築基準法施行条例（抄）

昭和二十六年八月七日 福島県条例第六十号

第三章の二 特別な配慮を要する特殊建築物の敷地及び構造

（適用の範囲）

第四十三条の二 この章の規定は、体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、水泳場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、ホテル、旅館、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、料理店又は飲食店の用途に供する特殊建築物であつて、当該用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものについて適用する。

（利用者用の屋外へ通ずる出入口）

第四十三条の三 前条の特殊建築物を客及びこれに類する者として利用する者（以下この章において「利用者」という。）の用に供する避難階における屋外へ通ずる主要な出入口のうち一以上は、次に定める構造としなければならない。

一 幅は、九十センチメートル以上とすること（第九条第二号（第四十条の七において準用する場合を含む。）の規定により一・二メートル以上としなければならない場合及び第三十六条第一項第二号の規定により一・五メートル以上としなければならない場合を除く。）。

二 床面は、水平とすること（当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

（利用者用の敷地内の通路）

第四十三条の四 前条の規定による構造の出入口と道路との間の利用者の用に供する通路は、次に定める構造としなければならない。

一 幅は、一・二メートル以上とすること（令第二百二十八条の規定により一・五メートル以上としなければならない場合を除く。）。

二 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設けること。

ア 幅は、一・二メートル（段を併設する場合は、九十センチメートル）以上とすること。

イ こう配は、十二分の一（傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一）以下とすること。

ウ 高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

エ 手すりを設けること。

（利用者用の居室の出入口）

第四十三条の五 利用者の用に供する居室の出入口のうち一以上は、次に定める構造としなければならない。

一 幅は、八十センチメートル以上とすること（第三十七条の規定により一・五メートル以上としなければならない場合を除く。）。

二 床面は、水平とすること（当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

（利用者用の階段）

第四十三条の六 前条の規定による構造の出入口から第四十三条の三の規定による構造の出入口に至

る経路における利用者の用に供する令第百二十条又は令第百二十一条の規定による直通階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、一・二メートル以上とすること（第二十八条の規定により一・二メートル以上としなければならない場合及び令第百二十三条の規定により一・四メートル以上又は一・二メートル以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 回り段を設けないこと（段の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

（利用者用の廊下）

第四十三条の七 第四十三条の五の規定による構造の出入口から第四十三条の三の規定による構造の出入口に至る経路における利用者の用に供する廊下は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、一・二メートル以上とすること（第二十九条の規定により一・二メートル以上としなければならない場合及び令第百十九条の規定により一・六メートル以上又は一・二メートル以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 高低差がある場合は、第四十三条の四第二号に規定する傾斜路を設けること。

（利用者用の便所）

第四十三条の八 利用者の用に供する便所（ホテル又は旅館の宿泊室内の便所を除く。）の出入口は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- 二 床面は、水平とすること（当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

（制限の緩和）

第四十三条の九 この章の規定は、知事が用途又は規模等により安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めた場合は、これを適用しないことができる。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第四十三条の十 法第三条第二項の規定により第四十三条の三から第四十三条の八までの規定の適用を受けない第四十三条の二の特殊建築物について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、第四十三条の三から第四十三条の八までの規定は、適用しない。

- 2 法第三条第二項の規定により第四十三条の三から第四十三条の八までの規定の適用を受けない第四十三条の二の特殊建築物について大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更をする場合においては、第四十三条の三から第四十三条の八までの規定は、適用しない。

附則（平成十八年条例第四三号）

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際に現に工事中の福島県建築基準法施行条例第四十三条の二の特殊建築物（以下「特殊建築物」という。）及びこの条例の施行前に既に工事が完了した特殊建築物については、改正後の福島県建築基準法施行条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ふくしまユニバーサルデザイン推進指針（改訂版）（概要）

策定 平成16年7月26日

第1章 はじめに

1 ユニバーサルデザインのはじまり、提唱

「ユニバーサルデザイン」は、「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」の2つを組み合わせた言葉であり、「はじめから、すべての人の多様なニーズを考慮し、年齢、性別、身体的能力、言語等の違いにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品、サービス等を計画、設計する」考え方。

もともとハード面を中心としたこの考え方に、制度やサービスなどのソフト面を取り込んでさらに一歩進め、暮らしに関わる諸制度や心の持ち方なども対象に広く社会システムとしてとらえ、ユニバーサルデザインを生かした県づくりを計画的・体系的に推進。

2 指針の基本的性格

県が行う事業等にユニバーサルデザインの考え方を取り入れていく際の基本的な考え方や方向性等を示す総合的な行動指針としての役割。

市町村、県民、民間団体、事業者が県と共通の理解・認識を持ち、連携・協働してユニバーサルデザインの推進に取り組んでいくためのガイドラインとしての役割。

第2章 ふくしまが進めるユニバーサルデザイン（ふくしま型UD）

1 ユニバーサルデザイン推進の視点

- 「いのち・人権・人格の尊重」の視点
- 「共生」の視点
- 「安全・安心と生命（いのち）の大切さ」の視点
- 「未来の世代からの信託」の視点
- 「倫理観の尊重」の視点
- 「男女共同参画」の視点
- 「高齢化への対応」の視点
- 「国際化への対応」の視点
- 「地域経済・産業の活性化」の視点
- 「気づき」の視点

2 目標

すべての人が、あらゆるいのちとの共生を自覚しながら、いきいきと暮らし、活動し、社会に参画し、新たな価値を創造し続けるふくしまの実現

3 ふくしま型UDのキーワードと5つの実現手法

【キーワード：思いやりをシステム化】

（構成要素）

- 公平で快適（誰でも、いつでも、どこでも、快適に、参加・利用できること）
- 簡単で効率的（情報がわかりやすく簡単に入手できるとともに、効率よく参加・利用できること）
- 安全で安心（未然の防止と間違いをしたときの安全が確保されていて、必要な情報も確認できるとともに、未来の世代への配慮がなされていること）
- さりげなく美しい（疎外感を与えず、美しいこと）
- 柔軟で少ない負担（一人ひとりの能力や価値観に合わせて柔軟で、経済的・心理的・体力的にも負担が少ないこと）

【5つの実現手法】

- さまざまな利用者との対話を通じ、少数意見もくみ上げて工夫すること。
- 利用者のニーズや不満など現場の実態を十分に踏まえて発想すること。
- 正確な知識を身につけること。
- 必要なものははじめから対応すること。
- 次のいずれかの手法で対応すること【主にハードにおける基本的な実現手法】。
 - a 一つの方法でいろいろなニーズを満たすデザイン
 - b ニーズに合わせてオプションの追加や改造を容易に行えるデザイン
 - c 複数の選択枝を用意する形のデザイン

4 ユニバーサルデザイン社会の姿

- すべての人が、あらゆるいのちをかけがえのない存在として尊重し、多様性を認め合いながら、ともに生き、助け合う社会
- すべての人が、自らの意思で、安全、安心、快適に、学び、暮らし、働き、活動する社会
- すべての人が、社会づくりに自由に参画し、みんなが利用しやすいものをみんなで作っていく県民（利用者）本位の社会
- 少子高齢化への対応や循環型社会の形成などの課題に的確に対応し、女性、高齢者等が社会の担い手としていきいきと活動し、環境への負荷も少ない社会
- 「はじめから」「すべての人に」という視点であらゆることを見つめ、県民（利用者）の立場で、少しでも利用しやすいものを追求し、新たな価値を創造し続ける社会

第3章 県の取組み

（I 基本姿勢）

1 トータルな施策展開

- ユニバーサルデザインを県政の基本に据え、聖域を設けることなく、ハード、ソフトの両面にわたり、ユニバーサルデザインの考え方を幅広く導入。
- 県のすべての基準、事業等をユニバーサルデザインの視点から点検・見直し。

2 みんなでつくるユニバーサルデザイン社会

- 意思決定に至るまでのプロセス・対話を重視し、さまざまな県民（利用者）の多様なニーズの把握や対話による意見交換を実施。
- 市町村、県民、事業者等と連携・協働関係を築き、みんなでユニバーサルデザイン社会を構築。

3 PDCAサイクル等による施策の発展的な推進

P D C Aサイクルに基づき、a.施策を企画立案し（Plan）、b.実行に移し（Do）、c.実行状況を点検・検証し（Check）、d.施策を見直し・改善する（Action）ことを繰り返すこと等により、発展的に推進。

4 モデル事業等によるスピード感のある推進

ユニバーサルデザインの考え方の導入が可能な事業・地区からモデル的(先行的)に導入し、そこで得られた成果ノウハウ等を全体に広めるなど、ユニバーサルデザインをスピード感を持って推進。

5 地域特性・環境等への配慮

- 画一的なデザインにならないよう、豊かな自然や多彩な文化・伝統・特産物等、地域の特性を生かし県民に長く愛される多様なデザインを志向。
- 人だけでなく、魚や小鳥、草花等の動植物にもやさしい環境づくりとの両立を重視し、本県の豊かな自然環境や美しい景観等に十分配慮したデザインを志向。

(Ⅱ 分野別の取組み)

1 ユニバーサルデザインの意識づくり

(1) 考え方の普及啓発

あらゆる手段を活用して、県自らがユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に率先して取り組むとともに、NPO等が行うユニバーサルデザインの普及啓発活動を積極的に支援。

(2) 学ぶ機会づくり

学校教育や生涯学習・社会活動の場で、子どもたちを始め、すべての県民がユニバーサルデザインを学ぶ機会づくりを積極的に推進。

(3) 核となる人材・組織づくり

大学等と連携し、ユニバーサルデザインの推進に関するリーダー的な人材を育成するとともに、ユニバーサルデザインの普及・推進の母体となる組織づくりを推進。

2 こころのユニバーサルデザイン

(1) 人権への“気づき”

「いのちの大切さ」や「人権をめぐるさまざまな課題」についての啓発を図るとともに、「気づくことの大切さ」についての意識づくりを推進。

(2) こころの教育等

障害等にかかわらず、すべての子供が地域の中でともに学ぶ教育や、すべての県民が生涯学習・社会活動等の場でともに学ぶ機会づくりを推進。

(3) さまざまな交流

世代、地域、国籍、障害等の違いを超えた、さまざまな人による交流を活発化。

3 暮らしのユニバーサルデザイン

(1) 日常生活

DV、虐待、不登校、ひきこもり等の課題への対応、障がい者や高齢者が地域でいきいきと暮らせる環境づくり、防犯体制や各種相談・救済・情報提供の充実等を図るほか、自然環境や社会環境も含めた良好な人間の生存環境を守り育てることで、将来の世代も含めたすべての人が、安全に安心していきいきと日常生活を送ることができる仕組みづくりを推進。

(2) 働く場

高齢者、障がい者や女性をはじめ、すべての人に働きやすい労働条件の整備を支援。

(3) 社会参加

障害等にかかわらずすべての人が資格免許や採用等の試験に平等に受験・参加できる環境づくり、審議会等に障がい者、外国人や育児中の人に参加・傍聴しやすい環境づくりを進めるとともに、審議会等の委員への障がい者、外国人や女性の積極的な登用を推進。

4 まちづくりのユニバーサルデザイン

(1) まち全体

すべての人が安全に安心して利用できるまちづくりを実現するため、まちづくりに県民の意見を随時反映させる仕組みづくり、まち全体の連続的・一体的な施設整備、すべての人にわかりやすい案内表示の推進、障がい者マーク等の表示の内容・場所の適正化を推進。

(2) 交通

すべての人が安全に安心して利用できる公共交通システムの構築に向け、県民、各交通事業者、行政の三者が連携して、地域の実情に応じた円滑な移動環境の整備を推進。

(3) 公共・公益施設

すべての人が利用しやすい公共・公益施設となるよう、その整備に県民の意見を随時反映させる仕組みづくりを進めるとともに、すべての人がアクセスでき安全・安心で快適に利用できる公共・公益施設について県自らが率先して整備。

(4) 公園などの憩いの空間

すべての人が利用しやすい憩いの空間（公園、森林、河川、海岸等）の整備・管理を実現するため、県民の意見を随時反映した空間の整備や、県民による主体的な空間の管理を行うための仕組みづくりを推進。

(5) 住宅

公営住宅の率先したユニバーサルデザイン化、民間住宅についての必要な誘導策等を講じるとともに、県民に対し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた住宅に関する情報の提供や建設の呼びかけ等を実施。

(6) 商店街

各地域の実情を踏まえながら、すべての人が利用しやすい商店街づくりを支援。

5 ものづくりのユニバーサルデザイン

(1) 製品の開発

ユニバーサルデザイン製品の開発や利用者の多様なニーズの把握に対する事業者の取組みを積極的に支援。

(2) 製品の利用

県民に対し、ユニバーサルデザイン製品に関する情報の提供や製品の積極的な利用の呼びかけを行うとともに、県自らが率先してユニバーサルデザイン製品を積極的に調達。

6 サービスのユニバーサルデザイン

(1) 行政

職員に対する顧客意識の徹底、手続きの簡素化等を行うとともに、積極的に県民の生の声を聴き、意見を交換し、施策に反映させるという手法を徹底し、県民のニーズに的確に応えた行政サービスを提供。

(2) 民間サービス業

さまざまな人のニーズに対応できるよう、「お手伝い（サポート）」と「もてなし（ホスピタリ

ティ)」のこころに基づくきめ細かなサービスの提供を支援。

7 情報のユニバーサルデザイン

(1) 行政情報

行政情報について、複数の手段により複数の知覚に訴える形でわかりやすく提供していくとともに、身近な情報や緊急を要する情報を迅速・的確に提供する仕組みづくりを推進。

(2) 情報化対応

パソコン等を活用する能力の向上等により、すべての人がいつでもどこでも必要な情報を送受信できる環境づくりを推進。

第4章 指針の推進について

1 県の役割

- 教育、福祉、都市計画、交通、建築等の各部門が連携し、計画的・体系的にユニバーサルデザインの推進に取り組むための体制を整備。
 - ・ ユニバーサルデザイン推進本部等の設置
 - ・ 事業評価を行う場合に、ユニバーサルデザインの観点からのチェックを併せて実施
 - ・ 本指針に基づき、分野ごとに、ユニバーサルデザインの推進に関する指針・計画の策定や数値目標の設定等を検討
- 本指針に基づき、ユニバーサルデザインの推進の進行管理等を適切に実施。
 - ・ 分野ごとの取組みの検討・実施状況を毎年度把握
 - ・ 平成18年度を目途に本指針の見直しを検討するほか、経済社会情勢の変化等を踏まえ、本指針の見直しの必要性を随時検討
- 本指針に基づき、分野ごとに、本指針の本文第3章で記述した「現状と課題」を念頭に置き、「施策の基本方向」に則って、「施策の具体例」で掲げた施策を含め、考えられるすべての施策について積極的に検討・実施。

2 市町村への期待

- 住民に最も身近な行政機関として、本指針の趣旨・内容を十分に理解し、県の取組みとの連携を図りつつ、まちづくり、交通、教育等の各分野において、ユニバーサルデザインの推進に主体的・積極的に取り組むことを期待。
- ユニバーサルデザインの窓口の明確化、ユニバーサルデザインを担当する組織や職員の配置、推進指針の策定等の取組みを期待。

3 県民への期待

- 県民一人ひとりがユニバーサルデザインについての理解を深めることを期待。
- 少しでも多くの県民が、困っている人に積極的に手を差し伸べること等を当たり前のこととして自然に行うようになること（こころのユニバーサルデザイン）を期待。
- まずは「できるところから、身近なところから」主体的に活動を始めることを期待。
- 県民一人ひとりが、本指針の趣旨・内容を十分に理解し、県民の立場から、行政・事業者等の取組みに積極的に協力していくことを期待。

4 民間団体への期待

- 社会を支える新たな担い手として、ユニバーサルデザインの考え方の普及、行政・事業者への県民の声の伝達や改善提案等の活動をきめ細かく行っていくことを期待。
- より多くの個人、事業者、他の団体等と連携・協働関係を築き、民間活動の中心的な担い手の1つとしての役割を十分に果たしていくことを期待。
- 本指針の趣旨・内容を十分に理解し、民間団体の立場から、行政・事業者等の取組みに積極的に協力していくことを期待。

5 事業者への期待

- 自らの社会的責任を自覚し、① 利用者にとって真に安心・安全で利用しやすいもの・サービスの提供、② 従業員にとって真に安心・安全で働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組んでいくことを期待。
- 県民、同業種・異業種の事業者、民間団体等と交流・連携することにより、民間活動の中心的な担い手の1つとしての役割を十分に果たしていくことを期待。
- 本指針の趣旨・内容を十分に理解し、事業者の立場から、行政等の取組みに積極的に協力していくことを期待。
- 製品の製造過程等に関する情報の公開、できるだけ多くの利用者の意見を聞き製品づくりに反映する仕組みづくり、高齢者、障がい者、女性の積極雇用等を期待。

ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針（概要）

策定 平成17年 3月28日

1 指針策定の趣旨

道路、河川、公園、公共建築物や民間の病院、店舗、宿泊・娯楽施設など、多くの様々な人が利用する施設（以下「公共施設等」といいます。）のユニバーサルデザインの推進は、ユニバーサルデザインのまちづくりを実現する上で重要です。その実現には施設づくりに関わるすべての人が相互に連携・協力し、一つの施設（点）からそれをつなぐ線に、さらに線から面、面から空間へと連続させていくことが不可欠です。

本指針は、施設づくりに関わる方々がデザインをまとめていくための手引きとして、以下の考え方に基づいて策定しました。

- ① 施設の利用者、設置者、設計・施工者が、ユニバーサルデザインをともに理解し、ともに考えるための共通の手引き。
- ② あらゆる公共施設等を網羅した体系的な手引き。
- ③ 多くの利用者の様々なニーズを的確に反映した実用的な手引き。

2 指針の特徴等

基本的性格

施設の新設や改修等を、常にユニバーサルデザインの考え方で進めるための「手引き」で、「計画・設計・施工等の進め方、考え方、参考資料等」を示すものです。

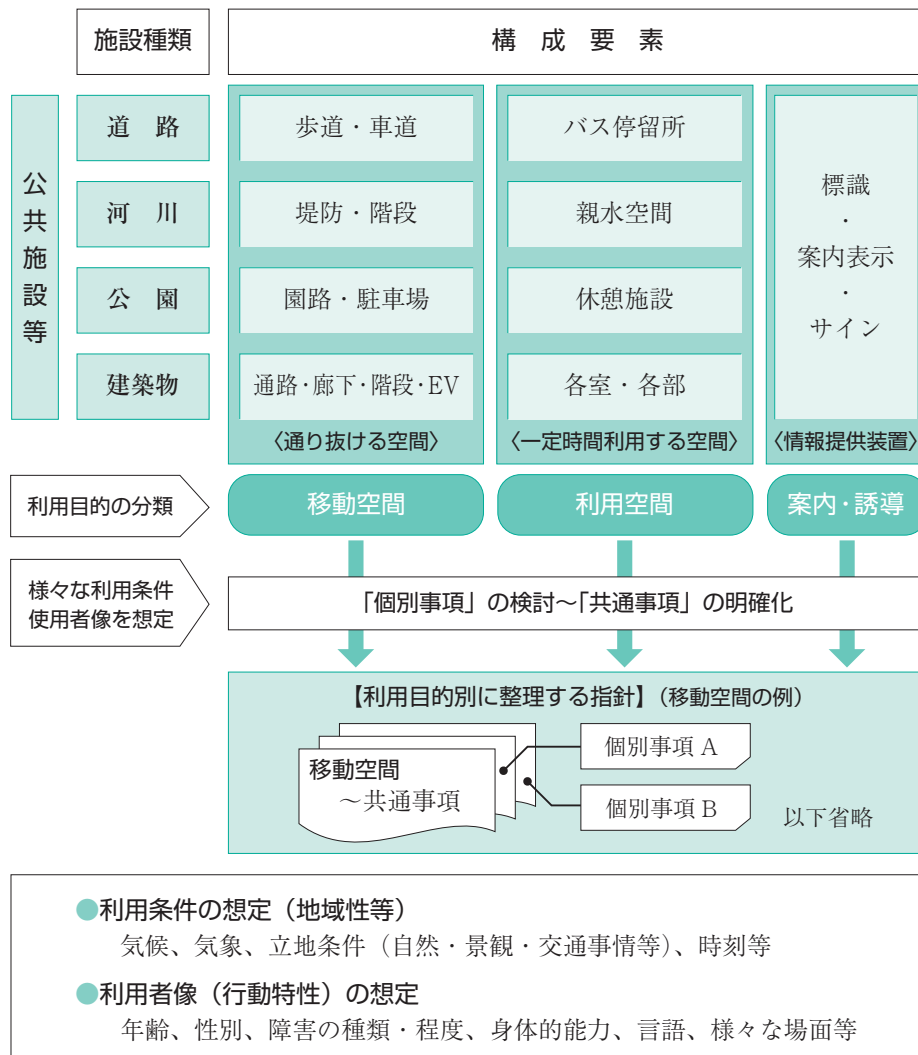
特徴

- ① 「誰にでもわかりやすい」指針としました。
- ② 様々な手法で、利用者の多様なニーズを反映させる「ともにづくり、ともにはぐくむ」指針としました。
- ③ 施設の評価とそのデータの蓄積により、「変化に対応し進化する」指針とします。
- ④ 施設の構成要素を、移動空間、利用空間、案内・誘導に大別し、様々な利用条件や利用者像を想定しながら、必要事項を整理した「利用目的別」の指針です。

指針の利用方法

次のように利用されることを期待しています。

- ① デザインの基本（原点）を足元から見直す。
- ② 早い段階で、発想を生み出す糸口となる。
- ③ デザインの対応状況を確認し、関係者への説明責任を果たす視点を得る。
- ④ 基本的考え方が民間施設や身近な施設にも広く生かされる。



3 指針の構成・内容特徴等

第1章

施設づくりに関わるすべての方が共有すべき5つの「基本理念」、これに基づき優れたデザインを創り出すための5つの「基本方針」、そして、実現に向けた「公共施設づくりのプロセス」、「利用者の参加と施設の評価」を示しています。

第2章

「基本方針」に基づき、利用目的別に、デザインの必要事項を具体的に示しています。

資料編

デザインの手掛りとなる参考データ、事例集、用語解説等をまとめています。

第1章 公共施設等のユニバーサルデザイン

基本理念

公共施設等のユニバーサルデザインを実現するためには、県民や利用者、施設の設置者や設計者などが、その理念を共有することが重要です。

本指針では、ソフト・ハードの両面から、県民との連携協働により、「人」と「地域」の個性を最大限に発揮し、持続的発展が可能な社会を支える公共施設づくりを目指すという側面から、基本理念として次の5つを掲げます。

1 ともにつくるデザイン

施設の“いのち”は、利用者とともに育んでいくものです。そのため、施設づくりの各段階で、できるだけ多様な手段で、より多くの利用者ニーズを把握することが大切です。また、このことが、施設への愛着や誇り、施設を大切に作る心を育むことにもつながります。

2 ともに生きるデザイン

地域の特性を生かした、地域の人々に永く愛される、多様で魅力あるデザイン、地球環境を守り人と自然とが共存できるデザイン、そして、人情や風習、歴史・文化、地域コミュニティなどを守り育むデザインが必要です。

3 ころふれあうデザイン

デザインがより優れたものとなるためには、次のような「人のころ」が重要です。

① つくる人の「ころ」

常に、様々な利用者像を想定し、使いやすいデザインを生み出す「想像力と創造力」、そして、関係者の意見を親身になって聞き、利害を適切に調整し、デザインの必要性や妥当性を見極める「対話と調整」。

② 利用する人の「ころ」

施設の本来の機能を最大限に発揮し、また補完するための、助け合い(結)の精神、マナー、気配り、気づきなど、利用者一人ひとりの「ころのユニバーサルデザイン」。

③ 管理する人の「ころ」

利便性の向上をハードのみで解決するのではなく、施設職員の配置を工夫するなど、心の通い合う、わかりやすい「対話型の施設運用」。

4 さりげないデザイン

周辺景観と調和するとともに、「ころの障壁」を招かない「さりげなさ」と「美しさ」が求められます。

5 追いつけるデザイン

より多くの人々が少しでも利用しやすくなるよう、試行錯誤を重ねながら利用者との合意形成を図り、施設の評価やそれらデータの蓄積を行うとともに、時代のニーズを的確に捉えながら、絶えず見直し・改善を行うという、「プロセス」と「終わりなき取組み」が重要です。

基本方針

ふくしま型ユニバーサルデザインのキーワード「“思いやり”をシステム化」や、公共施設等ユニバーサルデザインの5つの「基本理念」のもと、ソフト・ハードの両面から、地域性・環境を踏まえた優れたデザインを創り出すための5つの「基本方針」を次に掲げます。

視点：すべての人が、同じ場所で、同じことを、同じように

- 1 すべての人が **快適** に利用できる施設
- 2 すべての人が **簡単** に利用できる施設
- 3 すべての人が **安全** に利用できる施設
- 4 さりげなく **美しい** 施設
- 5 どのような状況にも **柔軟** に対応できる施設

1 すべての人が快適に利用できる施設

- ①特定の人特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設
- ②右利き、左利きに対応した施設
- ③利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設
- ④視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
- ⑤補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
- ⑥繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
- ⑦利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
- ⑧重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
- ⑨使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
- ⑩少ない労力で効率的に、楽に使える施設
- ⑪利用者に不自然な姿勢を強めない施設
- ⑫プライバシーに配慮された施設
- ⑬天候や季節に左右されない施設
- ⑭疲れたときに休むことができる施設

2 すべての人が簡単に利用できる施設

- ①使い方を直感的に理解できる施設
- ②利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
- ③必要な情報が容易にわかる施設

3 すべての人が安全に利用できる施設

- ①安全に対する配慮が等しく確保される施設
- ②危険や間違いやすい状況が発生しない施設
- ③使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
- ④注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
- ⑤危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
- ⑥危険な部分が防護されている施設
- ⑦四季を通じて安全な施設
- ⑧災害時や不測の事態が生じて、安全に避難できる施設

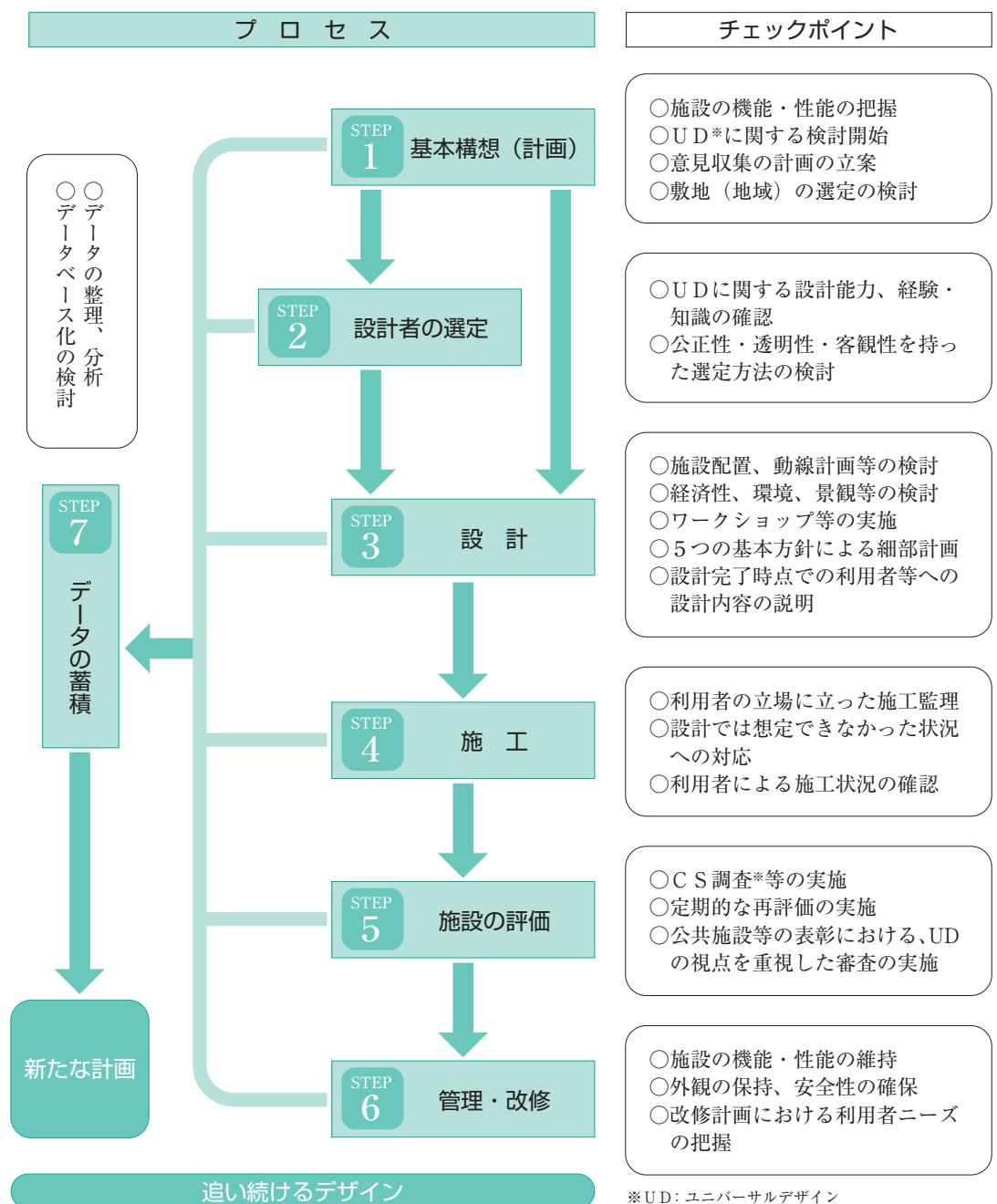
4 さりげなく美しい施設

- ①色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設
- ②創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設
- ③地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設
- ④自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設

5 どのような状況にも柔軟に対応できる施設

- ①できる限り同じ手段で利用できる施設
- ②利用者に応じた使い方が選べる施設
- ③利用者のペースに合わせることができる施設
- ④情報がその重要さに応じて提供される施設
- ⑤補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設

公共施設づくりのプロセス



利用者の参加と施設の評価

利用者の参加

参加の目的、時期、対象者、反映方法等に応じて、①アンケート、②アイデア・意見募集、③説明会、④ヒアリング・インタビュー、⑤ワークショップ等の手法を適切に選択します。

施設の評価

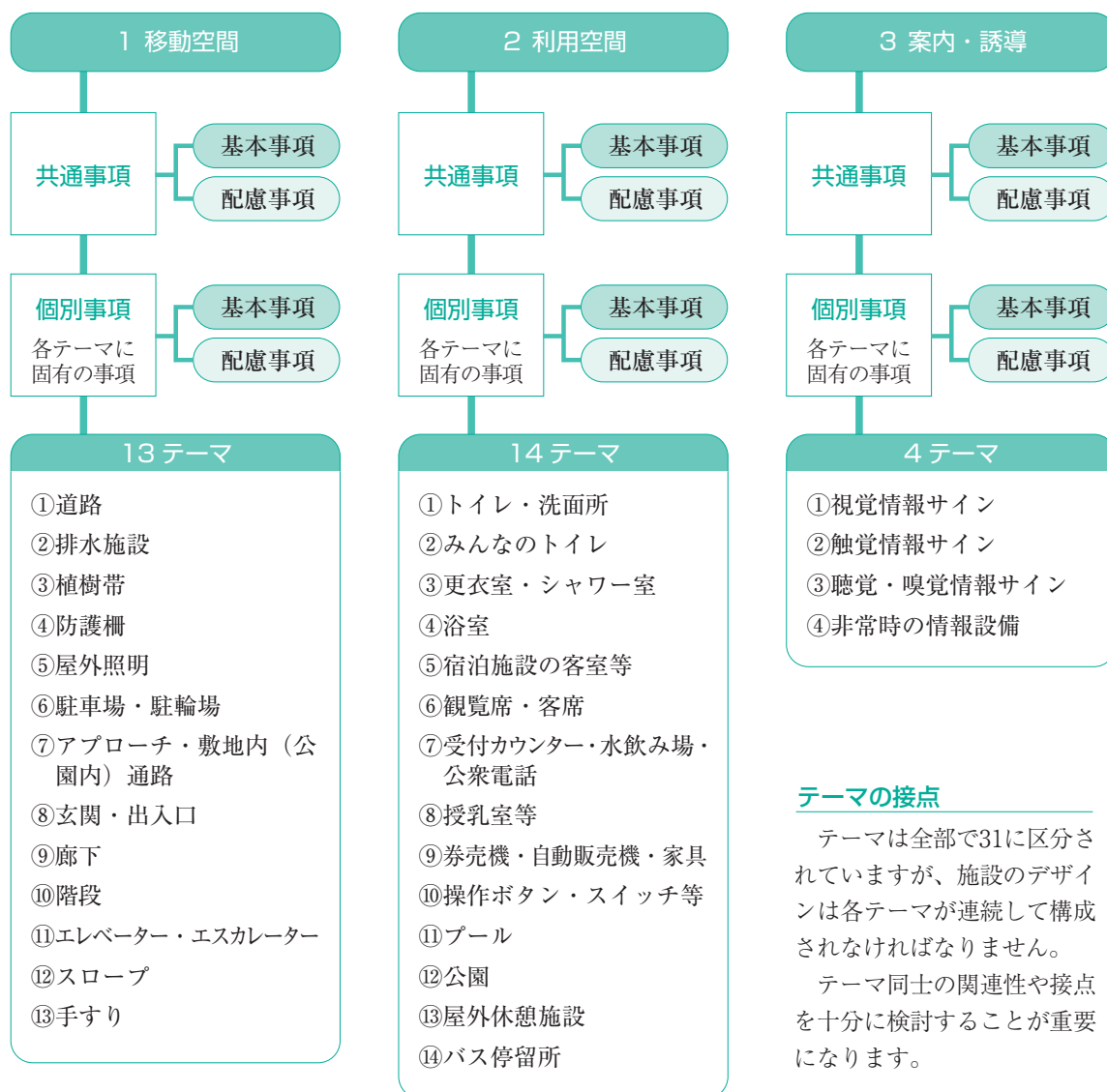
「経過」と「成果」の両面から行い、「追いつけるデザイン」を実行します。

- ① 公共施設づくりのプロセスの評価（検討時期・内容、利用者参加の状況等）
- ② 完成した施設の評価（本指針の施設計画に基づいたチェック等）

第2章 ユニバーサルデザインによる施設計画

- 5つの「基本方針」に基づき、ユニバーサルデザインを実現するための必要事項を整理しています。
- 利用者の満足度は、「利用条件」、「利用者像」により異なるので、必要事項は様々な場面を想定して、原則事項（必須事項）と推奨事項（努力事項）に分けて整理しています。

（第2章の構成）



※ 各テーマに関する参考データは、資料編に掲載しています。

※ 本指針の最新版を県のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.fukushima.jp/kikakugijutsu/gijutsukanri/ud/shishin/>

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成十八年六月二十一日 法律第九十一号

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条－第七条）
- 第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条－第二十四条）
- 第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条－第四十条）
- 第五章 移動等円滑化経路協定（第四十一条－第五十一条）
- 第六章 雑則（第五十二条－第五十八条）
- 第七章 罰則（第五十九条－第六十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十三号ハにおいて同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者

- ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者
 - ハ 航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 五 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- イ 鉄道事業法による鉄道施設
 - ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）
 - ホ 航空旅客ターミナル施設
- 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 八 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十一 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう
- 十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。

-
- 十四 **建築主等** 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十五 **建築物** 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十六 **特定建築物** 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十七 **特別特定建築物** 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 十八 **建築物特定施設** 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 十九 **建築** 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十 **所管行政庁** 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十一 **重点整備地区** 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
 - ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
 - ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十二 **特定事業** 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。
- 二十三 **公共交通特定事業** 次に掲げる事業をいう。
- イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業
 - ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業
- 二十四 **道路特定事業** 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。
- イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
 - ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良
-

に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項

ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開

発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を

公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(道路管理者の基準適合義務等)

第十条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 新設特定道路についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

(路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合

するように維持しなければならない。

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあっては、それぞれの長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合においては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公園管理者等の基準適合義務等）

第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

3 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

4 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準

に適合するように維持しなければならない。

- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。

- 3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

-
- 一 特定建築物の位置
 - 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
 - 五 その他主務省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。
- 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。
- 6 建築基準法第十八条第三項及び第十二項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
- 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
- 8 建築基準法第十二条第七項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第一号イを除く。）、第六十八条の五の二第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の三（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二

第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。)の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

(認定特定建築物の表示等)

第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定建築主等に対する改善命令)

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第一項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。

一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第二十四条 建築物特定施設(建築基準法第五十二条第六項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（第五項を除き、以下「基本構想」という。）を作成することができる。

- 2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
 - 二 重点整備地区の位置及び区域
 - 三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
 - 四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）
 - 五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
- 3 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を前項第三号及び第四号の生活関連施設として定めなければならない。
- 4 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項の指定市又は同条第二項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。
- 5 第一項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。
- 6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）と協議をしなければならない。

- 8 市町村は、次条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
- 9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 10 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
- 11 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 12 第六項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(協議会)

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 基本構想を作成しようとする市町村
 - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
 - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(基本構想の作成等の提案)

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
 - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公共交通特定事業の実施)

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者

等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
 - 二 公共交通特定事業の内容
 - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

（公共交通特定事業計画の認定）

第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（公共交通特定事業計画に係る地方債の特例）

第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

（道路特定事業の実施）

第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。

- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。
(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

第三十二条 第二十五条第四項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十一年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。
- 3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
- 4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
- 6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。

7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。

8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

（路外駐車場特定事業の実施）

第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
- 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（都市公園特定事業の実施）

第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。

2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
- 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の二第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、

関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

(建築物特定事業の実施)

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
- 二 建築物特定事業の内容
- 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。

4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 建築主事を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(交通安全特定事業の実施)

第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

2 前項の交通安全特定事業（第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。

3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。

5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

（基本構想に基づく事業の実施に係る命令等）

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第三十五条第一項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。

3 主務大臣等は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなく公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第五号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。

- 3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。
- 4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
- 5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条、第百二十六条、第百二十七条の二及び第百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債についての配慮)

第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第五章 移動等円滑化経路協定

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第四十一条 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
 - 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化経路協定の有効期間

四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 建築主事を置かない市町村の市町村長は、第四十一条第二項第二号に掲げる事項に建築物に関するものを定めた移動等円滑化経路協定について同条第三項の認可をしようとするときは、前条第二項の規定により提出された意見書を添えて、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

3 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含

む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第四十三条第三項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

（移動等円滑化経路協定の効力）

第四十六条 第四十三条第三項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等）

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第三項（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第四十三条第三項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第四十三条第三項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（移動等円滑化経路協定の廃止）

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（土地の共有者等の取扱い）

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有

する者とみなす。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第三項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(借主の地位)

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第六章 雑則

(資金の確保等)

第五十二条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告

をさせることができる。

5 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

2 第九条、第二十四条、第二十九条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二条第三項、第三十八条第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十五条第十項及び第十一項（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(不服申立て)

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

(事務の区分)

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(道路法の適用)

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(経過措置)

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者

三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者

二 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 第五十三条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

平成十八年十二月八日 政令第三百七十九号

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
 - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国に区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
 - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国に区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。
- 三 前二号に掲げるものであるほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第二条 法第二条第九号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は

条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。)とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場

二 屋根付広場

三 休憩所

四 野外劇場

五 野外音楽堂

六 駐車場

七 便所

八 水飲場

九 手洗場

十 管理事務所

十一 掲示板

十二 標識

(特定建築物)

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百三十三号第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

一 学校

二 病院又は診療所

三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

四 集会場又は公会堂

五 展示場

六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

七 ホテル又は旅館

八 事務所

九 共同住宅、寄宿舍又は下宿

十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十二 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

十三 博物館、美術館又は図書館

十四 公衆浴場

十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十六 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊
(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 盲学校、聾学校又は養護学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボウリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊
(建築物特定施設)

第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機

- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第7条 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十四条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三条において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等)

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十条第一項
 - 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項本文
 - 三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条及び第十一条第一項
- 2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項
- 二 軌道法施行令第六条第一項ただし書
- 三 自動車ターミナル法第十一条第三項

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

(廊下等)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊り場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏み面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設する者に限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(便所)

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。
- 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(ホテル又は旅館の客室)

第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合には、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。

ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

- 二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

ロ 出入口は、前号ロに掲げるものであること。

(敷地内の通路)

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

二 段がある部分は、次に掲げるものであること。

イ 手すりを設けること。

ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。

ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。三傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(2) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 建築物が公共用歩廊である場合その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであ

-
- ること。
- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
 - ニ 昇降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
 - ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
 - (1) かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。
 - (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
 - リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
 - (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - (3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける
-

こと。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（案内設備）

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

（案内設備までの経路）

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交

通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックにその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

（増築等に関する適用範囲）

第二十二条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第二十三条 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第二十四条 法第十九条の政令で定める床面積は、認定特定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（道路管理者の権限の代行）

第二十五条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、次に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十一号の四、第十二号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第十四号、第十四号の二、第十六号、第十七号及び第二十一号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもの

二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下この条において「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

三 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

四 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

2 市町村は、前項第一号（道路法施行令第四条第一項第十一号の四又は第十二号に係る部分に限る。）又は第二号から第四号までに掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第十六号及び第十七号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

4 市町村が法第三十二条の規定により道路特定事業を実施する場合において、道路管理者が当該道路について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（保留地において生活関連施設等を設置する者）

第二十六条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

（生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第二十七条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

（報告及び立入検査）

第二十八条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める模様。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項におい

て同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準(同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。)への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、法第十四条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成六年政令第三百十一号)

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第四百四十三号)

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

(類似の用途)

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

一 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)

二 劇場、映画館又は演芸場

三 集会場又は公会堂

四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗

五 ホテル又は旅館

六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)

七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

八 博物館、美術館又は図書館

移動等円滑化の促進に関する基本方針

国家公安委員会
総務省 告示第一号
国土交通省

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

移動等円滑化の促進に関する基本方針

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展していること、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要となっており、その前提として、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（以下、「移動等円滑化」という。）が急務になっている。

本方針は、このような移動等円滑化の実現に向け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針として定めるものである。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1 移動等円滑化の意義

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、本格的な高齢社会への対応が急務となっている。本格的な高齢社会においては、健全で活力ある社会形成のためには、高齢者の自立と社会参加が不可欠となる。

また、近年、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、障害者が障害のない者とともに活動し、サービスを受けることができるよう配慮することが強く求められるようになってきている。

このように我が国においては、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性にかんがみ、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加するための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

移動等円滑化の効果としては、高齢者、障害者等の社会参加が促進され、社会的経済的に活力ある社会が維持されるほか、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、生き生きと安全に暮らせるようすべての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を実現することが挙げられる。

なお、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含むすべての障害者で身体の機能上の制限を受けるものはすべて含まれること並びに身体の機能

上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示のわかりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2 移動等円滑化の目標

移動等円滑化を実現させるためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。

したがって、法では、これらの施設を設置し、又は管理するものに対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等並びに一定の道路、公園施設、路外駐車場及び建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。

また、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が基本構想に即して重点的かつ一体的に実施されることとしている。

移動等円滑化の促進に当たっては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

(1) 旅客施設

① 鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である鉄道駅及び軌道停留場については、平成二十二年までに、原則としてすべての鉄道駅及び軌道停留場について、エレベーター又は、エスカレーターを高低差五メートル以上の鉄道駅及び軌道停留場に設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の鉄道駅及び軌道停留場についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上であるバスターミナルについては、平成二十二年までに、原則としてすべてのバスターミナルについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である旅客船ターミナルについては、平成二十二年までに、原則としてすべての旅客船ターミナルについて、段差の解消、視覚障害者

誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成二十二年までに、原則としてすべての航空旅客ターミナル施設について、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

(2) 車両等

① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約五十パーセントに当たる約二万六千両については、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

② バス車両

平成二十七年までに、原則として総車両数約六万台のすべてについて、低床化された車両に代替する。また、総車両数の約三十パーセントに当たる約一万八千台については、平成二十二年までに、ノンステップバスとする。

③ タクシー車両

平成二十二年までに、約一万八千台の福祉タクシーを導入する。

④ 船舶

総隻数約千隻のうち約五十パーセントに当たる約五百隻については、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

⑤ 航空機

総機数約五百三十機のうち約六十五パーセントに当たる約三百四十機については、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

(3) 道路

平成二十二年までに、原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施する。

(4) 都市公園

① 移動等円滑化園路

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された都市公園の約四十五パーセントについては、平成二十二年までに、園路及び広場について、移動等円滑化を実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された都市公園の約三十五パーセントについては、平成二十二年までに、駐車場について、移動等円滑化を実施する。

③ 便所

便所の設置された都市公園の約三十パーセントについては、平成二十二年までに、便所に

ついて、移動等円滑化を実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約四十パーセントについては、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

二千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約五十パーセントについては、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成二十二年までに、原則としてすべての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。

二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

施設設置管理者は、利用者の利便性及び安全性の向上を図る観点から、施設及び車両等の整備、適切な情報の提供及び職員等関係者に対する適切な教育訓練について関係者と連携しながら、1から3までに掲げる各々の措置を適切に講ずることにより、移動等円滑化を進めることが必要である。

施設設置管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その措置が効果的に実施されるよう、地域の実情を把握している市町村等の関係者と連帯することにより、可能な限り利便性の高い道線の確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設に設置される設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、公共交通事業者等にあっては、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。また、施設設置管理者は、旅客施設について移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくことが重要である。さらに、施設及び車両等の整備に当たっては、高齢者、障害者等を区別するのではなく、障害のない者と共に利用できる形での施設設備を図るユニバーサルデザインの考え方に十分留意することが重要であること、また、可能な限り高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

1 施設及び車両等の整備

移動等円滑化を図るためには、まず、施設及び車両等についてのハード面の整備が必要である。したがって、法では、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等並びに一定の道路、公園施設、路外駐車場及び建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を

整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。

ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものによること。

ハ 車両等にあつては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるように必要な措置を講ずること。

ニ 旅客施設、車両等にあつては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するために必要な設備を整備すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資すると考えられる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築時等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設等設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又ははっきりした色彩で見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはっきりした音声により聞き取りやすく放送すること等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。

3 職員等関係者に対する適切な教育訓練

移動等円滑化を図るためには、施設及び車両等についてのハード面の調整のみならず、職員等関係者による適切な対応が必要である。

したがって、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、これらの者による施設及び車両等の利用を正当な理由なく拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等対応を適切に行うことができるよう、計画的な研修の実施及び高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備等により職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。

三 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

(1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義

移動等円滑化を速やかにかつ効果的に実現するためには、基本構想において、生活関連施設の集積する一定の地区を重点整備地区として定め、移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要である。

(2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的構想が重要である。

① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進

重点整備地区における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行いながら基本構想を作成することにより、これらの事業の効果的な推進が図られることが重要である。

② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進

基本構想の作成は市町村が行うが、移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者がこれに積極的に協力し、各種事業を一体的に推進していくことが必要である。

③ 地域住民等の理解及び協力

重点整備地区における移動等円滑化を図るに当たり、基本構想に位置付けられた各種事業が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解及び協力が重要である。

(3) 基本構想作成に当たっての留意事項

市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

① 目標の明確化

各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

② 都市計画との調和

基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスタープラン」という。）との調和が保たれている必要がある。

③ 地方自治法に規定する基本構想との整合性

市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

④ 地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和

地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第九条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和三十八

年法律第百三十三号) 第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号) 第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が保たれていることに留意する必要がある。

⑤ 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者及び自家用有償旅客運送者等が行っているスペシャル・トランスポート・サービス(要介護者等であって単独では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービスをいう。)の在り方にも十分配慮する。

さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図って関係者間の共通認識を確保する。

⑥ 高齢者、障害者等の提案及び意見の反映

施設及び車両等の利用者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるように努める。このため、法第二十七条に規定する基本構想の作成等の提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えるとともに、法第二十六条に規定する協議会(以下「協議会」という。)を有効に活用することが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

2 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 重点整備地区の数

市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によっては、複数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定することも可能である。

(2) 複数の市町村及び都道府県の協力

生活関連施設の利用者が複数の市町村にまたがって流動しており、重点整備地区の範囲が複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態にかんがみ適当であると認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。

また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力を求める

ことが重要である。

(3) 重点整備地区の境界

重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

3 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生活関連施設、生活関連経路等については次に掲げるとおり記載することが望ましい。

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、2(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが、必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面具体的な事業実施の見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになった段階で記載内容を追加又は変更する等段階的に基本構想を策定し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

(1) 特定事業

特定事業としては、具体的には、特定旅客施設及び特定車両について公共交通特定事業、生活関連経路を構成する道路等について道路特定事業、特定路外駐車場について路外駐車場特定事業、特定公園施設について都市公園特定事業、特定建築物について建築物特定事業、信号機の設置等について交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、第二十五条第二項第四号括弧書に規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を確保するために、当該特定旅客施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公共交通特定事業として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在すること

から、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実かつ円滑に行うためには、対象となる生活関連施設の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らして判断し、必要性等の高いものから基本構想に順次位置付けていくことが望ましい。

また、事業の着手予定時期、実施予定期間について可能な限り具体的かつ明確に記載することとし、当面事業の実施の見込みがない場合にあっては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

(2) その他の事業

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等（河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあっては、これらの施設を含む。）の整備があり、おおむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

(3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に協議することが必要であり、事業の記載に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たっては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

5 4に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(1) 土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する必要な事項

重点整備地区における重点的かつ一体的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況及び生活関連施設並びに生活関連経路の配置の状況によっては、これらの事業を単独で行うのではなく、土地区画整理事業、市街地

再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

① 具体的事業の内容

4に規定する事業と併せて行う事業の洗濯に当たっては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスタープランの位置付け等を踏まえて判断することが重要である。

② 記載事項

基本構想には、事業の種類、おおむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第五項に規定する公共施設を除く。）であって基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おおむねの位置等についても記載する必要がある。

(2) 自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項

移動等円滑化の妨げとなっている自転車その他の車両の放置及び違法駐車を防止するための抜本的な施策として、駐輪場等自転車その他の車両の駐車のための施設を特定事業その他の事業と一体的に整備することは極めて有効であることから、具体的な位置等これらの整備に関するおおむねの内容を記載するほか、その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項について記載することとする。

(3) その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

① 推進体制の整備

基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

② 事業推進上の留意点

イ 地域特性等の尊重及び創意工夫

各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

ロ 積雪及び凍結に対する配慮

積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置を講ずるよう努めることが必要である。

ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容

基本構想に即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

ニ 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

ホ 基本構想策定後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想策定後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

ヘ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

③ その他基本構想作成上の留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、この基本方針の三に定めのない事項について基本構想に記載することを妨げるものではない。

また、市町村は、基本構想が作成された後も、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況及び重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、協議会の活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じ、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが望ましい。特に、移動等円滑化について、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図ることが重要であることに留意する必要がある。

四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

1 国の責務及び講ずべき措置

(1) 国の責務（スパイラルアップ及び心のバリアフリー）

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スパイラルアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のバリアフリー」が不可欠であることを踏まえ、国は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

さらに、このような責務を前提に、全国的に一定の基準の施設及び車両等の整備を確保するという観点から、関係省庁間で緊密な連携を確保しながら、次に掲げる措置を講ずるよう努める。

(2) 設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等

施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要

があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるような環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものを含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等移動等円滑化を促進するために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう求めることが必要である。

なお、建築物の移動等円滑化に関しては、地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用を努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政庁は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として使い得る又は利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

4 国民の責務（心のバリアフリー）

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民一人一人の理解と協力が不可欠である。

したがって、国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、視覚障害者用誘導ブロックへの駐輪、身体障害者用駐車スペースへの駐車等による高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障害者等の移動及び施設の利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが重要である。

附 則

- 1 この告示は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。
- 2 移動円滑化の促進に関する基本方針（平成十二年国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第一号）は、廃止する。

人にやさしいまちづくり条例 施設整備マニュアル

平成19年3月発行

■ 編集発行

福島県保健福祉部保健福祉総務領域
少子高齢社会対策グループ

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7198 FAX 024-521-7979

e-mail shoushikourei@pref.fukushima.jp

ホームページ <http://www.pref.fukushima.jp/shoushi/kourei-yasamati-index.htm>

